

基準の改正等に伴う修正項目 新旧対照表

※ 以下の計画の内容に影響のない軽微な修正は、事務局において修正する。

- ① 修正案に連動して修正が必要なもの
- ② 語句の置き換えに伴う修正
- ③ 組織改正に伴う組織名称の修正

など

基準の改正等に伴う修正項目(目次)

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
基本・風水害対策編	—	—	(避難準備情報等の名称変更)	1
基本・風水害対策編	第1章 総則	第4節 本市の概況	第2 都市的条件	2～3
基本・風水害対策編	第2章 災害予防計画	第2節 風水害予防計画	第1 洪水予防対策 第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策	4～5
基本・風水害対策編	第2章 災害予防計画	第2節 風水害予防計画	第2 高潮・津波災害の予防対策	6
基本・風水害対策編	第2章 災害予防計画	第2節 風水害予防計画	第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策	7
震災対策編	第2章 震災予防計画	第5節 地盤災害による被災の防止	第2 地震に伴うがけ崩れ等による建築物等の被災防止対策	
基本・風水害対策編	第2章 災害予防計画	第2節 風水害予防計画	第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策	8
基本・風水害対策編	第2章 災害予防計画	第6節 避難体制の整備	第4 指定緊急避難場所等の基準	9
基本・風水害対策編	第2章 災害予防計画	第9節 要配慮者に係る災害の予防対策	第1 要配慮者の現況	10
震災対策編	第2章 震災予防計画	第15節 要配慮者に係る災害の予防対策	第1 要配慮者の現況	
基本・風水害対策編	第2章 災害予防計画	第9節 要配慮者に係る災害の予防対策	第3 避難行動要支援者に係る支援体制	11
震災対策編	第2章 震災予防計画	第15節 要配慮者に係る災害の予防対策	第3 避難行動要支援者に係る支援体制	
基本・風水害対策編	第2章 災害予防計画	第9節 要配慮者に係る災害の予防対策	第3 避難行動要支援者に係る支援体制	12
震災対策編	第2章 震災予防計画	第15節 要配慮者に係る災害の予防対策	第3 避難行動要支援者に係る支援体制	
基本・風水害対策編	第2章 災害予防計画	第10節 災害ボランティア活動の環境整備	第3 災害ボランティアの受入体制	13
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第2節 災害応急組織の編成・運用	第3 注意体制	14
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第2節 災害応急組織の編成・運用	第5 災害警戒本部	15
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第2節 災害応急組織の編成・運用	第6 災害対策本部	16～17
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第2節 災害応急組織の編成・運用	第6 災害対策本部(事務局分掌事務・担当部局)	
震災対策編	第3章 震災応急対策	第2節 災害応急組織の編成・運用	第3 災害対策本部(事務局分掌事務・担当部局)	18～19
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第2節 災害応急組織の編成・運用	第6 災害対策本部(分掌事務)	
震災対策編	第3章 震災応急対策	第2節 災害応急組織の編成・運用	第3 災害対策本部(分掌事務)	20
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第2節 災害応急組織の編成・運用	第6 災害対策本部	21
震災対策編	第3章 震災応急対策	第2節 災害応急組織の編成・運用	第3 災害対策本部	
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第2節 災害応急組織の編成・運用	第8 職員の動員	22～23
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第3節 情報の収集及び伝達	第1 情報の収集・伝達体制	24
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第3節 情報の収集及び伝達	第2 気象情報等の収集及び伝達	25

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第3節 情報の収集及び伝達	第2 気象情報等の収集及び伝達	26
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第3節 情報の収集及び伝達	第2 気象情報等の収集及び伝達	27
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第3節 情報の収集及び伝達	第3 災害情報の収集・伝達及び報告	28
震災対策編	第3章 震災応急対策	第3節 情報の収集及び伝達	第3 災害情報の収集・伝達及び報告	
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第5節 避難対策	第6 指定緊急避難場所の開設等	29
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第5節 避難対策	第6 指定緊急避難場所の開設等	30
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第6節 衣食等生活必需品の供給	第1 物資の調達	31～33
震災対策編	第3章 震災応急対策	第6節 衣食等生活必需品の供給	第1 物資の調達	
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第6節 衣食等生活必需品の供給	第1 物資の調達	34
震災対策編	第3章 震災応急対策	第6節 衣食等生活必需品の供給	第1 物資の調達	
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第6節 衣食等生活必需品の供給	第2 食品の供給	35
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第28節 区の応急対策	第6 応急救助活動	
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第7節 給水及び上水道施設応急対策	第3 給水対策	36
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第11節 避難対策	第1 被災者の救出	37
震災対策編	第3章 震災応急対策	第11節 救難対策	第1 被災者の救出	
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第12節 医療・救護対策	第1 医療救護対策部の設置 第3 医療救護班等の編成及び活動 第5 DMATの派遣要請及び活動支援 第6 DPATの派遣要請及び活動支援 第7 こども支援チームの派遣要請及び活動支援 第8 医療機関等への応援要請	38～41
震災対策編	第3章 震災応急対策	第12節 医療・救護対策	第1 医療救護対策部の設置 第3 医療救護班等の編成及び活動 第5 DMATの派遣要請及び活動支援 第6 DPATの派遣要請及び活動支援 第7 こども支援チームの派遣要請及び活動支援 第8 医療機関等への応援要請	
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第13節 遺体の捜索・処理及び火葬対策	全ての項目	42～48
震災対策編	第3章 震災応急対策	第13節 遺体の捜索・処理及び火葬対策	全ての項目	
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第14節 保健衛生及び防疫対策	第2 被災者の健康管理	49
震災対策編	第3章 震災応急対策	第14節 保健衛生及び防疫対策	第2 被災者の健康管理	
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第20節 住宅等応急対策	第1 応急仮設住宅の調達・供給体制の整備	50
震災対策編	第3章 震災応急対策	第20節 住宅等応急対策	第1 応急仮設住宅の調達・供給体制の整備	
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第20節 住宅等応急対策	第6 被災宅地の応急危険度判定	51

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第26節 応援要請及び協力要請	第1 民間団体等への協力要請	52
震災対策編	第3章 震災応急対策	第26節 応援要請及び協力要請	第1 民間団体等への協力要請	
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第27節 災害ボランティアの受入	—	53
震災対策編	第3章 震災応急対策	第27節 災害ボランティアの受入	—	
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第28節 区の応急対策	第6 応急救助活動	54
震災対策編	第3章 震災応急対策	第28節 区の応急対策	第6 応急救助活動	
基本・風水害対策編	第4章 災害復旧・復興計画	第4節 企業等援護計画	第1 農林漁業関係の融資	55～57
基本・風水害対策編	第4章 災害復旧・復興計画	第4節 企業等援護計画	第2 中小企業関係の融資	58
基本・風水害対策編	第4章 災害復旧・復興計画	第5節 義援金及び救済物資の受入・配分計画	第3 救済物資の受入等 第5 他の市町村が被災した場合の措置	59
基本・風水害対策編	第4章 災害復旧・復興計画	第7節 罹災証明書の交付	—	60～68
基本・風水害対策編	第5章 公益企業等防災計画	第3節 電信電話施設(西日本電信電話株式会社広島支店、株式会社NTTドコモ中国支社)	(参考 NTTグループの情報連絡体制)	69
基本・風水害対策編	第5章 公益企業等防災計画	第4節 交通輸送施設	第4 日本通運株式会社	70
基本・風水害対策編	第5章 公益企業等防災計画	第4節 交通輸送施設	第5 広島電鉄株式会社	71～72
震災対策編	第2章 震災予防計画	第1節 方針	第2 市民と行政が一体となった取組	73
震災対策編	第2章 震災予防計画	第4節 道路・公園緑地・河川等の公共施設の整備	第3 海岸保全施設	74
震災対策編	第2章 震災予防計画	第7節 建築物の耐震性の向上	第1 建築物等の耐震性の向上	75
震災対策編	第2章 震災予防計画	第9節 災害応急対策の整備	第8 緊急輸送体制の整備	76～77
震災対策編	第2章 震災予防計画	第13節 避難体制の整備	第5 避難路の整備	78～79
震災対策編	第3章 震災応急対策	第2節 災害応急組織の編成・運用	第3 災害対策本部	80～81
震災対策編	第3章 震災応急対策	第2節 災害応急組織の編成・運用	第5 職員の動員	82～83
震災対策編	第3章 震災応急対策	第5節 避難対策	第7 指定緊急避難場所の開設等	84
震災対策編	第3章 震災応急対策	第20節 住宅等応急対策	第6 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定	85
震災対策編	第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画	第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する計画	—	86
都市災害対策編	第2章 海上災害対策	第5節 災害応急対策	第1 災害対策本部の体制	87
都市災害対策編	第2章 海上災害対策	(資料6 広島地区排出油等防除協議会会則)	—	88～89
都市災害対策編	第2章 海上災害対策	(資料7 海上流出油対策用資機材の保有状況)	—	90
都市災害対策編	第3章 航空機災害対策	第2節 市域における飛行場施設等の現況	—	91
都市災害対策編	第4章 鉄道災害対策	第2節 市域における鉄道施設等の現況	—	92

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
都市災害対策編	第4章 鉄道災害対策	第2節 市域における鉄道施設等の現況	(資料1 鉄軌道施設の概要)	93
都市災害対策編	第5章 道路災害対策	第2節 市域における鉄道施設等の現況	(資料1 高速道路等の概要)	94
都市災害対策編	第5章 道路災害対策	第2節 市域における鉄道施設等の現況	(資料3 一般国道トンネルの概要)	95
都市災害対策編	第6章 大規模火事災害対策	第2節 市域における大規模施設等の現況	—	96
都市災害対策編	第6章 大規模火事災害対策	(別表1 高さ50mを超える構想建築物の現況)	—	97
都市災害対策編	第6章 大規模火事災害対策	(別表3 延床面積3,000㎡以上の病院・社会福祉施設の現況)	—	98
都市災害対策編	第6章 大規模火事災害対策	(別表4 延床面積6,000㎡以上の店舗・ホテル等の現況)	—	98
都市災害対策編	第6章 大規模火事災害対策	(別表5 林道整備状況)	—	99
都市災害対策編	第6章 大規模火事災害対策	(別表6 広島市の火災状況(過去10年間))	—	100
都市災害対策編	第6章 大規模火事災害対策	(別表7 消防機関及び関係機関における大規模火事災害への主な対応資機材(消防車両を除く。))の保有状況)	—	101
都市災害対策編	第7章 危険物等災害対策	第2節 市域における危険物等施設の現況	—	102
都市災害対策編	第7章 危険物等災害対策	第2節 市域における危険物等施設の現況	—	103
都市災害対策編	第7章 危険物等災害対策	(別表8 特に注意すべき毒物劇物施設)	—	104
都市災害対策編	第7章 危険物等災害対策	(別表9 毒物劇物の特性等)	—	105
都市災害対策編	第8章 放射性物質災害対策	第4節 災害予防計画	第1 放射性物質の安全規制	106
都市災害対策編	第8章 放射性物質災害対策	第5節 災害応急対策	第6 迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動	107
都市災害対策編	第9章 ライフライン災害対策	第2節 市域におけるライフライン施設等の現況	—	108
水防計画	第3章 水防応急活動	第1節 水防委員の出動	第1 出動の指令	109
水防計画	第4章 避難対策	第1節 注意喚起(自主避難の呼びかけ) 第2節 避難の勧告・指示等	—	110
水防計画	第4章 避難対策	第4節 災害種別に応じた避難	第1 洪水への対応 第2 高潮への対応 第3 土砂災害への対応 第4 津波への対応	111～114
水防計画	第4章 避難対策	第4節 災害種別に応じた避難	第3 土砂災害への対応	115～116
水防計画	(別表第1 水位・潮位及び雨量の観測場所 (1) 広島市雨量観測所)		—	117
水防計画	(別表第1 水位・潮位及び雨量の観測場所 (5) 広島地方気象台雨量観測施設)		—	118
水防計画	(別表第11 水防信号施設等 2 水防信号施設等)		—	119

修 正 前	
基本・風水害対策編 震災対策編 水防計画	頁 全ての該当箇所
<p>「避難準備<u>情報</u>」 「避難指示<u> </u>」</p> <p>【修正の例】 以下と同様に、地域防災計画及び水防計画内の「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」を「避難指示（緊急）」に変更する。）</p> <p>基本・風水害対策編の59頁</p> <p>第7節 防災教育・訓練及び調査研究 第1 防災知識の普及 1 市民に対する防災広報《企画総務局広報課、危機管理室災害予防課、消防局予防課・各消防署、各市区政調整課・地域起こし推進課》 (1) 周知の内容 ウ 防災情報（気象情報や災害情報等）の意味 「注意喚起（自主避難の呼びかけ）」、「<u>避難準備情報</u>」、「避難勧告」、「<u>避難指示</u>」の意味、危険度の段階に応じて発信する意図等。</p>	

修 正 後
<p>修 正 理 由</p> <p>○ 平成28年台風第10号による水害で、死者・行方不明者27人が発生する等、東北・北海道の各地で甚大な被害が発生した。とりわけ、岩手県岩泉町では、グループホームが被災し、入所者9名が全員亡くなる等、高齢者の被災が相次いだ。</p> <p>本水害では、「避難準備情報」の意味が正しく理解されず、高齢者施設において、適切な避難行動がとられなかったことを重く受けとめ、高齢者等が避難を開始する段階であるということを明確にするため、国において「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に名称変更することとなった。</p> <p>また、「避難指示」については、「避難勧告」との違いがわかりにくいことから、より緊急性が高く、切迫した状況であることを伝えるために「避難指示（緊急）」と表記することとなった。</p>
<p>「避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>」 「避難指示（<u>緊急</u>）」</p> <p>【修正の例】 以下と同様に、地域防災計画及び水防計画内の「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」を「避難指示（緊急）」に変更する。）</p> <p>基本・風水害対策編の59頁</p> <p>第7節 防災教育・訓練及び調査研究 第1 防災知識の普及 1 市民に対する防災広報《企画総務局広報課、危機管理室災害予防課、消防局予防課・各消防署、各市区政調整課・地域起こし推進課》 (1) 周知の内容 ウ 防災情報（気象情報や災害情報等）の意味 「注意喚起（自主避難の呼びかけ）」、「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」、「避難勧告」、「<u>避難指示（緊急）</u>」の意味、危険度の段階に応じて発信する意図等。</p>

修 正 前

基本・風水害対策編

第1章 総則

第4節 本市の概況

頁

9

第2 都市的条件

1 人 口

本市の人口は、国勢調査（平成27年10月1日実施：速報値）によれば、1,194,507人で、行政区別の人口は、安佐南区の242,660人が最も多く、次いで西区、安佐北区、南区、佐伯区、中区、東区、安芸区の順となっている。

面積1㎏当たりの人口密度は、全市では 1,318 人であり、デルタ市街地（中区、東区、南区、西区）・周辺部（安佐南区、安佐北区、安芸区、佐伯区）別にみた場合、デルタ市街地では 5,063 人、周辺部では 765 人となっており、デルタ市街地は、周辺部に比べ6.6倍の人口密度を示しており、更に昼間流入人口を考慮すれば、都市災害による人的被害の危険性が中央に集中している。

人口分布状況

区 分	人 口 (人)	人口密度 (人/㎏)	面 積 (㎏)
総 数	<u>1,194,507</u>	<u>1,317.7</u>	906.53
中 区	<u>136,684</u>	<u>8,921.9</u>	15.32
東 区	<u>120,075</u>	<u>3,046.0</u>	39.42
南 区	<u>142,719</u>	<u>5,426.6</u>	26.30
西 区	<u>191,134</u>	<u>5,367.4</u>	35.61
安佐南区	<u>242,660</u>	<u>2,069.8</u>	117.24
安佐北区	<u>145,074</u>	<u>410.6</u>	353.33
安 芸 区	<u>79,370</u>	<u>843.6</u>	94.08
佐 伯 区	<u>136,791</u>	<u>607.4</u>	225.22

2・3 (略)

修 正 後

修 正 理 由

○ 国勢調査（平成27年10月1日実施）の確定値が発表されたため修正する。

第2 都市的条件

1 人 口

本市の人口は、国勢調査（平成27年10月1日実施 削除）によれば、1,194,034人で、行政区別の人口は、安佐南区の242,512人が最も多く、次いで西区、安佐北区、南区、佐伯区、中区、東区、安芸区の順となっている。

面積1㎏当たりの人口密度は、全市では 1,317 人であり、デルタ市街地（中区、東区、南区、西区）・周辺部（安佐南区、安佐北区、安芸区、佐伯区）別にみた場合、デルタ市街地では 5,062 人、周辺部では 764 人となっており、デルタ市街地は、周辺部に比べ6.6倍の人口密度を示しており、更に昼間流入人口を考慮すれば、都市災害による人的被害の危険性が中央に集中している。

人口分布状況

区 分	人 口 (人)	人口密度 (人/㎏)	面 積 (㎏)
総 数	<u>1,194,034</u>	<u>1,317.1</u>	906.53
中 区	<u>136,640</u>	<u>8,919.1</u>	15.32
東 区	<u>120,155</u>	<u>3,048.1</u>	39.42
南 区	<u>142,728</u>	<u>5,426.9</u>	26.30
西 区	<u>190,929</u>	<u>5,361.7</u>	35.61
安佐南区	<u>242,512</u>	<u>2,068.5</u>	117.24
安佐北区	<u>145,018</u>	<u>410.4</u>	353.33
安 芸 区	<u>79,353</u>	<u>843.5</u>	94.08
佐 伯 区	<u>136,699</u>	<u>607.0</u>	225.22

2・3 (略)

修 正 前	
基本・風水害対策編 第1章 総則 第4節 本市の概況	頁 9
第2 都市的条件 1 (略) 2 建築物等 (1) 建築物の推移 市域における建築物の推移を見ると、平成 <u>26</u> 年度 <u> </u> の総数は、 <u>40,768</u> 件で、前年度比 <u>360</u> 件の増加となり、住居系は増加傾向にある。 (2) 用途別分布状況 市域における建築物の用途別分布状況をみると、住居系、商業系の建築物の半数が中心部に、工業系の建築物がそのフランジ部に集積しているが近年各用途とも分散傾向にある。 (3) 中高層建築物（4階建以上） 市域における中高層建築物（4階建以上）は、平成 <u>27</u> 年 3 月末日現在 <u>15,148</u> 棟で、これらの大半はデルタ市街地に集中している。 この建築物の中高層化とともに、あわせて進行している市街地の周密化・外延化は、火災や地震などに伴う災害への対応を一層困難なものとしている。 3 危険物施設、高圧ガス施設及び火薬類施設 （以下本編において「危険物施設等」という。） 市域におけるそれぞれの施設数の推移を見ると、平成 <u>26</u> 年度の総数は、危険物施設 <u>1,816</u> 件、高圧ガス施設 <u>2,246</u> 件、火薬類施設 <u>60</u> 件で、危険物施設は、平成 7 年度をピークに減少傾向にある。 (略)	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 数値の時点修正。	
第2 都市的条件 1 (略) 2 建築物等 (1) 建築物の推移 市域における建築物の推移を見ると、平成 <u>27</u> 年度末の総数は、 <u>40,965</u> 件で、前年度比 <u>197</u> 件の増加となり、住居系は増加傾向にある。 (2) 用途別分布状況 市域における建築物の用途別分布状況をみると、住居系、商業系の建築物の半数が中心部に、工業系の建築物がそのフランジ部に集積しているが近年各用途とも分散傾向にある。 (3) 中高層建築物（4階建以上） 市域における中高層建築物（4階建以上）は、平成 <u>28</u> 年 3 月末日現在 <u>15,057</u> 棟で、これらの大半はデルタ市街地に集中している。 この建築物の中高層化とともに、あわせて進行している市街地の周密化・外延化は、火災や地震などに伴う災害への対応を一層困難なものとしている。 3 危険物施設、高圧ガス施設及び火薬類施設 （以下本編において「危険物施設等」という。） 市域におけるそれぞれの施設数の推移を見ると、平成 <u>27</u> 年度の総数は、危険物施設 <u>1,790</u> 件、高圧ガス施設 <u>2,297</u> 件、火薬類施設 <u>55</u> 件で、危険物施設は、平成 7 年度をピークに減少傾向にある。 (略)	

修正前

(2) 住民への周知

土砂災害から生命・身体の被害を防止するためには、住民自らが土砂災害に関する各種情報をあらかじめ把握し、緊急時に行政側からの避難勧告等に従うのみならず、自らの判断による場合を含め事前避難を行うことが重要である。このため、警戒区域における円滑な警戒避難が行われるよう平常時から住民の防災意識の向上を促すため以下に掲げる事項について、住民説明会、防災講座、広報紙、広島市ホームページ、ハザードマップ 及び地理情報システム（GIS）の活用などあらゆる方法により、積極的に住民に周知するとともに住民の避難行動につながる仕組み・環境づくりに向けた取組を行う。

(以下 略)

修正後

(2) 住民への周知

土砂災害から生命・身体の被害を防止するためには、住民自らが土砂災害に関する各種情報をあらかじめ把握し、緊急時に行政側からの避難勧告等に従うのみならず、自らの判断による場合を含め事前避難を行うことが重要である。このため、警戒区域における円滑な警戒避難が行われるよう平常時から住民の防災意識の向上を促すため以下に掲げる事項について、住民説明会、防災講座、広報紙、広島市ホームページ、ハザードマップ、広島市防災情報共有システム及び地理情報システム（GIS）の活用などあらゆる方法により、積極的に住民に周知するとともに住民の避難行動につながる仕組み・環境づくりに向けた取組を行う。

(以下 略)

以下同様に、情報伝達方法に「広島市防災情報共有システム」を追加する。

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画	頁 19
第2 高潮・津波災害の予防対策 (略) 2 広島港海岸保全施設整備事業 (1) 国施行事業《国土交通省中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所》 平成17年度より、南観音、江波、吉島、船越、矢野の5地区について、新たに国直轄事業を導入し、広島港の高潮対策の整備促進を図る。 なお、平成17年度から調査設計を行い、平成32年度までの完成を予定している。 (2) 県施行事業《県港湾漁港整備課》 広島港の高潮対策（海岸保全施設整備事業）については、国（国土交通省）の海岸事業第1次五ヶ年計画（S45～S49）に基づき、海岸管理者である県において既往最高潮面（+4.61）に余裕高を加えた天端高（+5.5～6.0）で観音、江波、吉島、出島、宇品、元宇品、似島地区の護岸を整備した。 第2次5カ年計画（S51～S55）からは、伊勢湾台風級の大型台風が当地域に来襲した場合を想定した天端高（+6.0～8.2）により、国とも協議を行いながら、嘉永、住吉桜尾、美濃里、江波、吉島、出島、宇品、元宇品、丹那、船越、矢野、坂、似島の各地区において整備を推進してきた。 現在は、平成11年の台風18号及び平成16年の台風18号で被害があり、緊急性の高い地区から順次整備を進めている。 なお、近年における高潮被害の実態を考慮して、平成12年度に台風通過ルートを再検討したこと、及び最近の潮位上昇に伴い平成15年度に基準水面を変更したことにより、天端高（+6.1～8.3）の見直しを行った。 県整備実施地区： <u>出島、宇品外貿・中央、宇品内港、似島</u> 県整備計画地区： <u>元宇品、宇品東、丹那、向洋</u>	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 県整備実施地区：現在整備中の地区に変更。 県整備計画地区：当面の整備計画地区が無いため削除。
第2 高潮・津波災害の予防対策 (略) 2 広島港海岸保全施設整備事業 (1) 国施行事業《国土交通省中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所》 平成17年度より、南観音、江波、吉島、船越、矢野の5地区について、新たに国直轄事業を導入し、広島港の高潮対策の整備促進を図る。 なお、平成17年度から調査設計を行い、平成32年度までの完成を予定している。 (2) 県施行事業《県港湾漁港整備課》 広島港の高潮対策（海岸保全施設整備事業）については、国（国土交通省）の海岸事業第1次五ヶ年計画（S45～S49）に基づき、海岸管理者である県において既往最高潮面（+4.61）に余裕高を加えた天端高（+5.5～6.0）で観音、江波、吉島、出島、宇品、元宇品、似島地区の護岸を整備した。 第2次5カ年計画（S51～S55）からは、伊勢湾台風級の大型台風が当地域に来襲した場合を想定した天端高（+6.0～8.2）により、国とも協議を行いながら、嘉永、住吉桜尾、美濃里、江波、吉島、出島、宇品、元宇品、丹那、船越、矢野、坂、似島の各地区において整備を推進してきた。 現在は、平成11年の台風18号及び平成16年の台風18号で被害があり、緊急性の高い地区から順次整備を進めている。 なお、近年における高潮被害の実態を考慮して、平成12年度に台風通過ルートを再検討したこと、及び最近の潮位上昇に伴い平成15年度に基準水面を変更したことにより、天端高（+6.1～8.3）の見直しを行った。 県整備実施地区： <u>似島西、廿日市南</u> <u>(削除)</u>

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画	頁 20
第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策 1 かけ崩れ・山崩れ災害の予防対策 (1) (略) (2) 治山事業の推進《経済観光局農林整備課》 崩壊林地に対する復旧治山事業、山地災害危険地区等における予防治山事業、機能の低下した保安林の整備事業等の推進を県に働きかけるとともに、本市においては県の治山事業を補完する小規模崩壊地復旧事業及び広島市里山林地崩壊復旧事業を推進する。 なお、市域における山地災害危険地区は、県の調査結果によれば、 <u>3, 733</u> 地区となっている。(資料編「山地災害危険地区総括表」参照) こうした状況を踏まえ、危険地区の住民への周知と警戒避難体制の整備を図る。	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 数値の時点修正。
第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策 1 かけ崩れ・山崩れ災害の予防対策 (1) (略) (2) 治山事業の推進《経済観光局農林整備課》 崩壊林地に対する復旧治山事業、山地災害危険地区等における予防治山事業、機能の低下した保安林の整備事業等の推進を県に働きかけるとともに、本市においては県の治山事業を補完する小規模崩壊地復旧事業及び広島市里山林地崩壊復旧事業を推進する。 なお、市域における山地災害危険地区は、県の調査結果によれば、 <u>3, 738</u> 地区となっている。(資料編「山地災害危険地区総括表」参照) こうした状況を踏まえ、危険地区の住民への周知と警戒避難体制の整備を図る。

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画	頁 21
第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策 1～3 (略) 4 宅地災害の予防対策 《都市整備局宅地開発指導課》 (1) 宅地造成工事に対する規制と指導 市域における宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)に基づく宅地造成工事規制区域は、これまでに市域面積の約65%に当たる59,126haが指定されており、平成28年 <u>1</u> 月現在、この規制区域内で工事中の宅地造成地は <u>54</u> か所、 <u>416.62ha</u> となっている。 (広島市水防計画別表第4「3 未完成の宅地造成地」参照) こうした状況を踏まえ、宅地災害を防止するため、宅地造成の関係者に対して、次の指導と規制を行う。 (略)	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 数値の時点修正。	
第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策 1～3 (略) 4 宅地災害の予防対策 《都市整備局宅地開発指導課》 (1) 宅地造成工事に対する規制と指導 市域における宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)に基づく宅地造成工事規制区域は、これまでに市域面積の約65%に当たる59,126haが指定されており、平成28年 <u>11</u> 月現在、この規制区域内で工事中の宅地造成地は <u>63</u> か所、 <u>462.91ha</u> となっている。 (広島市水防計画別表第4「3 未完成の宅地造成地」参照) こうした状況を踏まえ、宅地災害を防止するため、宅地造成の関係者に対して、次の指導と規制を行う。 (略)	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 避難体制の整備	頁 31
第4 指定緊急避難場所等の基準 1 指定緊急避難場所 (1) 指定緊急避難場所 災害が差し迫った状況や発災時において確実に開放でき、かつ、運営要員の派遣等が本市主導で行えるよう原則として市有の施設又は場所の中から本市が指定する。 災害時の指定緊急避難場所として使用の承諾が得られた公共施設又は民間施設等についても指定することができるものとする。 <hr/> <hr/>	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 指定緊急避難場所が開設された場合でも、福祉的配慮を要する避難者がいる場合も考えられるため。
第4 指定緊急避難場所等の基準 1 指定緊急避難場所 (1) 指定緊急避難場所 災害が差し迫った状況や発災時において確実に開放でき、かつ、運営要員の派遣等が本市主導で行えるよう原則として市有の施設又は場所の中から本市が指定する。 災害時の指定緊急避難場所として使用の承諾が得られた公共施設又は民間施設等についても指定することができるものとする。 <u>指定緊急避難場所が開設され、そこでの滞在が困難な要配慮者がいる場合は、「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定」を締結している福祉施設等の中から福祉避難所を設置し、受入れを要請する。</u>

修 正 前

基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第9節 要配慮者に係る災害の予防対策	頁 67
---	-------------

第1 要配慮者の現況

本市における要配慮者の現況は、以下のとおりである。

種 別	人 数 (人)	資 料 出 所
乳 幼 児 (0～6歳)	<u>78,752</u>	住民基本台帳 (H27. 3. 31)
高 齢 者 (65歳以上)	<u>274,521</u>	住民基本台帳 (H27. 3. 31)
在宅ひとり暮らし高齢者	42,600	高齢福祉課 (H26. 3. 1)
心身障害者・児	※1 <u>50,458</u>	障害福祉課 (H27. 3. 31)
精神障害者	※2 <u>12,768</u>	精神保健福祉課 (H27. 3. 31)
外 国 人	<u>15,975</u>	外国人登録 (H27. 3. 31)
合 計	<u>475,074</u>	ただし一部重複して集計

※1 心身障害者・児数は、身体障害者手帳・療育手帳の所持者数である。
 ※2 精神障害者数は、精神障害者保健福祉手帳の所持者数である。

修 正 後

修正理由 ○ 数値の時点修正。	
--------------------	--

第1 要配慮者の現況

本市における要配慮者の現況は、以下のとおりである。

種 別	人 数 (人)	資 料 出 所
乳 幼 児 (0～6歳)	<u>77,979</u>	住民基本台帳 (H28. 3. 31)
高 齢 者 (65歳以上)	<u>282,939</u>	住民基本台帳 (H28. 3. 31)
在宅ひとり暮らし高齢者	42,600	高齢福祉課 (H26. 3. 1)
心身障害者・児	※1 <u>50,495</u>	障害福祉課 (H28. 3. 31)
精神障害者	※2 <u>13,344</u>	精神保健福祉課 (H28. 3. 31)
外 国 人	<u>16,549</u>	外国人登録 (H28. 3. 31)
合 計	<u>483,906</u>	ただし一部重複して集計

※1 心身障害者・児数は、身体障害者手帳・療育手帳の所持者数である。
 ※2 精神障害者数は、精神障害者保健福祉手帳の所持者数である。

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第9節 要配慮者に係る災害の予防対策	頁 69
震災対策編 第2章 震災予防計画 第15節 要配慮者に係る災害の予防対策	72
第3 避難行動要支援者に係る支援体制 1 (略) 2 避難支援等関係者となる者 避難支援等関係者となる者は、避難行動要支援者の居住する地区に所在する者であって次に掲げるものとする。 (1) 民生委員・児童委員 (2) 地区社会福祉協議会 (3) 町内会・自治会 (4) 自主防災組織 (5) 消防団 <hr style="border: 1px solid red;"/> <hr style="border: 1px solid red;"/> (6) その他避難支援等の実施に携わる関係者として市長が認める者	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 地域内で避難行動要支援者の避難支援を担う避難支援等関係者に地域包括支援センター及び障害者基幹相談支援センターを追加したため。
第3 避難行動要支援者に係る支援体制 1 (略) 2 避難支援等関係者となる者 避難支援等関係者となる者は、避難行動要支援者の居住する地区に所在する者であって次に掲げるものとする。 (1) 民生委員・児童委員 (2) 地区社会福祉協議会 (3) 町内会・自治会 (4) 自主防災組織 (5) 消防団 (6) <u>地域包括支援センター</u> (7) <u>障害者基幹相談支援センター</u> (8) その他避難支援等の実施に携わる関係者として市長が認める者

修正前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第10節 災害ボランティア活動の環境整備	頁 70、71
<p>第3 災害ボランティアの受入体制◀市民局市民活動推進課、健康福祉局地域福祉課、区役所区政調整課・地域起こし推進課▶</p> <p>災害発生時においては、ボランティアと行政及びボランティア団体相互の連携を図るとともに、特別な資格・技能を有しない一般ボランティアのコーディネートを行うため、広島市災害ボランティア活動連絡調整会議は、市災害ボランティア本部を、原則、<u>「広島市社会福祉センター」(中区千田町一丁目9番4号)</u>に、また、社会福祉協議会は、区災害ボランティアセンター(8区)を、原則、各区の地域福祉センターに、それぞれ必要に応じて設置するものとし、平常時から、本市及び社会福祉協議会等は、迅速かつ適当な設置のための情報交換及び調整を行う。</p>	

修正後	
<p style="text-align: center;">修正理由</p> <p>○ 市災害ボランティア本部設置候補場所の優先順位一位となっている広島市社会福祉センターが廃止となり、広島市総合福祉センターが新設されることを受け、広島市災害ボランティア活動連絡調整会議において本部設置場所を検討した結果、本部運営の中心を担う広島市社会福祉協議会が置かれる広島市総合福祉センターを優先順位一位とすることを決定したため。</p>	
<p>第3 災害ボランティアの受入体制◀市民局市民活動推進課、健康福祉局地域福祉課、区役所区政調整課・地域起こし推進課▶</p> <p>災害発生時においては、ボランティアと行政及びボランティア団体相互の連携を図るとともに、特別な資格・技能を有しない一般ボランティアのコーディネートを行うため、広島市災害ボランティア活動連絡調整会議は、市災害ボランティア本部を、原則、<u>「広島市総合福祉センター」(南区松原町5番1号)</u>に、また、社会福祉協議会は、区災害ボランティアセンター(8区)を、原則、各区の地域福祉センターに、それぞれ必要に応じて設置するものとし、平常時から、本市及び社会福祉協議会等は、迅速かつ適当な設置のための情報交換及び調整を行う。</p>	

修 正 前							
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 75、76						
第3 注意体制 《危機管理室災害対策課》 1 設置及び廃止 (1) (略) (2) 設置基準 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%; text-align: center;">体制</th> <th style="text-align: center;">設置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">注意体制</td> <td> ア 気象台から本市に次の気象注意報が発表されたとき。 (ア) 大雨注意報 (イ) 洪水注意報 _____ _____ イ 上記のほか、危機管理室災害対策課長が必要と認めたとき。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">摘要</td> <td> 網掛けは、自動設置とする。 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。 </td> </tr> </tbody> </table> (3) (略) (4) 廃止 危機管理室災害対策課長は、上記設置基準の注意報 _____ が解除されるなど、情報収集等の必要がないと認められるときは、注意体制を廃止する。廃止に係る手続きは、設置の場合を準用する。		体制	設置基準	注意体制	ア 気象台から本市に次の気象注意報が発表されたとき。 (ア) 大雨注意報 (イ) 洪水注意報 _____ _____ イ 上記のほか、危機管理室災害対策課長が必要と認めたとき。	摘要	網掛けは、自動設置とする。 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。
体制	設置基準						
注意体制	ア 気象台から本市に次の気象注意報が発表されたとき。 (ア) 大雨注意報 (イ) 洪水注意報 _____ _____ イ 上記のほか、危機管理室災害対策課長が必要と認めたとき。						
摘要	網掛けは、自動設置とする。 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。						
2 任務 (略)							

修 正 後							
修 正 理 由 ○ 大雪等による被害の発生に備え、情報収集体制の強化を図るため、注意体制の設置基準に、大雪警報及び暴風雪警報（ともに自動設置）を追加する。							
第3 注意体制 《危機管理室災害対策課》 1 設置及び廃止 (1) (略) (2) 設置基準 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%; text-align: center;">(削除)</th> <th style="text-align: center;">(削除)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">設置基準</td> <td> ア 気象台から本市に次の気象注意報・警報が発表されたとき。 (ア) 大雨注意報 (イ) 洪水注意報 (ウ) 大雪警報 (エ) 暴風雪警報 イ 上記のほか、危機管理室災害対策課長が必要と認めたとき。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">摘要</td> <td> 網掛けは、自動設置とする。 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。 </td> </tr> </tbody> </table> (3) (略) (4) 廃止 危機管理室災害対策課長は、上記設置基準の注意報・警報が解除されるなど、情報収集等の必要がないと認められるときは、注意体制を廃止する。廃止に係る手続きは、設置の場合を準用する。		(削除)	(削除)	設置基準	ア 気象台から本市に次の気象注意報・警報が発表されたとき。 (ア) 大雨注意報 (イ) 洪水注意報 (ウ) 大雪警報 (エ) 暴風雪警報 イ 上記のほか、危機管理室災害対策課長が必要と認めたとき。	摘要	網掛けは、自動設置とする。 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。
(削除)	(削除)						
設置基準	ア 気象台から本市に次の気象注意報・警報が発表されたとき。 (ア) 大雨注意報 (イ) 洪水注意報 (ウ) 大雪警報 (エ) 暴風雪警報 イ 上記のほか、危機管理室災害対策課長が必要と認めたとき。						
摘要	網掛けは、自動設置とする。 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。						
2 任務 (略)							

修 正 前					
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 77、78				
<p>第5 災害警戒本部《危機管理室危機管理課》</p> <p>1 設置及び廃止</p> <p>(1) 設置</p> <p>危機管理担当局長は、次の(2)に定める設置基準に基づき、市災害警戒本部並びに必要と認める区に区災害警戒本部を設置する。なお、危機管理担当局長に事故があるときは、危機管理室長、危機管理室参与、危機管理課長の順に設置を命令する。</p> <p>危機管理担当局長は、災害警戒本部を設置したときは、直ちにその旨を市長に報告するとともに、防災関係機関・部局、広島市防災会議の委員に通知し、報道機関や防災行政無線等を通じて市民に公表する。</p> <p>(2) 設置基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">設 置 基 準</td> <td> <p>ア 実効雨量（72時間半減期）が警戒基準雨量に達したとき（該当区）。</p> <p>イ 気象台と広島県から、土砂災害警戒情報が発表されていない場合で、<u>メッシュ情報 ※（危険度判定）</u>に危険度（1時間後又は2時間後に基準値を超過）が表示されたとき（該当区）。</p> <p>ウ 気象台と広島県から土砂災害警戒情報が発表されたとき（災害対策本部が設置されていない区に限る。）。</p> <p>エ 気象台が高潮警報を発表し、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、災害の発生するおそれがあるとき（安佐南区及び安佐北区を除く。）。</p> <p>オ 避難判断水位に到達し、河川管理者から「はん濫警戒情報」が通知されたとき（岡ノ下川については洪水警報が発表されている場合に限る。）（該当区）。</p> <p>カ 市域で震度4の地震を観測したとき。</p> <p>キ 気象庁が広島県に津波注意報を発表したとき（西区及び佐伯区）。</p> <p>ク 上記のほか、危機管理担当局長が必要と認めたとき。</p> </td> </tr> <tr> <td>摘 要</td> <td> <p>① 網掛けは、自動設置とする。</p> <p>② 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。</p> <p>③ 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。</p> <p>④ 国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置としない。また、体制については、気象台からの開取り情報等の内容に応じて判断する。</p> </td> </tr> </table> <p>※（略） (3)～(5)（略）</p> <p>2 任務 （略）</p> <p>3 組織の構成及び分掌事務 （略）</p>		設 置 基 準	<p>ア 実効雨量（72時間半減期）が警戒基準雨量に達したとき（該当区）。</p> <p>イ 気象台と広島県から、土砂災害警戒情報が発表されていない場合で、<u>メッシュ情報 ※（危険度判定）</u>に危険度（1時間後又は2時間後に基準値を超過）が表示されたとき（該当区）。</p> <p>ウ 気象台と広島県から土砂災害警戒情報が発表されたとき（災害対策本部が設置されていない区に限る。）。</p> <p>エ 気象台が高潮警報を発表し、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、災害の発生するおそれがあるとき（安佐南区及び安佐北区を除く。）。</p> <p>オ 避難判断水位に到達し、河川管理者から「はん濫警戒情報」が通知されたとき（岡ノ下川については洪水警報が発表されている場合に限る。）（該当区）。</p> <p>カ 市域で震度4の地震を観測したとき。</p> <p>キ 気象庁が広島県に津波注意報を発表したとき（西区及び佐伯区）。</p> <p>ク 上記のほか、危機管理担当局長が必要と認めたとき。</p>	摘 要	<p>① 網掛けは、自動設置とする。</p> <p>② 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。</p> <p>③ 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。</p> <p>④ 国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置としない。また、体制については、気象台からの開取り情報等の内容に応じて判断する。</p>
設 置 基 準	<p>ア 実効雨量（72時間半減期）が警戒基準雨量に達したとき（該当区）。</p> <p>イ 気象台と広島県から、土砂災害警戒情報が発表されていない場合で、<u>メッシュ情報 ※（危険度判定）</u>に危険度（1時間後又は2時間後に基準値を超過）が表示されたとき（該当区）。</p> <p>ウ 気象台と広島県から土砂災害警戒情報が発表されたとき（災害対策本部が設置されていない区に限る。）。</p> <p>エ 気象台が高潮警報を発表し、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、災害の発生するおそれがあるとき（安佐南区及び安佐北区を除く。）。</p> <p>オ 避難判断水位に到達し、河川管理者から「はん濫警戒情報」が通知されたとき（岡ノ下川については洪水警報が発表されている場合に限る。）（該当区）。</p> <p>カ 市域で震度4の地震を観測したとき。</p> <p>キ 気象庁が広島県に津波注意報を発表したとき（西区及び佐伯区）。</p> <p>ク 上記のほか、危機管理担当局長が必要と認めたとき。</p>				
摘 要	<p>① 網掛けは、自動設置とする。</p> <p>② 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。</p> <p>③ 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。</p> <p>④ 国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置としない。また、体制については、気象台からの開取り情報等の内容に応じて判断する。</p>				

修 正 後					
<p>修 正 理 由</p> <p>○ 土砂災害に対する災害警戒本部の現在の設置基準は、「実効雨量」と「土砂災害に関するメッシュ情報」を併用しているが、「土砂災害に関するメッシュ情報」のみとすることから、「実効雨量」に係る設置基準を削除する。</p> <p>○ 土砂災害警戒情報が発表された場合の設置基準に、「大雨警報基準超過」以上の危険度を示す「土砂災害に関するメッシュ情報」が表示された場合（災害対策本部が設置されていない区に限る。）を追記する。</p>					
<p>第5 災害警戒本部《危機管理室危機管理課》</p> <p>1 設置及び廃止</p> <p>(1) 設置</p> <p>危機管理担当局長は、次の(2)に定める設置基準に基づき、市災害警戒本部並びに必要と認める区に区災害警戒本部を設置する。なお、危機管理担当局長に事故があるときは、危機管理室長、危機管理室参与、危機管理課長の順に設置を命令する。</p> <p>危機管理担当局長は、災害警戒本部を設置したときは、直ちにその旨を市長に報告するとともに、防災関係機関・部局、広島市防災会議の委員に周知し、報道機関や防災行政無線等を通じて市民に公表する。</p> <p>(2) 設置基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">設 置 基 準</td> <td> <p>(削除)</p> <p>ア 気象台と広島県から、土砂災害警戒情報が発表されていない場合で、<u>土砂災害に関するメッシュ情報（※）</u>に危険度（1時間後又は2時間後に基準値を超過）が表示されたとき（該当区）。</p> <p>イ 気象台と広島県から土砂災害警戒情報が発表され、<u>土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（大雨警報基準超過、2時間後基準値超過）が表示されたとき</u>（災害対策本部が設置されていない区に限る。）。</p> <p>ウ（同左）</p> <p>エ（同左）</p> <p>オ 市域で震度4の地震を観測したとき。</p> <p>カ 気象庁が広島県に津波注意報を発表したとき（西区及び佐伯区）。</p> <p>キ 上記のほか、危機管理担当局長が必要と認めたとき。</p> </td> </tr> <tr> <td>摘 要</td> <td> <p>①（同左）</p> <p>②（同左）</p> <p>③（同左）</p> <p>④（同左）</p> </td> </tr> </table> <p>※（略） (3)～(5)（略）</p> <p>2 任務 （略）</p> <p>3 組織の構成及び分掌事務 （略）</p>		設 置 基 準	<p>(削除)</p> <p>ア 気象台と広島県から、土砂災害警戒情報が発表されていない場合で、<u>土砂災害に関するメッシュ情報（※）</u>に危険度（1時間後又は2時間後に基準値を超過）が表示されたとき（該当区）。</p> <p>イ 気象台と広島県から土砂災害警戒情報が発表され、<u>土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（大雨警報基準超過、2時間後基準値超過）が表示されたとき</u>（災害対策本部が設置されていない区に限る。）。</p> <p>ウ（同左）</p> <p>エ（同左）</p> <p>オ 市域で震度4の地震を観測したとき。</p> <p>カ 気象庁が広島県に津波注意報を発表したとき（西区及び佐伯区）。</p> <p>キ 上記のほか、危機管理担当局長が必要と認めたとき。</p>	摘 要	<p>①（同左）</p> <p>②（同左）</p> <p>③（同左）</p> <p>④（同左）</p>
設 置 基 準	<p>(削除)</p> <p>ア 気象台と広島県から、土砂災害警戒情報が発表されていない場合で、<u>土砂災害に関するメッシュ情報（※）</u>に危険度（1時間後又は2時間後に基準値を超過）が表示されたとき（該当区）。</p> <p>イ 気象台と広島県から土砂災害警戒情報が発表され、<u>土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（大雨警報基準超過、2時間後基準値超過）が表示されたとき</u>（災害対策本部が設置されていない区に限る。）。</p> <p>ウ（同左）</p> <p>エ（同左）</p> <p>オ 市域で震度4の地震を観測したとき。</p> <p>カ 気象庁が広島県に津波注意報を発表したとき（西区及び佐伯区）。</p> <p>キ 上記のほか、危機管理担当局長が必要と認めたとき。</p>				
摘 要	<p>①（同左）</p> <p>②（同左）</p> <p>③（同左）</p> <p>④（同左）</p>				

修 正 前																							
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 82、83																						
第6 災害対策本部 《危機管理室危機管理課》 1 設置及び廃止 (1) 設置 市長は、次の(2)に定める設置基準に基づき、災害対策基本法の規定により災害対策本部を設置する。なお、市長に事故があるときは、副市長、危機管理担当局長、危機管理室長、危機管理室参与、危機管理課長の順に設置を命令する。 市長は、災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を防災関係機関・部局、広島市防災会議の委員に通知するとともに、報道機関や防災行政無線等を通じて市民に公表する。 (中略) (2) 体制及び設置基準 <u>災害対策本部は、予想される災害の規模、被害の程度に応じて、次の基準により体制を区分して設置する。</u>																							
第 一 次 体 制	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">体制</th> <th style="text-align: center;">設置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ア</td> <td>実効雨量（72時間半減期）が避難基準雨量に達した時（該当区）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">イ</td> <td>気象台と広島県が土砂災害警戒情報を発表し、メッシュ情報※（危険度判定）で危険度（1時間後又は実況で基準値を超過）が表示されたとき（該当区）。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ウ</td> <td>気象台が高潮警報を発表し、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、重大な災害の発生するおそれがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">エ</td> <td>はん濫危険水位に到達し、河川管理者から「はん濫危険情報」が通知されたとき（岡ノ下川については洪水警報が発表されている場合に限る。）（該当区）。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">オ</td> <td>河川管理者から発表される洪水予報の水位予測において水位が堤防高（又は背後地盤高）を越えることが予想されているとき（該当区）。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">カ</td> <td>気象庁が広島県に津波注意報が発表されたとき（中区、南区及び安芸区）。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">キ</td> <td>大規模な火災・爆発等が発生し、消防機関の活動のみでは十分な応急対策ができないと市長が認めたとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ク</td> <td>市域において大規模な事故災害等が発生したとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ケ</td> <td>災害救助法による救助活動又はこれに準ずる救助活動を必要とする災害が発生したとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">コ</td> <td>前記のほか、市長が必要と認めたとき。</td> </tr> </tbody> </table>	体制	設置基準	ア	実効雨量（72時間半減期）が避難基準雨量に達した時（該当区）	イ	気象台と広島県が土砂災害警戒情報を発表し、メッシュ情報※（危険度判定）で危険度（1時間後又は実況で基準値を超過）が表示されたとき（該当区）。	ウ	気象台が高潮警報を発表し、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、重大な災害の発生するおそれがあるとき。	エ	はん濫危険水位に到達し、河川管理者から「はん濫危険情報」が通知されたとき（岡ノ下川については洪水警報が発表されている場合に限る。）（該当区）。	オ	河川管理者から発表される洪水予報の水位予測において水位が堤防高（又は背後地盤高）を越えることが予想されているとき（該当区）。	カ	気象庁が広島県に津波注意報が発表されたとき（中区、南区及び安芸区）。	キ	大規模な火災・爆発等が発生し、消防機関の活動のみでは十分な応急対策ができないと市長が認めたとき。	ク	市域において大規模な事故災害等が発生したとき。	ケ	災害救助法による救助活動又はこれに準ずる救助活動を必要とする災害が発生したとき。	コ	前記のほか、市長が必要と認めたとき。
体制	設置基準																						
ア	実効雨量（72時間半減期）が避難基準雨量に達した時（該当区）																						
イ	気象台と広島県が土砂災害警戒情報を発表し、メッシュ情報※（危険度判定）で危険度（1時間後又は実況で基準値を超過）が表示されたとき（該当区）。																						
ウ	気象台が高潮警報を発表し、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、重大な災害の発生するおそれがあるとき。																						
エ	はん濫危険水位に到達し、河川管理者から「はん濫危険情報」が通知されたとき（岡ノ下川については洪水警報が発表されている場合に限る。）（該当区）。																						
オ	河川管理者から発表される洪水予報の水位予測において水位が堤防高（又は背後地盤高）を越えることが予想されているとき（該当区）。																						
カ	気象庁が広島県に津波注意報が発表されたとき（中区、南区及び安芸区）。																						
キ	大規模な火災・爆発等が発生し、消防機関の活動のみでは十分な応急対策ができないと市長が認めたとき。																						
ク	市域において大規模な事故災害等が発生したとき。																						
ケ	災害救助法による救助活動又はこれに準ずる救助活動を必要とする災害が発生したとき。																						
コ	前記のほか、市長が必要と認めたとき。																						

修 正 後																									
修 正 理 由 ○ 災害対策本部の4段階としている体制の区分を廃止する。 ○ 土砂災害に対する災害対策本部の現在の設置基準は、「実効雨量」と「土砂災害に関するメッシュ情報」を併用しているが、「土砂災害に関するメッシュ情報」のみとすることから、「実効雨量」に係る設置基準を削除する。 ○ 職員全員を動員する場合に平常業務を停止する旨を明記する。																									
第6 災害対策本部 《危機管理室危機管理課》 1 設置及び廃止 (1) 設置 市長は、次の(2)に定める設置基準に基づき、災害対策基本法の規定により災害対策本部を設置する。なお、市長に事故があるときは、副市長、危機管理担当局長、危機管理室長、危機管理室参与、危機管理課長の順に設置を命令する。 市長は、災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を防災関係機関・部局、広島市防災会議の委員に周知するとともに、報道機関や防災行政無線等を通じて市民に公表する。 (中略) (2) (削除) 設置基準 <u>(削除)</u>																									
設 置 基 準	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">(削除)</th> <th style="text-align: center;">(削除)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ア</td> <td>土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報※で危険度（1時間後又は実況で基準値を超過）が表示されたとき（該当区）。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">イ</td> <td>（同左）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ウ</td> <td>（同左）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">エ</td> <td>（同左）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">オ</td> <td>気象庁が市域に係る気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪又は大雪）を発表したとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">カ</td> <td>市域で震度5弱以上の地震を観測したとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">キ</td> <td>気象庁が広島県に津波注意報、津波警報又は大津波警報を発表したとき（津波注意報の場合は中区、南区及び安芸区に限る。）。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ク</td> <td>（同左）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ケ</td> <td>（同左）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">コ</td> <td>（同左）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サ</td> <td>（同左）</td> </tr> </tbody> </table>	(削除)	(削除)	ア	土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報※で危険度（1時間後又は実況で基準値を超過）が表示されたとき（該当区）。	イ	（同左）	ウ	（同左）	エ	（同左）	オ	気象庁が市域に係る気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪又は大雪）を発表したとき。	カ	市域で震度5弱以上の地震を観測したとき。	キ	気象庁が広島県に津波注意報、津波警報又は大津波警報を発表したとき（津波注意報の場合は中区、南区及び安芸区に限る。）。	ク	（同左）	ケ	（同左）	コ	（同左）	サ	（同左）
(削除)	(削除)																								
ア	土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報※で危険度（1時間後又は実況で基準値を超過）が表示されたとき（該当区）。																								
イ	（同左）																								
ウ	（同左）																								
エ	（同左）																								
オ	気象庁が市域に係る気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪又は大雪）を発表したとき。																								
カ	市域で震度5弱以上の地震を観測したとき。																								
キ	気象庁が広島県に津波注意報、津波警報又は大津波警報を発表したとき（津波注意報の場合は中区、南区及び安芸区に限る。）。																								
ク	（同左）																								
ケ	（同左）																								
コ	（同左）																								
サ	（同左）																								

修正前

第一次体制	ア 災害の規模、被害の程度により、第一次体制では十分な対応ができないと市長が認めたとき。 イ 前記のほか、市長が必要と認めたとき。
第三次体制	ア 市域で震度5弱の地震を観測したとき。 イ 災害の規模、被害の程度により、第二次体制では十分な対応ができないと市長が判断したとき。 ウ 前記のほか、市長が必要と認めたとき。
第四次体制	ア 市域で震度5強以上の地震を観測したとき。 イ 気象庁が広島県に大津波警報又は津波警報を公表したとき。 ウ 気象庁が市域に係る気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪又は大雪）を公表したとき。 エ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。 オ 前記のほか、市長が必要と認めたとき。
摘要	① 網掛けは、自動設置とする。 ② 国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置としない。また、体制については、気象台からの聞き取り情報等の内容に応じて判断する。 ③ 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。 ④ 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ⑤ <u>第四次体制設置時には、原則として平常業務は停止する。</u>

※ 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（実況で基準値超過、1時間後に基準値超過、2時間後に基準値超過、3時間後に基準値超過を区分して表示）

(3)～(5) (略)

2 任務

(略)

3 組織及び運営

(略)

4 平常業務の取扱い

(1) 平常業務は _____、原則として必要最小限度の市民サービス業務を除き、災害が鎮静するまで _____ 停止する。ただし、災害の状況により各局等又は区本部の長が可能と認める場合は、この限りではない。

— _____

— _____

— _____

— _____

(2) 災害時においても継続すべき必要最小限度の市民サービス業務について、各局等又は区本部の長は、あらかじめその業務を定めておくものとする。

修正後

(削除)	(削除) _____ (削除)
(削除)	(削除) (削除) _____ (削除)
(削除)	(削除) (削除) (削除) _____ (削除)
摘要	① (同左) ② (同左) ③ (同左) ④ (同左) (削除)

※ (同左)

(3)～(5) (略)

2 任務

(略)

3 組織及び運営

(略)

4 平常業務の取扱い

(1) 職員全員を動員する以下の場合は、原則として必要最小限度の市民サービス業務を除き、災害が鎮静するまで 平常業務 を停止する。ただし、災害の状況により各局等又は区本部の長が可能と認める場合は、この限りではない。

ア 気象庁が市域に係る気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪又は大雪）を公表したとき。

イ 市域で震度5強以上の地震を観測したとき。

ウ 気象庁が広島県に津波警報又は大津波警報を公表したとき。

エ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。

(2) (同左)

修正前		
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁	88、100
表3-2-2 (1) 災害対策本部事務局の分掌事務		
班名	要員	分掌事務
総務班	危機管理室職員 企画総務局職員 <u>会計室職員</u> <u>消防局職員</u>	1 災害対策本部の庶務に関する事。 2 災害関係部局の全ての職員の招集状況の集計に関する事。 3 その他特命事項に関する事。
統制班	危機管理室職員 企画総務局職員 市民局職員 消防局職員 専門職員	1 災害対策本部の設置及び廃止に関する事。 2 本部長指示及び伝達等に関する事。 3 災害対策活動の総合調整に関する事。 4 他の主管に属さない事項に関する事。 5 その他特命事項に関する事。
検討班	危機管理室職員 消防局職員 (災害状況に応じて関係局等を要員に加える。)	1 災害に関する諸情報の分析及び災害対策活動の検討に関する事。 2 防災関係機関との連絡調整に関する事。 3 自衛隊の派遣要請に関する事。 4 他の公共団体等への応援要請に関する事。 5 その他特命事項に関する事。
情報班	危機管理室職員 市民局職員 消防局職員	1 災害に関する諸情報の統括に関する事。 2 県防災行政無線の受信・連絡に関する事。 3 その他特命事項に関する事。
監視班	危機管理室職員	1 気象情報、水防情報等の収集・分析及び記録に関する事。 2 その他特命事項に関する事。
広報班	企画総務局職員 消防局職員	1 災害諸情報の広報に関する事。 2 報道機関による避難広報に関する事。 3 報道機関への放送の要請に関する事。
集計班	財政局職員 <u>消防局職員</u>	1 被害状況の収集及び集計に関する事。 2 避難状況の集計に関する事。
各局等担当班	企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、こども未来局、環境局、経済観光局、都市整備局、道路交通局、下水道局、消防局、水道局及び教育委員会事務局の係長相当職以上の職員	1 各局所管施設等の被害報告の取りまとめに関する事。 2 災害対策本部からの連絡事項の伝達及び検討・調整に関する事。
各区担当班	企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、環境局、経済観光局、 <u>都市整備局及び消防局</u> の係長相当職以上の職員 危機管理室職員	1 各区からの被害状況及び避難状況の受信に関する事。 2 災害対策本部からの連絡事項の伝達に関する事。
(注) 危機管理担当局長は、災害の種類や規模、被害の程度により、班編成及び分掌事務を変更することができるものとする。		

修正後		
修正理由 ○ 災害対応等を踏まえ、災害対策本部事務局の要員を見直す。		
表3-2-2 (1) 災害対策本部事務局の分掌事務		
班名	要員	分掌事務
総務班	危機管理室職員 企画総務局職員 <u>経済観光局職員</u> 会計室職員 (<u>削除</u>)	1 災害対策本部の庶務に関する事。 2 災害関係部局の全ての職員の招集状況の集計に関する事。 3 その他特命事項に関する事。
統制班	危機管理室職員 企画総務局職員 市民局職員 消防局職員 専門職員	1 災害対策本部の設置及び廃止に関する事。 2 本部長指示及び伝達等に関する事。 3 災害対策活動の総合調整に関する事。 4 他の主管に属さない事項に関する事。 5 その他特命事項に関する事。
検討班	危機管理室職員 消防局職員 (災害状況に応じて関係局等を要員に加える。)	1 災害に関する諸情報の分析及び災害対策活動の検討に関する事。 2 防災関係機関との連絡調整に関する事。 3 自衛隊の派遣要請に関する事。 4 他の公共団体等への応援要請に関する事。 5 その他特命事項に関する事。
情報班	危機管理室職員 市民局職員 消防局職員	1 災害に関する諸情報の統括に関する事。 2 県防災行政無線の受信・連絡に関する事。 3 その他特命事項に関する事。
監視班	危機管理室職員	1 気象情報、水防情報等の収集・分析及び記録に関する事。 2 その他特命事項に関する事。
広報班	企画総務局職員 消防局職員	1 災害諸情報の広報に関する事。 2 報道機関による避難広報に関する事。 3 報道機関への放送の要請に関する事。
集計班	財政局職員 <u>健康福祉局職員</u> 消防局職員	1 被害状況の収集及び集計に関する事。 2 避難状況の集計に関する事。
各局等担当班	企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、こども未来局、環境局、経済観光局、都市整備局、道路交通局、下水道局、消防局、水道局及び教育委員会事務局の係長相当職以上の職員	1 各局所管施設等の被害報告の取りまとめに関する事。 2 災害対策本部からの連絡事項の伝達及び検討・調整に関する事。
各区担当班	企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、環境局、経済観光局及び <u>都市整備局</u> の係長相当職以上の職員 危機管理室職員	1 各区からの被害状況及び避難状況の受信に関する事。 2 災害対策本部からの連絡事項の伝達に関する事。
(注) 危機管理担当局長は、災害の種類や規模、被害の程度により、班編成及び分掌事務を変更することができるものとする。		

修 正 前

表 3-2-3 災害対策本部事務局の任務分担・担当部局

事務局担当任務	担 当 部 局 等
総 務 班	危機管理室(2)、企画総務局(2)、 _____ 、会計室(1)、 <u>消防局(1)</u>
統 制 班	危機管理室(5)、企画総務局(1)、市民局(1)、消防局(1) 専門職員(必要に応じた人数)
検 討 班	危機管理室(5)、消防局(2) ※災害の状況に応じて関係局等を担当に加える。
情 報 班	危機管理室(4)、市民局(2)、消防局(1)
監 視 班	危機管理室(7)
広 報 班	企画総務局(2)、消防局(2)
集 計 班	財政局(2)、 _____ 、消防局(2)
各 局 等 担 当 班	企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、こども未来局、環境局、 経済観光局、都市整備局、道路交通局、下水道局、消防局、水道局及 び教育委員会事務局の係長相当職以上の職員(各1) ※検討班を兼務する。
各 区 担 当 班	中区担当 : 企画総務局(1) 東区担当 : 財政局(1) 南区担当 : 市民局(1) 西区担当 : 健康福祉局(1) 安佐南区担当 : 環境局(1) 安佐北区担当 : 経済観光局(1) 安芸区担当 : 都市整備局(1) 佐伯区担当 : <u>消防局(1)</u> (各局係長相当以上の職員) 危機管理室職員(4) ※担当区の連絡業務は災害状況により偏りがあるため、各区担当は相互に協力する。

(注) 1 () 内は派遣人数を示す。

2 担当任務で人員が不足する場合は、総務班と協議・調整する。

修 正 後

表 3-2-3 災害対策本部事務局の任務分担・担当部局

事務局担当任務	担 当 部 局 等
総 務 班	危機管理室(2)、企画総務局(2)、 <u>経済観光局(1)</u> 、 _____ 、会計室(1)、 (削除)
統 制 班	危機管理室(5)、企画総務局(1)、市民局(1)、消防局(1) 専門職員(必要に応じた人数)
検 討 班	危機管理室(5)、消防局(2) ※災害の状況に応じて関係局等を担当に加える。
情 報 班	危機管理室(4)、市民局(2)、消防局(1)
監 視 班	危機管理室(7)
広 報 班	企画総務局(2)、消防局(2)
集 計 班	財政局(2)、 <u>健康福祉局(1)</u> 、消防局(1)
各 局 等 担 当 班	企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、こども未来局、環境局、 経済観光局、都市整備局、道路交通局、下水道局、消防局、水道局及 び教育委員会事務局の係長相当職以上の職員(各1) ※検討班を兼務する。
各 区 担 当 班	中区担当 : 企画総務局(1) 東区担当 : 財政局(1) 南区担当 : 市民局(1) 西区担当 : 健康福祉局(1) 安佐南区担当 : 環境局(1) 安佐北区担当 : 経済観光局(1) 安芸区担当 : 都市整備局(1) 佐伯区担当 : <u>都市整備局(1)</u> (各局係長相当以上の職員) 危機管理室職員(4) ※担当区の連絡業務は災害状況により偏りがあるため、各区担当は相互に協力する。

(注) 1 () 内は派遣人数を示す。

2 担当任務で人員が不足する場合は、総務班と協議・調整する。

修正前			
基本・風水害対策編（震災対策編）	頁		
第3章 災害応急対策（第3章 震災応急対策）	89～99		
第2節 災害応急組織の編成・運用	(96～106)		
第6 災害対策本部			
表3-2-2			
(1) (略)			
(2) 災害対策本部の分掌事務			
凡例 ●～防災上主要な部課 ▲～防災に特に関係のある部課 ■～防災に関係のある部課			
局等	部課等	分掌事務	
危機管理室	●危機管理課 ●災害予防課 ●災害対策課	1 災害対策本部事務局の総括及び調整に関すること。 2 災害救助法に基づく救助活動の事務処理の総括に関すること。 3 避難行動要支援者の安否確認等の総括に関すること。 4 その他特命事項に関すること。	
	●総務課	1 局内の要員に係る調整に関すること。 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること。 3 義援金の受入決定、受付及び保管に関すること。 4 局に属する職員の招集に関すること。 5 所管施設の防護に関すること。 6 局の庶務に関すること。 7 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること。 8 その他特命事項に関すること。	
	公文書館	1 所管施設の防護に関すること。 2 他課の応援に関すること。	
	法務課	1 他課の応援に関すること。	
企画総務局	●秘書課	1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 災害視察者及び見舞客の接遇に関すること。 3 庁用自動車（秘書課に配置のものに限る。）の配車に関すること。	
	東京事務所	1 国・関係機関との連絡調整に関すること。	
	●広報課	1 災害広報の総括に関すること。 2 報道機関への情報提供に関すること。 3 被害者救済制度等の広報に関すること。	
	●市民相談センター	1 災害対策活動に係る市民の苦情の取りまとめ及び主管課への連絡に関すること。 2 市民相談に関する取りまとめ及び主管課への連絡に関すること。	
	企画調整部	企画調整課	1 義援金の配分計画及び配分に関すること。 2 他課の応援に関すること。
		広域都市圏推進課	1 他課の応援に関すること。
		政策企画課	1 他課の応援に関すること。
		分権・行政改革推進課	1 他課の応援に関すること。
	情報政策部	▲情報政策課	1 情報システム（他課等の所掌に属するものを除く。）の整備及び管理運用に関すること。
		▲情報システム課	

修正後			
修正理由			
○ 組織改正及び災害対策本部の分掌事務に係る「防災に特に関係のある部課（▲印の部課）」を「防災に関係のある部課（■印の部課）」に修正する。			
第6 災害対策本部			
表3-2-2			
(1) (略)			
(2) 災害対策本部の分掌事務			
凡例 ●～防災上主要な部課 (削除) ■～防災に関係のある部課			
局等	部課等	分掌事務	
危機管理室	●危機管理課 ●災害予防課 ●災害対策課	1 (同左) 2 (同左)	
	●総務課	3 (同左) 4 (同左) 1 (同左) 2 (同左)	
	公文書館	3 (同左) 4 (同左) 5 (同左) 6 (同左) 7 (同左)	
	法務課	8 (同左) 1 (同左) 2 (同左)	
企画総務局	分権・行政改革推進課	1 他課の応援に関すること。	
	●秘書課	1 (同左) 2 (同左) 3 (同左)	
	東京事務所	1 (同左)	
	●広報課	1 (同左) 2 (同左) 3 (同左)	
	■市民相談センター	1 (同左) 2 (同左)	
	企画調整部	政策企画課	1 (同左) 2 (同左)
		広域都市圏推進課	1 (同左)
		(削除)	(削除)
		(削除)	(削除)
	地域活性化調整部	地域活性推進課	1 他課の応援に関すること。
情報政策部	コミュニティ再生課	1 他課の応援に関すること。	
	■情報政策課 ■情報システム課	1 (同左)	
以下同様に、災害対策本部の分掌事務に係る「防災に特に関係のある部課（▲印の部課）」を、「防災に関係のある部課（■印の部課）」に修正する。			

修 正 前	
基本・風水害対策編（震災対策編） 第3章 災害応急対策（第3章 震災応急対策） 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 91、92、94 (98、99、101)
第6 災害対策本部 表3-2-2 (1) (略) (2) 災害対策本部の分掌事務	
(略)	
健康福祉局 ●健康福祉企画課	1～6 (略) 7 <u>被災者、避難者等の収容</u> についての連絡調整に関する事 8 <u>被災者生活再建支援法</u> に関する事。 9 被災者の支援に関する取りまとめに関する事。 10 局の庶務に関する事。 11 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事。
(略)	
子ども未来局 ▲保育企画課 保育園 ▲保育指導課	1 所管施設の防護・応急対策に関する事。 2 所管施設被災児童の保護に関する事。 3 要配慮者対策に関する事。
(略)	
道路交通局 用地部 ▲用地監理課 ▲用地補償課	1 事業代替地の防護 <u>及び災害復旧</u> に関する事。 2 <u>事業代替地の被害調査及び確認</u> に関する事。 3 他課の応援に関する事。
(略)	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 規定の整備。	
第6 災害対策本部 表3-2-2 (1) (略) (2) 災害対策本部の分掌事務	
(略)	
健康福祉局 ●健康福祉企画課	1～6 (略) 7 <u>福祉避難所</u> についての連絡調整に関する事。 8 <u>避難所における被災者支援の総括</u> に関する事。 9 被災者生活再建支援法に関する事。 10 被災者の支援に関する取りまとめに関する事。 11 局の庶務に関する事。 12 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事。
(略)	
子ども未来局 ▲保育企画課 保育園 <u>認定子ども園</u> ▲保育指導課	1 所管施設の防護・応急対策に関する事。 2 所管施設被災児童の保護に関する事。 3 要配慮者対策に関する事。
(略)	
道路交通局 用地部 ▲用地監理課 ▲用地補償課	1 事業代替地の防護 <u>(削除)</u> に関する事。 <u>(削除)</u> 2 他課の応援に関する事。
(略)	

修正前						
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用					頁 102、103	
第8 職員の動員 1 動員の実施 《危機管理室危機管理課、各局等、各区》 (1) 動員職員の指定 <u>職員の動員は、次の基準により、各局・区等の長が行う。</u> <u>ただし、災害の種類、規模及び程度によっては、この基準以外の部課の職員を指定して動員し、又は動員する職員を加減することができる。</u> なお、動員に当たっては、交代制の勤務体制を組むなど、職員の健康に配慮した体制の整備に努めるものとする。 <p style="text-align: center;">動 員 基 準</p>						
動員の時期	部 課 ※				動員場所	動員の連絡者
	防災上主要な部 (●印の部課)	防災に特に 関係のある 部 課 (▲印の部課)	防災に 関係のある 部 課 (■印の部課)	その他の部課 (無印の部課)		
注意体制が設置された時	危機管理室職員（2名以上） 各区職員（1名以上） その他の局等は必要な職員				原則として勤務場所 (例外) ① 災害現地 ② あらかじめ指定された場所	原則として各部課 (自動参集の場合を除く。)
警戒体制が設置された時	危機管理室は情報収集にあたる職員体制 区は避難勧告を発令するために必要な職員体制 その他の局等は必要な職員					
災害警戒本部体制が設置された時	必要な職員	必要な職員				
災害対策本部第一次体制が設置された時	責任ある職員及び必要な職員	必要な職員				
災害対策本部第二次体制が設置された時	責任ある職員及び必要な職員	責任ある職員及び必要な職員	責任ある職員及び必要な職員			
災害対策本部第三次体制が設置された時	全 員	全 員	責任ある職員及び必要な職員	責任ある職員及び必要な職員		
災害対策本部第四次体制が設置された時	全 員	全 員	全 員	全 員		
※ ●印、▲印、■印は、災害対策本部の分掌事務の表中、所属名の前に付したものをいう。 _____ _____ _____ _____ _____						

修正後						
修正理由 ○ 災害対策本部設置時の動員を、災害の発生に備え、被害状況等の調査や報告、応急対策の検討等に必要となる職員とし、災害の種類や被害状況等に応じ、各局・区等で適宜必要となる職員の追加動員を行うよう見直す。 ○ 動員基準における「部課」について、「防災上主要な部課」、「防災に特に関係のある部課」、「防災に関係のある部課」、「その他の部課」の4区分としていたが、各局・区等が適宜必要となる職員を災害の種類や被害状況等に応じ追加動員することから、「防災に特に関係のある部課」を「防災に関係のある部課」に統合し、「防災上主要な部課」、「防災に関係のある部課」、「その他の部課」の3区分に変更する。						
第8 職員の動員 1 動員の実施 《危機管理室危機管理課、各局等、各区》 (1) 動員職員の指定 <u>各局・区等の長は、次の動員基準により、あらかじめ動員する職員を指定するとともに、災害の種類や被害状況等に応じ、適宜必要な職員を追加動員するものとする。</u> <u>また、状況に応じて、動員した職員を減ずることができる。</u> なお、動員に当たっては、交代制の勤務体制を組むなど、職員の健康に配慮した体制の整備に努めるものとする。 <p style="text-align: center;">動 員 基 準</p>						
動員の時期	部 課 ※1				動員場所	動員の連絡者
	防災上主要な部課 (●印の部課)	防災に 関係のある 部 課 (■印の部課)	その他の部課 (無印の部課)			
注意体制が設置された時	危機管理室職員（2名以上） 各区職員（1名以上） その他の局等は必要な職員				原則として勤務場所 (例外) ① 災害現地 ② あらかじめ指定された場所	原則として各部課 (自動参集の場合を除く。)
警戒体制が設置された時	危機管理室は情報収集にあたる職員体制 区は避難勧告を発令するために必要な職員体制 その他の局等は必要な職員					
災害警戒本部体制が設置された時	必要な職員	必要な職員				
災害対策本部体制が設置された時	責任ある職員及び必要な職員	必要な職員				
※2	全 員	全 員	全 員			
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)			
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)			
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)			
※1 ●印及び■印は、災害対策本部の分掌事務の表中、所属名の前に付したものをいう。 ※2 次の場合は、職員全員を動員する。 ア 市域に係る気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪又は大雪）が発表されたとき。 イ 市域で震度5強以上の地震を観測したとき。 ウ 広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 エ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。						

修正前

(2) 動員名簿の作成及び職員への周知

各局・区等の長は、動員の円滑を図るため、体制区分及び動員基準に応じて事前に動員名簿を作成し、平常時から職員に周知徹底を図らなければならない。人事異動、居住地の変更等により内容に変更が生じた場合も同様とする。

なお、動員名簿の作成に当たっては、迅速な初動対応を可能とするため、**職位に加えて、参集時間、参集方法を考慮し、速やかに参集できる者を優先した計画とするほか、**

_____他の局や区等から応援要請のあった場合に、迅速に対応するため、応援可能な職員を事前に把握しておくこととする。

(3) (略)

2 動員の方法

(略)

3 勤務時間外における動員の場所及び任務

(1) 原則として、可能な交通手段を用いて自己の勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参加し、表3-2-2の任務に当たる。なお、道路の寸断、橋梁の落下等により、やむを得ず勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参加できないときは、最寄りの区役所又は出張所に参集した後、所属の各局等又は区本部の長の指示を受け、その後の任務に当たる。

(2) 災害対策本部第四次体制が設置された時点でのみ動員される「その他の部課（分掌事務の表中、無印の部課）」の職員のうち、その任務が「他課の応援に関すること」に割り当てられている職員（消防職員、医師、看護師、保育士等を除く。）は、原則として最寄りの区役所に参集し、区本部長の指示を受け、区災害対策本部の設営、被災状況の調査、指定避難所（生活避難場所）の運営等の任務に当たる。

4 動員の報告

(略)

修正後

(2) 動員名簿の作成及び職員への周知

各局・区等の長は、動員の円滑を図るため、体制区分及び動員基準に応じて事前に動員名簿を作成し、平常時から職員に周知徹底を図らなければならない。人事異動、居住地の変更等により内容に変更が生じた場合も同様とする。

_____動員名簿の作成に当たっては、迅速な初動対応を可能とするため、**以下の点に留意することとする。**

ア 職位に加えて、参集時間、参集方法を考慮し、速やかに参集できる者を優先した動員計画とすること。

イ 指揮命令系統が確保できるよう、指定した管理職職員が動員できない場合を想定し、参集時間等を考慮した上で、第二順位及び第三順位の管理職職員等をあらかじめ指定すること。

また、他の局や区等から応援要請のあった場合に、迅速に対応するため、応援可能な職員を事前に把握しておくこととする。

(3) (略)

2 動員の方法

(略)

3 勤務時間外における動員の場所及び任務

(1) 原則として、可能な交通手段を用いて自己の勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参加し、表3-2-2の任務に当たる。なお、道路の寸断、橋梁の落下等により、やむを得ず勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参加できないときは、最寄りの区役所又は出張所に参集した後、所属の各局等又は区本部の長の指示を受け、その後の任務に当たる。

(2) 職員全員を動員する場合にのみ動員される「その他の部課（分掌事務の表中、無印の部課）」の職員のうち、その任務が「他課の応援に関すること」に割り当てられている職員（消防職員、医師、看護師、保育士等を除く。）は、原則として最寄りの区役所に参集し、区本部長の指示を受け、区災害対策本部の設営、被災状況の調査、指定避難所（生活避難場所）の運営等の任務に当たる。

4 動員の報告

(略)

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 111
<p>第1 情報の収集・伝達体制《危機管理室災害対策課》</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害対策本部の運営に使用する通信施設《危機管理室》 (略)</p> <p>(14) 広島県防災情報システム <u>市防災行政無線及び専用線で県庁と接続されている</u>システムにより、常時、気象情報等を収集し、人的被害等を県に報告する。 なお、広島県防災情報システムで報告した避難勧告等の防災情報は、<u>Ｌアラート（公共情報コモンズ）</u>にデータ連携され、テレビ・ラジオ等で伝達される。</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 <input type="radio"/> 規定の整備。	
<p>第1 情報の収集・伝達体制《危機管理室災害対策課》</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害対策本部の運営に使用する通信施設《危機管理室》 (略)</p> <p>(14) 広島県防災情報システム <u>広島県防災情報</u>システムにより、常時、気象情報等を収集し、人的被害等を県に報告する。 なお、広島県防災情報システムで報告した避難勧告等の防災情報は、<u>災害情報共有システム（Ｌアラート）</u>にデータ連携され、テレビ・ラジオ等で伝達される。</p>	

修 正 前											
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報等の収集及び伝達	頁 114										
第2 気象情報等の収集及び伝達 1 防災気象情報 (1)～(4) (略) (5) 本市での情報の活用 広島地方気象台から防災気象情報を受信した場合、その他の各種防災情報の収集に努めるとともに、防災体制の設置等に活用する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">防災気象情報の種類</th> <th style="width: 50%;">防災体制設置の活用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨、洪水注意報</td> <td>注意体制の設置</td> </tr> <tr> <td>大雨、洪水警報</td> <td>警戒体制の設置</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>災害警戒本部の設置</td> </tr> <tr> <td>大雨特別警報、記録的短時間大雨情報、津波注意報</td> <td>災害対策本部 <u>(第一次～第四次体制)</u> の設置</td> </tr> </tbody> </table> (6) (略) 2～13 (略)		防災気象情報の種類	防災体制設置の活用	大雨、洪水注意報	注意体制の設置	大雨、洪水警報	警戒体制の設置	土砂災害警戒情報	災害警戒本部の設置	大雨特別警報、記録的短時間大雨情報、津波注意報	災害対策本部 <u>(第一次～第四次体制)</u> の設置
防災気象情報の種類	防災体制設置の活用										
大雨、洪水注意報	注意体制の設置										
大雨、洪水警報	警戒体制の設置										
土砂災害警戒情報	災害警戒本部の設置										
大雨特別警報、記録的短時間大雨情報、津波注意報	災害対策本部 <u>(第一次～第四次体制)</u> の設置										

修 正 後											
修 正 理 由 ○ 大雪等による被害の発生に備え、情報収集体制の強化を図るため、注意体制の設置基準に、大雪警報及び暴風雪警報（ともに自動設置）を追加したことに伴い、防災気象情報の種類を追加する。 ○ 災害対策本部を現行の4段階の体制を廃止したことから、体制の表記を修正する。											
第2 気象情報等の収集及び伝達 1 防災気象情報 (1)～(4) (略) (5) 本市での情報の活用 広島地方気象台から防災気象情報を受信した場合、その他の各種防災情報の収集に努めるとともに、防災体制の設置等に活用する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">防災気象情報の種類</th> <th style="width: 50%;">防災体制設置の活用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨、洪水注意報 <u>大雪、暴風雪警報</u></td> <td>注意体制の設置</td> </tr> <tr> <td>大雨、洪水警報</td> <td>警戒体制の設置</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>災害警戒本部の設置</td> </tr> <tr> <td>大雨特別警報、記録的短時間大雨情報、津波注意報</td> <td>災害対策本部 <u>(削除)</u> の設置</td> </tr> </tbody> </table> (6) (略) 2～13 (略)		防災気象情報の種類	防災体制設置の活用	大雨、洪水注意報 <u>大雪、暴風雪警報</u>	注意体制の設置	大雨、洪水警報	警戒体制の設置	土砂災害警戒情報	災害警戒本部の設置	大雨特別警報、記録的短時間大雨情報、津波注意報	災害対策本部 <u>(削除)</u> の設置
防災気象情報の種類	防災体制設置の活用										
大雨、洪水注意報 <u>大雪、暴風雪警報</u>	注意体制の設置										
大雨、洪水警報	警戒体制の設置										
土砂災害警戒情報	災害警戒本部の設置										
大雨特別警報、記録的短時間大雨情報、津波注意報	災害対策本部 <u>(削除)</u> の設置										

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 117
第2 気象情報等の収集及び伝達 (略) 2 洪水予報 (略)	
種類	発表基準
はん濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> ・はん濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・はん濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき。
はん濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> ・はん濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 (一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき。) ・はん濫危険情報を発表中に、はん濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く。)
はん濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> ・はん濫危険水位に到達したとき。 ・はん濫危険水位以上の状態が継続しているとき。
はん濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・はん濫が発生したとき。 ・はん濫が継続しているとき。
はん濫注意情報(警戒情報解除)	<ul style="list-style-type: none"> ・はん濫危険情報又ははん濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(はん濫注意水位を下回った場合を除く。) ・はん濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(はん濫危険水位に達した場合を除く。)
はん濫注意情報解除	<ul style="list-style-type: none"> ・はん濫危険情報、はん濫警戒情報又ははん濫注意情報を発表中に、はん濫注意水位を下回り、はん濫のおそれなくなったとき。

修正後	
修正理由 指定河川洪水予報の洪水予報文の改善と「はん濫」の「汎」への漢字表記への変更に関連して、「太田川水系及び小瀬川水系洪水予報業務に関する細目協定」及び「太田川水系洪水予報実施要領」の一部改正のため	
第2 気象情報等の収集及び伝達 (略) 2 洪水予報 (略)	
種類	発表基準
汎濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> ・汎濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・汎濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき。
汎濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> ・汎濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・避難判断水位に到達し、汎濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・汎濫危険情報を発表中に、汎濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く。) ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。)
汎濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> ・汎濫危険水位に到達したとき。 ・汎濫危険水位以上の状態が継続しているとき。
汎濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・汎濫が発生したとき。 ・汎濫が継続しているとき。
汎濫注意情報(警戒情報解除)	<ul style="list-style-type: none"> ・汎濫危険情報又は汎濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(汎濫注意水位を下回った場合を除く。) ・汎濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(汎濫危険水位に達した場合を除く。)
汎濫注意情報解除	<ul style="list-style-type: none"> ・汎濫危険情報、汎濫警戒情報又は汎濫注意情報を発表中に、汎濫注意水位を下回り、汎濫のおそれなくなったとき。

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報等の収集及び伝達	頁 130、131
第2 気象情報等の収集及び伝達 (略)	
7 土砂災害警戒情報 (1)～(3) (略) (4) 本市での情報の活用 「 <u>8 土砂災害警戒・避難基準雨量</u> 」及び「 <u>10 土砂災害緊急情報</u> 」の情報と併せて、避難勧告の発令等の参考とする。 (5) (略)	
8 土砂災害警戒・避難基準雨量 1) 情報の収集等 <u>本市に大雨注意報が発表された段階から、広島県防災情報システム及び広島市消防通信指令管制システムから雨量情報を収集し、土砂災害警戒・避難基準雨量表を作成する。</u> <u>なお、土砂災害警戒・避難基準雨量表は、大雨注意報発表後は毎正時に、大雨警報発表後は正時を起点として30分ごとに作成する。</u>	
2) 本市での活用 <u>土砂災害に関する避難準備情報・避難勧告の発令及び災害警戒本部・災害対策本部の設置の判断に活用する。</u>	
3) 住民への伝達等 <u>本章「第3節 情報の収集及び伝達」の「第1 情報の収集・伝達体制」の「3 住民等への防災情報の伝達」に定めるところによる。</u>	
9 広島県土砂災害危険度情報 (略)	
10 土砂災害緊急情報 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において国又は県が行った緊急調査に基づいて通知する被害の想定される区域・時期に関する情報 (1) (略) (2) 本市での情報の活用 「7 土砂災害警戒情報」及び「 <u>8 土砂災害警戒・避難基準雨量</u> 」の情報と併せて、避難勧告の発令等の参考とする。 (3) (略)	
11 竜巻注意情報 (略)	
12 火災気象通報 (略)	
13 異常現象発見者からの通報・伝達 (略)	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 避難勧告等の発令判断の指標をメッシュ情報のみとするため、土砂災害警戒・避難基準雨量の記載を削除すること及びその他所要の修正。
第2 気象情報等の収集及び伝達 (略)
7 土砂災害警戒情報 (1)～(3) (略) (4) 本市での情報の活用 「 <u>8 広島県土砂災害危険度情報</u> 」及び「 <u>9 土砂災害緊急情報</u> 」の情報と併せて、避難勧告の発令等の参考とする。 (5) (略)
8 土砂災害警戒・避難基準雨量 (略)
9 広島県土砂災害危険度情報 (略)
10 土砂災害緊急情報 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において国又は県が行った緊急調査に基づいて通知する被害の想定される区域・時期に関する情報 (1) (略) (2) 本市での情報の活用 「7 土砂災害警戒情報」及び「<u>8 広島県土砂災害危険度情報</u>」の情報と併せて、避難勧告の発令等の参考とする。 (3) (略)
11 竜巻注意情報 (略)
12 火災気象通報 (略)
13 異常現象発見者からの通報・伝達 (略)

修 正 前	
基本・風水害対策 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 137
震災対策編 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	131
第3 災害情報の収集・伝達及び報告 1 (略) 2 被害状況の報告 災害が発生したときは、航空機等を効果的に活用して被害発生状況の把握に努めるとともに、区長又は消防署長は被害の程度、応急対策の要否等必要な事項を調査し、その状況を危機管理室(災害対策本部設置時には、同本部。以下同じ。)へ逐次報告する。なお、状況に応じて区長及び消防署長は、合同で被害調査班を編成し、被災直後の早期状況把握に努める。	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ ルーチェサーチ株式会社との協定締結(平成29年3月予定)	
第3 災害情報の収集・伝達及び報告 1 (略) 2 被害状況の報告 災害が発生したときは、航空機等を効果的に活用して被害発生状況の把握に努めるとともに、区長又は消防署長は被害の程度、応急対策の要否等必要な事項を調査し、その状況を危機管理室(災害対策本部設置時には、同本部。以下同じ。)へ逐次報告する。なお、状況に応じて区長及び消防署長は、合同で被害調査班を編成し、被災直後の早期状況把握に努める。	
<u>(資料編) 参考7.9 無人航空機等による災害応急対策活動(撮影・画像解析等)に関する協定(ルーチェサーチ株)</u>	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第5節 避難対策	頁 164
第6 指定緊急避難場所の開設等 1・2 (略) 3 指定緊急避難場所等の管理運営 《健康福祉局健康福祉企画課、各区区政調整課・地域こし推進課、財政局各市税事務所・収納対策部各課》 (1) 区長は、原則として、開設した避難所に職員を管理要員として常駐させ、自主防災組織及び施設管理者の協力を得て避難者の保護に当たる。 (2) 区長は、避難者に適宜正確な情報の提供等を行うとともに、避難者の状況等を早期に把握する。 (3) 区長は、避難所の衛生管理に努めるとともに、避難生活が長期化する場合には、避難者の心身の健康確保のための健康相談の実施、プライバシー確保並びに要配慮者及び男女のニーズに対応できるよう配慮する。 また、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等の設置や、乳幼児連れ、女性のみの世帯や要配慮者に考慮した居住スペースの設定に努めるとともに、必要に応じて_____家庭動物のためのスペースの確保に努める。 仮設トイレの設置場所は、昼夜を問わず、安心して使用できる場所を選ぶ等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、避難所の運営に男女両方が関わることや、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないようにすること等に努める。 (4) 区長は、関係機関、地域住民及びボランティア等の協力を得て、飲料水、食料、生活必需品及び仮設テント等を効率的に配給するとともに、避難所の安全と秩序の維持に努める。 <u>(5) 区長は、必要に応じ、施設管理者と調整の上、家庭動物のためのスペースの確保に努める。</u>	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 避難所の運営に係る被災者支援の総括を被災者の支援に関する取りまとめを行っている健康福祉企画課で分掌することとし、それに関する内容について追記する ○ その他規定の整備を行う。	
第6 指定緊急避難場所の開設等 1・2 (略) 3 指定緊急避難場所等の管理運営 《健康福祉局健康福祉企画課、各区区政調整課・地域こし推進課、財政局各市税事務所・収納対策部各課》 (1) 区長は、原則として、開設した避難所に職員を管理要員として常駐させ、自主防災組織及び施設管理者の協力を得て避難者の保護に当たる。 (2) 区長は、避難者に適宜正確な情報の提供等を行うとともに、避難者の状況等を早期に把握する。 (3) 区長は、避難所の衛生管理に努めるとともに、避難生活が長期化する場合には、避難者の心身の健康確保のための健康相談の実施、プライバシー確保並びに要配慮者及び男女のニーズに対応できるよう配慮する。 また、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等の設置や、乳幼児連れ、女性のみの世帯や要配慮者に考慮した居住スペースの設定に努めるとともに、必要に応じて、 <u>施設管理者と調整の上</u> 、家庭動物のためのスペースの確保に努める。 仮設トイレの設置場所は、昼夜を問わず、安心して使用できる場所を選ぶ等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、避難所の運営に男女両方が関わることや、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないようにすること等に努める。 (4) 区長は、関係機関、地域住民及びボランティア等の協力を得て、飲料水、食料、生活必需品及び仮設テント等を効率的に配給するとともに、避難所の安全と秩序の維持に努める。 <u>(5) (削除)</u> <u>(5) 健康福祉局長は、避難所における被災者支援を総括する。</u>	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第5節 避難対策	頁 164
第6 指定緊急避難場所の開設等 1～3 (略) 4 避難状況等の報告 《各市区政調整課・地域起こし推進課、財政局各市税事務所・収納対策部各課》 (1) 区長は、指定緊急避難場所等を開設したときは、直ちにその旨を市長（危機管理室）に報告する。ただし、福祉避難所の開設については健康福祉局へ報告する。 (2) 区長は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項を施設別に取りまとめ、市長（危機管理室）へ報告する。ただし、福祉避難所については健康福祉局へ報告する。	

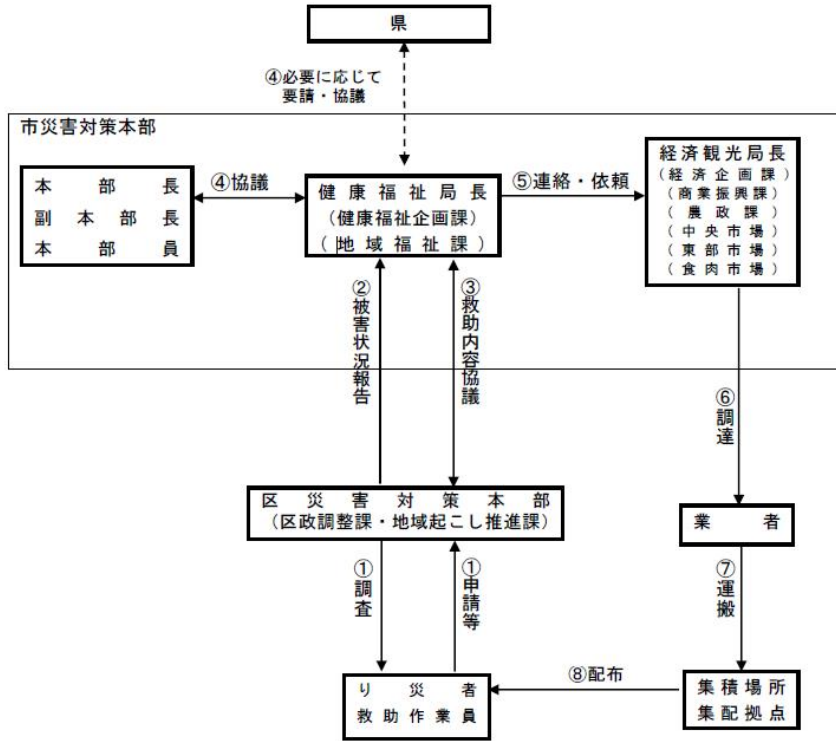
修 正 後
修 正 理 由 ○ 熊本地震の対応を踏まえ、指定避難所（生活避難場所）以外に避難している者や車中泊避難者の状況把握を行う旨を追記する。
第6 指定緊急避難場所の開設等 1～3 (略) 4 避難状況等の報告 《各市区政調整課・地域起こし推進課、財政局各市税事務所・収納対策部各課》 (1) 区長は、指定緊急避難場所等を開設したときは、直ちにその旨を市長（危機管理室）に報告する。ただし、福祉避難所の開設については健康福祉局へ報告する。 (2) 区長は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項を施設別に取りまとめ、市長（危機管理室）へ報告する。ただし、福祉避難所については健康福祉局へ報告する。 <u>(3) 区長は、指定避難所（生活避難場所）以外に避難している者や車中避難者がいる場合、その状況を把握し、市長（危機管理室）に報告する。</u>

修正前

3 物資の供給フロー

(略)

(1) 市災害対策本部長が行う場合



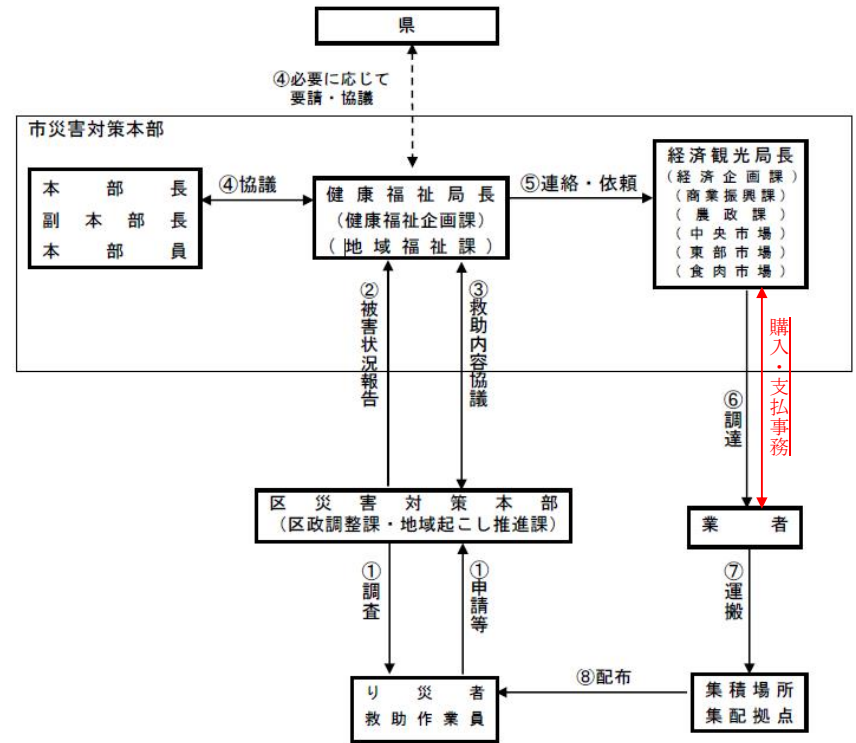
- 注) ① り災者の数、食料・生活必需品の必要数等を的確に把握する。
 ⑥ 大規模災害時には、県と連携をとりながら対応する。業者から調達する前に、健康福祉局(地域福祉課)は備蓄物資の在庫数量等を確認する。なお、調達に係る購入・支払事務については経済観光局が行う。
 ⑦⑧ 集積場所については、被害状況を勘案し、健康福祉局長が区災害対策本部長等と協議し、決定する。運搬にあたり業者だけでは運搬に支障をきたすか、運搬が不可能な場合は、道路交通局又は区災害対策本部において対応する。また、区災害対策本部長は、集積場所に職員を派遣し、受入・保管及び配分等を行わせる。

修正後

3 物資の供給フロー

(略)

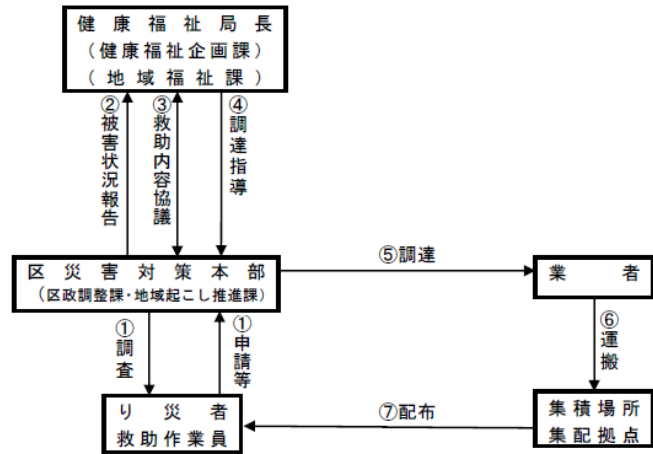
(1) 市災害対策本部長が行う場合



- 注) ① り災者の数、食料・生活必需品の必要数等を的確に把握する。
 ⑥ 大規模災害時には、県と連携をとりながら対応する。業者から調達する前に、健康福祉局(地域福祉課)は備蓄物資の在庫数量等を確認する。なお、調達に係る購入・支払事務については経済観光局が行う。
 ⑦⑧ 集積場所については、被害状況を勘案し、健康福祉局長が区災害対策本部長等と協議し、決定する。運搬にあたり業者だけでは運搬に支障をきたすか、運搬が不可能な場合は、道路交通局又は区災害対策本部において対応する。また、区災害対策本部長は、集積場所に職員を派遣し、受入・保管及び配分等を行わせる。

修正前

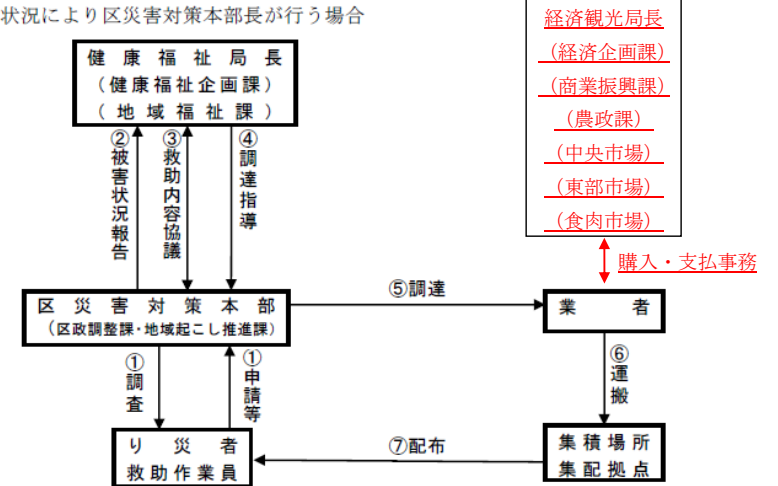
(2) 被害状況により区災害対策本部長が行う場合



- (注) ④ 健康福祉局長が区災害対策本部長からの被害・物資必要数量の報告を受け、他区の状況を把握し、経済観光局長等と協議し、区災害対策本部長が直接調達を行うのが適当と認めた場合は、区災害対策本部長が調達を行う。業者から調達する前に健康福祉局（地域福祉課）は備蓄物資の在庫数量等を確認する。なお、調達に係る購入・支払事務については、経済観光局が行う。
- ⑤ 大規模災害時には、県と連携をとりながら対応する。

修正後

(2) 被害状況により区災害対策本部長が行う場合



- (注) ④ 健康福祉局長が区災害対策本部長からの被害・物資必要数量の報告を受け、他区の状況を把握し、経済観光局長等と協議し、区災害対策本部長が直接調達を行うのが適当と認めた場合は、区災害対策本部長が調達を行う。業者から調達する前に健康福祉局（地域福祉課）は備蓄物資の在庫数量等を確認する。なお、調達に係る購入・支払事務については、経済観光局が行う。
- ⑤ 大規模災害時には、県と連携をとりながら対応する。

修 正 前	
基本・風水害対策 第3章 災害応急対策 第6節 衣食等生活必需品の供給	頁 168
震災対策編 第3章 震災応急対策 第6節 衣食等生活必需品の供給	164
第1 物資の調達 1～5 (略) (資料編) 参考25～52 (略) 参考69 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定 (榊福屋) <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 一般社団法人広島県LPガス協会との協定締結 ○ 「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会との協定締結
第1 物資の調達 1～5 (略) (資料編) 参考25～52 (略) 参考69 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定 (榊福屋) <u>参考76 災害時におけるLPガス等の調達及び供給に関する協定 ((一社) 広島県LPガス協会)</u> <u>参考77 災害時における量の調達及び供給に関する協定 (「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会)</u>

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	
第6節 衣食等生活必需品の供給	169
第28節 区の応急対策	246
第6節 衣食等生活必需品の供給	
第2 食品の供給 《健康福祉局地域福祉課、各区市民課・保険年金課・生活課》	
1 (略)	
2 配給対象	
次のいずれかに該当し、市災害対策本部長又は区災害対策本部長が必要と認めた者に対して行う。	
(1) _____ 避難所に収容された者	
(2) _____ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって、炊飯ができない者	
(3) _____ 被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者で、食料品の持ち合わせのない者	
(4) その他市災害対策本部長又は区災害対策本部長が必要と認める者	

第28節 区の応急対策	
第6 応急救助活動	
(略)	
2 区災害対策本部が行う応急救助に関する事務	
(1) 衣食等生活必需品対策《各区市民課・保険年金課・生活課》	
ア (略)	
イ 食品の供給に関すること。	
(ア) 配給の対象者	
次のいずれかに該当し、区災害対策本部長が必要と認めた者に対して行う。	
a _____ 避難所に避難した者	
b _____ 住家の被害が全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水等であって、炊飯ができない者	
c _____ 被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者	
d その他区災害対策本部長が必要と認める者	

修 正 後	
修 正 理 由	
○ 規定の整備。	
第6節 衣食等生活必需品の供給	
第2 食品の供給 《健康福祉局地域福祉課、各区市民課・保険年金課・生活課》	
1 (略)	
2 配給対象	
次のいずれかに該当し、市災害対策本部長又は区災害対策本部長が必要と認めた者に対して行う。	
(1) <u>避難勧告又は避難指示により開設した</u> 避難所に収容された者	
(2) <u>避難勧告又は避難指示が発令されている地域において</u> 、住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって、炊飯ができない者	
(3) <u>避難勧告又は避難指示が発令されている地域において</u> 被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者で、食料品の持ち合わせのない者	
(4) その他市災害対策本部長又は区災害対策本部長が必要と認める者	
<u>※ 上記(2)及び(3)については、社会的な混乱が発生している（流通機能が麻痺し、自ら弁当等を購入できない）場合に限る。</u>	
第28節 区の応急対策	
第6 応急救助活動	
(略)	
2 区災害対策本部が行う応急救助に関する事務	
(1) 衣食等生活必需品対策《各区市民課・保険年金課・生活課》	
ア (略)	
イ 食品の供給に関すること。	
(ア) 配給の対象者	
次のいずれかに該当し、区災害対策本部長が必要と認めた者に対して行う。	
a <u>避難勧告又は避難指示により開設した</u> 避難所に避難した者	
b <u>避難勧告又は避難指示が発令されている地域において</u> 、住家の被害が全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水等であって、炊飯ができない者	
c <u>避難勧告又は避難指示が発令されている地域において</u> 被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者	
d その他区災害対策本部長が必要と認める者	
<u>※ 上記b及びcについては、社会的な混乱が発生している（流通機能が麻痺し、自ら弁当等を購入できない）場合に限る。</u>	

修正前					
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第7節 給水及び上水道施設応急対策			頁 172		
第3 給水対策 (略)					
4 給水能力《水道局維持課》					
給水用資器材名	容量 (ℓ)	数量 (個)	基本給水量 (ℓ)	給水能力 (ℓ/日)	給水対象人口 (人/日)
給水タンク車	1,800	1	1,800	12,600	4,200
	2,000	2	4,000	28,000	9,333
	3,800	1	3,800	26,600	8,866
給水タンク (積載用)	1,000	13	13,000	91,000	30,333
	1,500	3	4,500	31,500	10,500
	2,000	2	4,000	28,000	9,333
仮設水槽	1,000	46	46,000	184,000	61,333
	300	18	5,400	21,600	7,200
ポリ容器	20	307	6,140	42,980	14,326
	10	1,757	17,570	122,990	40,996
ポリ袋	10	14,379	143,790	143,790	47,930
計			250,000	733,060	244,350

(注) ① 1人当たりの給水量は、3ℓ/日として算定。
 ② 1日当たりの輸送回数は、道路の損壊等を考慮して、7回として算定。
 ③ ポリ袋は再使用しないため、1回として算定。
 ④ 仮設水槽への補給は、1日4回として算定。

修正後					
修正理由 ○ 数値の時点修正。					
第3 給水対策 (略)					
4 給水能力《水道局維持課》 (平成29年1月1日現在)					
給水用資器材名	容量 (ℓ)	数量 (個)	基本給水量 (ℓ)	給水能力 (ℓ/日)	給水対象人口 (人/日)
給水タンク車	1,800	1	1,800	12,600	4,200
	2,000	2	4,000	28,000	9,333
	3,800	1	3,800	26,600	8,866
給水タンク (積載用)	1,000	13	13,000	91,000	30,333
	1,500	3	4,500	31,500	10,500
	2,000	2	4,000	28,000	9,333
仮設水槽	1,000	43	43,000	172,000	57,333
	300	20	6,000	24,000	8,000
ポリ容器	20	302	6,040	42,280	14,093
	10	1,763	17,630	123,410	41,136
ポリ袋	10	14,034	140,340	140,340	46,780
計			244,110	719,730	239,907

(注) ① 1人当たりの給水量は、3ℓ/日として算定。
 ② 1日当たりの輸送回数は、道路の損壊等を考慮して、7回として算定。
 ③ ポリ袋は再使用しないため、1回として算定。
 ④ 仮設水槽への補給は、1日4回として算定。

修 正 前		
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第11節 救難対策		頁 177
第1 被災者の救出《各消防署》		
災害の程度	実 施 内 容	実施担当機関
通 常 の 場 合	住民の <u>生命、身体及び財産</u> に危険が迫った場合、これを危険状態から救出する。	消防局が <u>県警察</u> の協力の下に行う。
災害救助法が適用された場合	県知事の指示に基づき、被災者を救出する。	同 上

修 正 後		
修 正 理 由 ○ 本節の第1は人命救助を主眼とした内容であるため。 ○ 実施担当機関はその災害の形態により多岐にわたるため。		
第1 被災者の救出《各消防署》		
災害の程度	実 施 内 容	実施担当機関
通 常 の 場 合	住民の <u>生命及び身体</u> に危険が迫った場合、これを危険状態から救出する。	消防局が <u>県警察等</u> の協力の下に行う。
災害救助法が適用された場合	県知事の指示に基づき、被災者を救出する。	同 上

修 正 前		
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第12節 医療・救護対策	頁 179	
3 医療救護班等の活動範囲		
区分	活動範囲	摘要
医療救護班	ア 処置、手術、その他の治療 イ 診察・トリアージの実施（治療及び搬送優先順位の選別） ウ 薬剤又は治療材料の支給 エ 病院又は診療所への収容（消防局救急隊等への引継） オ 看護の実施	助産救護班は、分べんの介助及び分べん前後の処置等を行う。
医療支援班	ア 応急処置 イ 診察・トリアージの実施（治療及び搬送優先順位の選別） ウ 薬剤又は治療材料の支給 エ 病院又は診療所への収容（消防局救急隊等への引継） オ 看護の実施	
4 医療救護班等の装備する医薬品・衛生材料等		
(1) 医療救護を円滑に実施するため、医療救護班等の各編成機関は医薬品・衛生材料等の備蓄を行う。		
(2) 医療救護班等が必要とする医薬品・衛生材料等は、各編成機関が備蓄・保有するものを使用する。		
(3) 健康福祉局長は、医薬品・衛生材料等に不足が生じた場合は、関係機関と連絡をとり、次の優先順位により速やかに調達する。		
優先順位	供給元	備考
1	市立病院機関が備蓄するもの	供給元の診療に支障の出ない範囲に限る。
2	県が備蓄するもの	現物備蓄及び流通備蓄
3	関係機関から応援を受けるもの	「第26節 応援要請及び協力要請」参照
5 医療救護資機材の調達・輸送		
区分	調 達	輸 送
医療救護班等の活動に必要な医薬品・衛生材料等	医療救護班等の編成機関 （広島市民病院、舟入市民病院、安佐市民病院、リハビリテーション病院、各保健センター、精神保健福祉センター）	次のいずれかによる。 ①医療救護班等の編成機関の車両 ②区災害対策本部（輸送班）の車両 ③消防局の車両・船艇・航空機
救護所設置に必要な資機材及び救援物資	区災害対策本部（救護班）	区災害対策本部（輸送班）の車両

修 正 後		
修 正 理 由 ○ 広島市域医師会への協力要請の方法を見直したため。		
3 医療救護班等の活動範囲		
区分	活動範囲	摘要
医療救護班	ア 処置、手術、その他の治療 イ 診察・トリアージの実施（治療及び搬送優先順位の選別） ウ 薬剤又は治療材料の支給 エ 病院又は診療所への収容（消防局救急隊等への引継） オ 看護の実施	助産救護班は、分べんの介助及び分べん前後の処置等を行う。
医療支援班	ア 応急処置 イ 診察・トリアージの実施（治療及び搬送優先順位の選別） ウ 薬剤又は治療材料の支給 エ 病院又は診療所への収容（消防局救急隊等への引継） オ 看護の実施	必要に応じ、保健活動班員とする。 「第14節第2被災害者の健康管理」参照。
4 医療救護班等の装備する医薬品・衛生材料等		
(1) 医療救護を円滑に実施するため、医療救護班等の各編成機関は医薬品・衛生材料等を備蓄又は保有する。		
(2) 医療救護班等が必要とする医薬品・衛生材料等は、各編成機関が備蓄又は保有するものを使用する。		
(3) 健康福祉局長は、医薬品・衛生材料等に不足が生じた場合は、関係機関と連絡をとり、次の優先順位により速やかに調達する。		
優先順位	供給元	備考
1	市立病院機関が備蓄するもの	供給元の診療に支障の出ない範囲に限る。
2	県が備蓄するもの	現物備蓄及び流通備蓄
3	関係機関から応援を受けるもの	「第26節 応援要請及び協力要請」参照
5 医療救護資機材の調達・輸送		
区分	調 達	輸 送
医療救護班等の活動に必要な医薬品・衛生材料等	医療救護班等の編成機関 （広島市民病院、舟入市民病院、安佐市民病院、リハビリテーション病院、各保健センター、精神保健福祉センター、 <u>広島市医師会、安佐医師会、安芸地区医師会</u> ）	次のいずれかによる。 ①医療救護班等の編成機関の車両 ②区災害対策本部（輸送班）の車両 ③消防局の車両・船艇・航空機
救護所設置に必要な資機材及び救援物資	区災害対策本部（救護班）	区災害対策本部（輸送班）の車両

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第12節 医療・救護対策	頁 180
<p>第5 DMA Tの派遣要請及び活動支援《健康福祉局保健医療課、地方独立行政法人広島市立病院機構広島市民病院・安佐市民病院》</p> <ol style="list-style-type: none"> 健康福祉局長は、大規模な災害の発生により、本市の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、県へ災害派遣医療チーム（DMA T）の派遣要請を行う。 災害拠点病院（広島市民病院・安佐市民病院）は、県の指定するDMA Tの拠点本部となる場合には、統括DMA Tを受入れ、医療救護活動の調整を行うとともに、DMA Tの支援の下で医療救護活動を実施するものとする。 健康福祉局長は、県からの要請に基づき、DMA Tの活動支援を行う。 DMA Tの拠点本部となるべき前線の災害拠点病院が、その機能を十分に果たせない場合、本節第1により設置する医療救護対策部において、統括DMA Tの受入れなどを行う。 <p>第6 DPATの派遣要請及び活動支援《健康福祉局精神保健福祉課・精神保健福祉センター》</p> <ol style="list-style-type: none"> 健康福祉局長は、大規模な災害の発生により、本市の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、県へ災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請を行う。 健康福祉局長は、県からの要請に基づき、DPATの活動支援を行う。 <p>第7 こども支援チームの派遣要請及び活動支援《こども未来局こども・家庭支援課》</p> <ol style="list-style-type: none"> こども未来局長は、大規模な災害の発生により、本市の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、県へこども支援チームの派遣要請を行う。 こども未来局長は、県からの要請に基づき、こども支援チームの活動支援を行う。 	

修 正 後
<p style="text-align: center;">修 正 理 由</p> <p>○ 広島市域医師会への協力要請の方法を見直したため。</p>
<p>第5 DMA Tの派遣要請及び活動支援《健康福祉局保健医療課、地方独立行政法人広島市立病院機構広島市民病院・安佐市民病院》</p> <ol style="list-style-type: none"> 健康福祉局長は、大規模な災害の発生により、本節第3の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、県へ災害派遣医療チーム（DMA T）の派遣要請を行う。 災害拠点病院（広島市民病院・安佐市民病院）は、県の指定するDMA Tの拠点本部となる場合には、統括DMA Tを受入れ、医療救護活動の調整を行うとともに、DMA Tの支援の下で医療救護活動を実施するものとする。 健康福祉局長は、県からの要請に基づき、DMA Tの活動支援を行う。 DMA Tの拠点本部となるべき前線の災害拠点病院が、その機能を十分に果たせない場合、本節第1により設置する医療救護対策部において、統括DMA Tの受入れなどを行う。 <p>第6 DPATの派遣要請及び活動支援《健康福祉局精神保健福祉課・精神保健福祉センター》</p> <ol style="list-style-type: none"> 健康福祉局長は、大規模な災害の発生により、本節第3の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、県へ災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請を行う。 健康福祉局長は、県からの要請に基づき、DPATの活動支援を行う。 <p>第7 こども支援チームの派遣要請及び活動支援《こども未来局こども・家庭支援課》</p> <ol style="list-style-type: none"> こども未来局長は、大規模な災害の発生により、本節第3の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、県へこども支援チームの派遣要請を行う。 こども未来局長は、県からの要請に基づき、こども支援チームの活動支援を行う。

修正前

基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	
第12節 医療・救護対策	181

第8 医療機関等への応援要請《健康福祉局地域福祉課・保健医療課・精神保健福祉課・精神保健福祉センター、こども未来局こども・家庭支援課、危機管理室、消防局警防課・救急課》
大規模な災害の発生により、本市の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、本節第5、第6、第7によりDMAT、DPAT、こども支援チームの派遣要請を行うほか、次により応援要請する。

要請機関	要請内容	摘要	連絡担当課
救急告示病院・診療所	傷病者の収容	資料編3-12-1「救急告示病院等一覧表」参照。	消防局警防課・救急課
日本赤十字社広島県支部 中区千田町2-5-64 241-8811	医療・救護全般	県（健康福祉総務課）を通じて要請。ただし、緊急を要する場合は、本市より直接要請し、県（健康福祉総務課）に要請した旨を報告。	健康福祉局地域福祉課
広島市医師会 西区観音本町1-1-1 232-7321	原則として、市立病院機関では対応できない場合における次の斡旋 ・医師等の派遣 ・被災者の収容 ・医療資機材の供与	「広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」（資料編参考19）に基づき、本市より要請。	健康福祉局保健医療課
安佐医師会 安佐南区八木5-35-2 873-1840			
安芸地区医師会 安芸郡海田町栄町5-13 823-4931			
広島市歯科医師会 中区富士見町11-9 244-2662	原則として、市立病院機関では対応できない場合における次の斡旋 ・歯科医師等の派遣 ・医療資機材の供与	「広島市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」（資料編参考63）に基づき、本市より要請。	健康福祉局保健医療課
安佐歯科医師会（西村歯科医院内） 安佐南区西原9-19-24 874-4188			
安芸歯科医師会 安芸郡海田町新町19-10 822-9009			
佐伯歯科医師会（新田歯科医院内） 佐伯区楽々園4-13-14 921-7778			
広島市薬剤師会 中区富士見町11-42 244-4899	原則として、市立病院機関では対応できない場合における次の斡旋 ・薬剤師の派遣 ・医療資機材の供与	「広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」（資料編参考64）に基づき、本市より要請。	健康福祉局保健医療課
安佐薬剤師会（びーだま薬局内） 安佐南区大町西1-1-1 870-6422			
安芸地区薬剤師会 安芸郡府中町青崎南2-1-101 282-4440			
広島佐伯薬剤師会 佐伯区旭園2-22 924-5957			
中略			
広島県災害時公衆衛生チーム（広島県看護協会からの災害支援ナース等）	被災者の心身の健康管理	広島県地域防災計画に基づき、本市より県（健康福祉総務課）に派遣要請	
中略			

（資料編） 3-12-1 救急告示病院等一覧表
参考19 広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書

修正後

修正理由
○ 広島市域医師会への協力要請の方法を見直したため。

第8 医療機関等への応援要請《健康福祉局地域福祉課・保健医療課・精神保健福祉課・精神保健福祉センター、こども未来局こども・家庭支援課、危機管理室、消防局警防課・救急課》
大規模な災害の発生により、本節第3の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、本節第5、第6、第7によりDMAT、DPAT、こども支援チームの派遣要請を行うほか、次により応援要請する。

要請機関	要請内容	摘要	連絡担当課
救急告示病院・診療所	傷病者の収容	資料編3-12-1「救急告示病院等一覧表」参照。	消防局警防課・救急課
日本赤十字社広島県支部 中区千田町2-5-64 241-8811	医療・救護全般	県（健康福祉総務課）を通じて要請。ただし、緊急を要する場合は、本市より直接要請し、県（健康福祉総務課）に要請した旨を報告。	健康福祉局地域福祉課
広島市医師会 西区観音本町1-1-1 232-7321	（削除） 次 の 協 力 へ の 協 力 ・ 医 師 等 の 派 遣 （削除） ・ 医 療 資 機 材 の 供 与	「広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」（資料編参考19）に基づき、本市より要請。	健康福祉局保健医療課
安佐医師会 安佐南区八木5-35-2 873-1840			
安芸地区医師会 安芸郡海田町栄町5-13 823-4931			
広島市歯科医師会 東区二葉の里3-2-4 262-2662	原則として、市立病院機関では対応できない場合における次の斡旋 ・歯科医師等の派遣 ・医療資機材の供与	「広島市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」（資料編参考63）に基づき、本市より要請。	健康福祉局保健医療課
安佐歯科医師会（西村歯科医院内） 安佐南区西原9-19-24 874-4188			
安芸歯科医師会 安芸郡海田町新町19-10 822-9009			
佐伯歯科医師会（新田歯科医院内） 佐伯区楽々園4-13-14 921-7778			
広島市薬剤師会 中区富士見町11-42 244-4899	原則として、市立病院機関では対応できない場合における次の斡旋 ・薬剤師の派遣 ・医療資機材の供与	「広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」（資料編参考64）に基づき、本市より要請。	健康福祉局保健医療課
安佐薬剤師会（削除） 安佐北区可部南2-2-2 -301 562-2973			
安芸地区薬剤師会 安芸郡府中町青崎南2-1-101 282-4440			
広島佐伯薬剤師会 佐伯区旭園2-22 924-5957			
中略			
広島県災害時公衆衛生チーム（広島県看護協会からの災害支援ナース等）	被災者の心身の健康管理	広島県地域防災計画に基づき、本市より県（健康福祉総務課）に派遣要請	
中略			

（資料編） 3-12-1 救急告示病院等一覧表
参考19 広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書
参考63 広島市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定書
参考64 広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書

修 正 前	
基本・風水害対策編（震災対策編） 第3章 災害応急対策（第3章 震災応急対策） 第13節 遺体の捜索・処理及び火葬対策	頁 182～186 (188～191)
第13節 遺体の捜索・処理及び火葬対策	
<p>災害により行方不明又は死者が多数発生した場合において、遺体の捜索・収容、遺体安置所の開設等必要な応急対策を講じる。</p>	
第1 遺体の捜索・収容 《 <u>各区市民課・保険年金課・生活課、各消防署</u> 》	
1 捜索の対象 捜索の対象は、災害のため <u>現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される</u> 者（以下「行方不明者」という。）とする。	
2 収容の対象 <u>収容の対象は、災害により死亡した者のうち、次の一に該当する遺体とする。</u>	
(1) <u>身元不明の</u> 遺体 (2) <u>遺体引受人（遺体を引き取り、埋火葬を行う遺族等をいう。以下同じ。）のない死体</u> (3) <u>住家の倒壊その他の理由により、自力で埋火葬ができない遺族等から、遺体収容（処理・火葬）の要請があった遺体</u> (4) <u>その他区災害対策本部長が特に必要と認める</u> 遺体	
3 行方不明者・死者の届出の受理等 <u>行方不明者及び身元不明者等の死者の届出並びに遺体収容の要請は、区災害対策本部において受理し、住所、氏名、年齢、性別、着衣等必要な事項について、行方不明者等受付簿（様式3-13-1）により記録する。</u>	
4 行方不明者の捜索活動 行方不明者の捜索活動は、消防局、消防団、区災害対策本部等及び県警察、海上保安庁等の関係機関が相互に連絡を密にし、 <u>それぞれの立場からこれを実施するものとし、</u> 自主防災組織等の協力を得て、可能な限り早期の収容に努める。	
5 遺体発見時の措置 <u>人命救助、救助活動及び行方不明者の捜索中に</u> 遺体を発見したときは、区災害対策本部に連絡し、併せて <u>警察署又は広島海上保安部（海上漂流遺体の場合に限る。）に連絡するとともに、身元確認を行う。</u>	
6 死体調査の作成 <u>区災害対策本部は、死体調査（様式3-13-2）に、遺体発見現場の状況（できれば写真を撮る。）、遺体の性別、身長、着衣、所持品等を詳細に記録する。</u>	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 遺体安置所開設・管理運営マニュアルの策定に伴う業務内容の整理や文言の修正、記載順の変更。
第13節 遺体の捜索・処理及び火葬対策
<p>災害により行方不明又は死者が多数発生した場合において、遺体の捜索・収容、遺体安置所の開設等必要な応急対策を講じる。</p>
第1 遺体の捜索 《 <u>各消防署</u> 》
1 捜索の対象 捜索の対象は、災害のため <u>安否が確認できない</u> 者（以下「行方不明者」という。）とする。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第2の4に記載</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第2の5の(5)に記載</div>
2 行方不明者の捜索活動 行方不明者の捜索活動は、消防局、消防団、区災害対策本部等及び県警察、海上保安庁等の関係機関が相互に連絡を密にし、 <u>連携して</u> これを実施する。 <u>また、必要に応じて</u> 自主防災組織等に協力を求める。
3 遺体発見時の措置 <u>遺体を発見したときは、区災害対策本部に連絡し、併せて発見場所を管轄する警察署又は広島海上保安部（海上漂流遺体の場合に限る。）に連絡する。また、警察官又は海上保安官が到着するまでの間、遺体及び発見場所の周囲の状況を保存する。</u>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第2の5の(7)に記載</div>

修正前

第2 検視場所の確保等《各区市民課・保険年金課・生活課》

災害により多数の死者が発生した場合、区災害対策本部長は遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材の準備・保管・提供について県警察等と連携して対応する。

第3 遺体安置所の開設及び管理《各区市民課・保険年金課・生活課》

1 _____
災害により多数の死者が発生し、遺体の収容・安置が必要なときは、区災害対策本部長は、_____公共施設_____等に遺体安置所を開設し、管理運営に要する職員を派遣する。

2 _____
区災害対策本部は、遺体安置所の維持・管理等に必要な資材等の購入_____を行う。

修正後

第2の2に記載

第2 遺体安置所の開設・管理運営《各区市民課・保険年金課・生活課》

1 **遺体安置所の開設**
_____区災害対策本部長は、次のいずれかに該当する場合、公共施設（候補施設）等に遺体安置所を開設し、管理運営に要する職員を派遣する。

ただし、被災した区に遺体安置所が開設できない場合、又は区ごとではなく複数の区に1箇所など集約して遺体安置所を開設する場合、若しくは県警察等関係機関から市災害対策本部に開設の要請があった場合など、市災害対策本部長は、必要に応じて当該区の区災害対策本部長に開設を指示する。

このとき、遺体安置所とする施設については、必要に応じて県警察と協議する。

- (1) 多数の遺体を伴う災害が発生したとき。
- (2) 多数の行方不明者を伴う災害が発生したとき。
- (3) 災害により多数の遺体・行方不明者が予測されるに至ったとき。
- (4) その他被害の程度又は社会的影響を考慮し、市又は区災害対策本部長が開設する必要があると認めるとき。

2 検視場所の確保等《各区市民課・保険年金課・生活課》

_____区災害対策本部長は、遺族感情への配慮や効率的な検視・身元調査の遂行のため、開設した遺体安置所内に検視・身元調査場所を設置する。

3 資機材の調達・確保

区災害対策本部は、遺体安置所の管理運営_____に必要な資材等の調達・確保を行う。

4 遺体安置所に収容・安置する遺体

- (1) 災害の発生場所から発見された遺体
- (2) 災害の発生場所から医療機関等に搬送された後に死亡した者であって、その死因が自然死か不自然死であるか判明しない遺体
- (3) 災害の発生に伴う避難生活中に死亡した者であって、その死因が自然死であるか不自然死であるか判明しない_____遺体
- (4) その他災害が原因で死亡したと認められる_____遺体

修正前

3. _____
遺体安置所に派遣された職員は _____、次のように遺体の収容・管理を行う。

- (1) 遺体を収容するに当たり、所持品等を併せて引き継ぐとともに、遺体に氏名又は符号を記載した名札を付し、他と混同しないよう明示する。
- (2) 調査（検視）の済んでいない遺体については、所轄警察署又は広島海上保安部（海上漂流遺体の場合に限る。）と連絡を取り、調査（検視）を受け、検案を行う。
- (3) 身元不明の遺体及び遺体引受人のない遺体は、原則として上半身の写真を撮る。
- (4) 調査（検視）・検案の済んだ遺体は、感染症の予防等に配慮し、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行う。その後に遺体を納棺し、安置する。
- (5) 遺族等から遺体引受けの申出があった場合は、調査（検視）・検案が終了した後に所持品等とともに引き渡す。
- (6) 調査（検視）・検案を受けた後においても遺体引受人が見つからない遺体については、区長が身元引受人となり、死体火葬許可証の交付を受ける。
- (7) 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時に火葬等ができない場合においては、遺体の腐敗防止措置を行ったうえで一時保存する。

(資料編) 参考 28 災害時における遺体安置所の維持管理等に必要な資材等の緊急調達及び供給の協力に関する協定書

修正後

5 遺体安置所の業務

遺体安置所に派遣された職員は、県警察等関係機関と連携し、次の業務 _____ を行う。

- (1) 遺体等の収容 _____
- (2) _____ 検視・身元調査（県警察） _____
- (3) 検案（医師） _____
- (4) 遺体等の安置・保存 _____
- (5) 遺族等の受付、遺体の身元確認の立会い及び遺体等の引渡し _____
- (6) 遺族支援（遺体の火葬までの手順の説明など。） _____
- (7) 遺体安置所の管理運営に必要な記録と状況報告 _____
- (8) その他必要な業務 _____

節の最後に記載

修正前

第4 遺体の検案《健康福祉局保健医療課、地方独立行政法人広島市立病院機構広島市民病院・安佐市民病院》

1 検案班の編成

- (1) 災害により死者が多数発生した場合は、県警察と協議のうえ、健康福祉局において、広島市民病院、安佐市民病院の協力を得て、検案班を編成し、遺体の検案を行う。
- (2) 検案班は、医師、看護師その他の職員で構成する。
- (3) 医師が不足する場合は、広島市 医師会その他関係医療機関に協力を依頼する。

2 検案の実施

- (1) 身元不明の遺体等収容対象の遺体の検案は、原則として調査（検視）終了後、現場で行うこととする。ただし、現場での検案が困難なときは、別に確保した検視・身元調査と同じ場所又は遺体安置所において実施する。
- (2) 上記以外の遺体の検案は、原則として区災害対策本部長からの要請に基づき実施する。

3 検案時の処理事項

遺体の検案に当たっては、死亡診断のほか、必要な医学検査を行い、死体検案書を作成する。

第5 遺体の搬送《健康福祉局環境衛生課、各区市民課・保険年金課・生活課》

遺体安置所からの遺体の搬送は、次のとおり行う。

- 1 区災害対策本部長は、火葬に付すべき遺体数を遺体安置所別に健康福祉局長に報告する。
- 2 健康福祉局長は、区災害対策本部長の報告及び火葬場の処理状況等を勘案のうえ、遺体搬送計画を立て、区災害対策本部長に連絡する。
- 3 区災害対策本部長は、遺体搬送計画に基づき、火葬場へ遺体を搬送する。遺体の搬送については、原則として遺族に行わせる。ただし、その手段がない場合は、区災害対策本部長が 民間葬祭業者等に委託して行う。
- 4 遺体の搬送は、遺族等の判明している遺体を優先し、身元及び遺族等の不明な遺体は次順位とする。
- 5 健康福祉局長は、民間葬祭業者等の搬送が困難な場合は、県と連携し、周辺市町村等への協力を依頼する。

修正後

第3 遺体の検案《健康福祉局保健医療課、地方独立行政法人広島市立病院機構広島市民病院・安佐市民病院》

1 検案班の編成

- (1) _____健康福祉局は_____、広島市民病院、安佐市民病院の協力を得て、検案班を編成し、遺体の検案を行う。
- (2) 検案班は、医師、看護師その他の職員で構成する。
- (3) 医師が不足する場合は、広島市 域医師会その他関係医療機関に協力を依頼する。

2 検案の実施

- (1) _____遺体の検案は、_____検視・身元調査と同じ場所で_____実施する。

3 検案時の処理事項

遺体の検案に当たっては、死亡診断のほか、必要な医学検査を行い、死体検案書を作成する。

第4 遺体の搬送《健康福祉局環境衛生課、各区市民課・保険年金課・生活課》

遺体安置所からの遺体の搬送は、次のとおり行う。

- 1 区災害対策本部長は、火葬に付すべき遺体数を遺体安置所別に健康福祉局長に報告する。
- 2 健康福祉局長は、区災害対策本部長の報告及び火葬場の処理状況等を勘案のうえ、遺体搬送計画を立て、区災害対策本部長に連絡する。
- 3 区災害対策本部長は、遺体搬送計画に基づき、火葬場へ遺体を搬送する。遺体の搬送については、原則として遺族に行わせる。ただし、その手段がない場合は、区災害対策本部長が _____葬祭業者等に協力を要請する。
- 4 遺体の搬送は、遺族等の判明している遺体を優先し、身元及び遺族等の不明な遺体は次順位とする。
- 5 健康福祉局長は、必要に応じて _____県と連携し、周辺市町村等への協力を依頼する。

修正前

第6 遺体の火葬《健康福祉局環境衛生課》

遺体の火葬は、次のとおり行う。

- 1 遺体は、原則として死体火葬許可証に基づき火葬する。
死体火葬許可証の発行が困難な場合は、厚生労働省の指示に基づき、特例許可証、死亡診断書又は死体検案書により火葬する。
- 2 身元不明の遺体及び遺体引受人の _____ ない遺体は、区長が身元引受人であることを確認のうえ、火葬する。
なお、火葬した後の遺骨は、氏名又は符号 _____ を記載した名札等により明示し、区長に引き渡し、区長は当該遺骨を保管する。
- 3 火葬場は、永安館、西風館、可部火葬場、湯来火葬場、五日市火葬場を使用する。
永安館、西風館、可部火葬場、湯来火葬場、五日市火葬場の使用が困難な場合又は火葬能力を超える場合には、健康福祉局長は、県と連携し、周辺市町村等の協力を得て遺体火葬計画を立て実施する。

修正後

第5 遺体の火葬《健康福祉局環境衛生課》

遺体の火葬は、次のとおり行う。

- 1 遺体は、原則として死体火葬許可証に基づき火葬する。
死体火葬許可証の発行が困難な場合は、厚生労働省の指示に基づき、特例許可証、死亡診断書又は死体検案書により火葬する。
- 2 身元不明の遺体及び身元は判明しているが引取者の _____ ない遺体は、区長が引取者 _____ であることを確認のうえ、火葬する。
なお、火葬した後の遺骨は、氏名又は固有の識別番号 _____ を記載した名札等により明示し、区長に引き渡し、区長は当該遺骨を保管する。
- 3 火葬場は、永安館、西風館、可部火葬場、湯来火葬場、五日市火葬場を使用する。
永安館、西風館、可部火葬場、湯来火葬場、五日市火葬場の使用が困難な場合又は火葬能力を超える場合には、健康福祉局長は、県と連携し、周辺市町村等の協力を得て遺体火葬計画を立て実施する。

(資料編) 参考 28 災害時における遺体安置所の維持管理等に必要な資材等の緊急調達及び供給の協力を
等に関する協定書

修正前

様式3-13-1 行方不明者等受付簿

種別	1 行方不明者 2 身元不明の死体 3 死体引受人のない死体 4 その他				受付番号
氏名	性別	年齢	職位	受付者氏名	
本籍				届出人(氏名)	
現在所				(住所)	
死体の現場				(電話)	
鑑別事項(着衣、所持品、身長、体格等)					
種別	1 行方不明者 2 身元不明の死体 3 死体引受人のない死体 4 その他				受付番号
氏名	性別	年齢	職位	受付者氏名	
本籍				届出人(氏名)	
現在所				(住所)	
死体の現場				(電話)	
鑑別事項(着衣、所持品、身長、体格等)					

修正後

(削除)

修正前

様式3-13-2 死体調査

		番 号	
調査収容者	所属・機関等名		代表者 氏 名
死体の種別	1 身元不明の死体 2 死体引受人のない死体 3 その他		
死体発見日時	年	月	日 時 分
死体発見場所			
死体の身元	本 籍		
	現住所		
	氏 名	身元不明者の 符 号	性 別 男・女 年 齢 職 位
	識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)		
遺族その他の関係者	現住所	(電話)	
	氏 名	(死者との続柄)	
死体の引受け	可 .. 不可	(引渡し 年 月 日)	
遺骨の引取り	可 .. 不可	(引渡し 年 月 日)	
調査日時 (検視)	月 日 時 分	(調査者 (検視))	
検案日時	月 日 時 分	(検案医師)	
火葬許可証交付日	年 月 日	(死体発見現場の概略図)	
火葬日	年 月 日		
(所持品の処理)			
(備考)			

* 写真は裏面に貼り付けてください。

修正後

(削除)

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第14節 保健衛生及び防疫対策	頁 188
第2 被災者の健康管理 《健康福祉局保健医療課、こども未来局こども・家庭支援課、保健センター》(略)	
2 保健活動班の活動 《保健センター》 保健活動班は、医師、保健師、栄養士等で構成し、被災者に対する保健活動を行う。なお、必要に応じ医療支援班員とする。	
(1) 指定避難所（生活避難場所）における保健活動	
ア 避難者の心身の健康状態の確認及び医療・保健・福祉ニーズの把握を行う。	
イ 避難者の怪我等の応急手当及び医療ニーズに係る緊急度を見極め、必要に応じて医療救護班への引継及び連絡調整を行う。	
ウ 慢性疾患を有する者や高齢者などの要配慮者への支援を行う。	
エ 避難者のストレスに対する心のケアを行うとともに、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対し、災害派遣精神医療チーム（DPAT）やこども支援チーム等への必要な引継を行う。	
オ エコノミークラス症候群や生活不活発病、感染症、ストレス、便秘等の健康障害及び疾病の予防のための健康教育、健康相談及び栄養相談を行う。	
カ 指定避難所（生活避難場所）における生活環境の把握及び必要な調整を行う。	
キ 指定避難所（生活避難場所）における栄養管理及び必要な食品の調達の調整を行う。	
ク 上記の活動において、応援職員や広島県災害時公衆衛生チームとの連携調整を行う。	
(2) 指定避難所（生活避難場所）以外における保健活動	
ア 被災者の心身の健康状態の確認及び医療・保健・福祉ニーズの把握を行う。	
イ 被災者が医療や介護などを要する場合は、医療機関等の関係機関へ引継ぐ。	
ウ ひとり暮らし高齢者や健康面での支援が必要な要配慮者への支援を行う。	
エ <u>生活不活発病やストレス</u> 等の健康障害及び疾病の予防のため、巡回による健康相談を行う。	
オ 被災者のストレスに対する心のケアを行うとともに、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対し、専門医療機関等への必要な引継を行う。	
カ 町内会・自治会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティア、地域包括支援センター等関係機関との連携調整を行う。	
キ 孤立化や閉じこもり防止のための被災者同士のコミュニティづくりに向けた支援を行う。	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 熊本地震の対応を踏まえ、指定避難所（生活避難場所）以外に避難している者に対し予防すべき疾病を追記する。
第2 被災者の健康管理 《健康福祉局保健医療課、こども未来局こども・家庭支援課、保健センター》(略)
2 保健活動班の活動 《保健センター》 保健活動班は、医師、保健師、栄養士等で構成し、被災者に対する保健活動を行う。なお、必要に応じ医療支援班員とする。
(1) 指定避難所（生活避難場所）における保健活動
ア 避難者の心身の健康状態の確認及び医療・保健・福祉ニーズの把握を行う。
イ 避難者の怪我等の応急手当及び医療ニーズに係る緊急度を見極め、必要に応じて医療救護班への引継及び連絡調整を行う。
ウ 慢性疾患を有する者や高齢者などの要配慮者への支援を行う。
エ 避難者のストレスに対する心のケアを行うとともに、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対し、災害派遣精神医療チーム（DPAT）やこども支援チーム等への必要な引継を行う。
オ エコノミークラス症候群や生活不活発病、感染症、ストレス、便秘等の健康障害及び疾病の予防のための健康教育、健康相談及び栄養相談を行う。
カ 指定避難所（生活避難場所）における生活環境の把握及び必要な調整を行う。
キ 指定避難所（生活避難場所）における栄養管理及び必要な食品の調達の調整を行う。
ク 上記の活動において、応援職員や広島県災害時公衆衛生チームとの連携調整を行う。
(2) 指定避難所（生活避難場所）以外における保健活動
ア 被災者の心身の健康状態の確認及び医療・保健・福祉ニーズの把握を行う。
イ 被災者が医療や介護などを要する場合は、医療機関等の関係機関へ引継ぐ。
ウ ひとり暮らし高齢者や健康面での支援が必要な要配慮者への支援を行う。
エ <u>エコノミークラス症候群（特に車中避難者）や生活不活発病、感染症、ストレス、便秘等</u> の健康障害及び疾病の予防のため、巡回による健康相談を行う。
オ 被災者のストレスに対する心のケアを行うとともに、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対し、専門医療機関等への必要な引継を行う。
カ 町内会・自治会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティア、地域包括支援センター等関係機関との連携調整を行う。
キ 孤立化や閉じこもり防止のための被災者同士のコミュニティづくりに向けた支援を行う。

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第20節 住宅等応急対策	頁 217
震災対策編 第3章 震災応急対策 第20節 住宅等応急対策	頁 214
第20節 住宅等応急対策 (略) 第1 応急仮設住宅の調達・供給体制の整備 1 (略) 2 建設可能用地の把握《都市整備局営繕課・設備課・住宅政策課》 災害に対する安全性に配慮しつつ、常に応急仮設住宅が建設可能な用地を把握するなど、事前に調達・供給体制を整備しておく。	
応急仮設住宅建設候補地	
区 分	建 設 候 補 地
中 区	中央公園自由広場・芝生広場、千田公園、東千田公園、吉島東公園
東 区	新牛田公園、福木公園
南 区	出島東公園、広島みなと公園、競輪場・周辺用地、洲崎公園、出島西公園
西 区	食肉市場跡地、大芝公園、西部埋立第二公園
安佐南区	八木梅林公園、山本第六公園、高取公園、毘沙門台公園、Aシティ中央公園、こころ北公園、若葉台中央公園、西風新都東公園
安佐北区	中山公園、可部南第二公園、三入第一公園、あさひが丘公園
安芸区	矢野新町公園、月が丘公園、安芸矢野ニュータウン第一公園・第三公園・第七公園・中央公園、みどり坂中央公園、みどり坂第一公園
佐伯区	五月が丘第五公園、彩が丘中央公園、石内南中央公園、坪井公園、美鈴が丘中央公園、湯来南運動広場
第2～ (略)	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 広島県からの依頼(平成28年5月31日付「応急仮設住宅建設候補地の見直し及び追加について」)に基づき、応急仮設住宅建設候補地を追加するため。	
第20節 住宅等応急対策 (略) 第1 応急仮設住宅の調達・供給体制の整備 1 (略) 2 建設可能用地の把握《都市整備局営繕課・設備課・住宅政策課》 災害に対する安全性に配慮しつつ、常に応急仮設住宅が建設可能な用地を把握するなど、事前に調達・供給体制を整備しておく。	
応急仮設住宅建設候補地	
区 分	建 設 候 補 地
中 区	中央公園自由広場・芝生広場、千田公園、東千田公園、吉島東公園、 <u>江波山公園、吉島公園、舟入公園</u>
東 区	新牛田公園、福木公園、 <u>元牛田第四小学校(仮称)予定地、戸坂新町公園</u>
南 区	出島東公園、広島みなと公園、競輪場・周辺用地、洲崎公園、出島西公園、 <u>宇品第五公園、宇品第一公園、大州公園、東雲第二公園、東雲本町公園、柞木公園、仁保南第一公園、東青崎公園、比治山下公園、松川公園</u>
西 区	<u>旧食肉市場跡地、大芝公園、西部埋立第二公園、井口公園、西部埋立第四公園、西部埋立第七公園、西部埋立第八公園、茶臼台公園、庚午第一公園、草津公園、西部埋立第六公園、西部埋立第三公園、鈴が峰公園、高須台第一公園、高須台中央公園、古田台公園、陵北公園、山田公園</u>
安佐南区	八木梅林公園、山本第六公園、高取公園、毘沙門台公園、Aシティ中央公園、こころ北公園、若葉台中央公園、西風新都東公園、 <u>相田第七公園、大塚学びの丘公園、平和台公園、伴西公園、こころ第二公園、こころ第七公園、毘沙門台東公園、春日野中央公園</u>
安佐北区	中山公園、可部南第二公園、三入第一公園、あさひが丘公園、 <u>森城第四公園、星が丘第四公園、寺山公園、西山公園、勝木台公園、勝木台第一公園、口田南公園、矢口が丘公園、倉掛公園、寺迫公園、恵下山公園、桐陽台第一公園、桐陽台公園、桐陽台第五公園</u>
安芸区	矢野新町公園、月が丘公園、安芸矢野ニュータウン第一公園・第三公園・第七公園・中央公園、みどり坂中央公園、みどり坂第一公園、 <u>畑賀公園、矢野南三丁目市有地</u>
佐伯区	五月が丘第五公園、彩が丘中央公園、石内南中央公園、坪井公園、美鈴が丘中央公園、湯来南運動広場、 <u>こころレイクサイドパーク、そらの第二公園、そらの中央公園、石内南第三公園、五日市中央公園、石内流通第一公園、薬師ヶ丘第六公園、海老山公園、杉並台公園、藤の木南第一公園、藤の木南第五公園、藤の木四丁目市有地、美鈴が丘南第五公園</u>
第2～ (略)	

修 正 前		
基本・風水害対策 第3章 災害応急対策 第2.6節 応援要請及び協力要請	頁	234、235
震災対策編 第3章 震災応急対策 第2.6節 応援要請及び協力要請		231、232
第1 民間団体等への協力要請		
(略)		
4 具体的な協力内容を協定している民間団体等		
(略)		
協力内容	団体名	資料番号
(略)	(略)	(略)
福祉避難所の設置及び管理運営 《健康福祉局健康福祉企画課》	(略)	(略)
	(社福) 信々会【1団体1施設】	資料編参考 72
	_____	_____
	_____	_____
	_____	_____
_____	_____	_____
(略)	(略)	(略)
災害又は事故における緊急的な応急 対策等の支援に関する包括的協定 《危機管理室災害予防課》	(一社) 日本建設業連合会、国土交通省 中国地方整備局、島根県、鳥取県、岡山 県、広島県、山口県、岡山市	資料編参考 71
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
(略)	(略)	(略)

修 正 後		
修 正 理 由		
○ 協定を締結した団体名を追加し、資料編に協定書を追加する。		
第1 民間団体等への協力要請		
(略)		
4 具体的な協力内容を協定している民間団体等		
(略)		
協力内容	団体名	資料番号
(略)	(略)	(略)
福祉避難所の設置及び管理運営 《健康福祉局健康福祉企画課》	(略)	(略)
	(社福) 信々会【1団体1施設】	資料編参考 72
	(社福) 三篠会、(株) スキャット 【2団体2施設】	資料編参考 73
	(社福) 広島県同胞援護財団 【1団体1施設】	資料編参考 74
	(社福) 広島常光福祉会、(社福) 広島 東福祉会、(社福) 三矢会【3団体3施設】	資料編参考 75
福祉避難所の設置 《健康福祉局健康福祉企画課》	広島県立広島北特別支援学校	資料編参考 78
(略)	(略)	(略)
災害又は事故における緊急的な応急 対策等の支援に関する包括的協定 《危機管理室災害予防課》	(一社) 日本建設業連合会、国土交通省 中国地方整備局、島根県、鳥取県、岡山 県、広島県、山口県、岡山市	資料編参考 71
災害時におけるLPガス及びガス機 器等の調達及び供給 《経済観光局商業振興課》	(一社) 広島県LPガス協会	資料編参考 76
災害時における畳の調達及び供給 《経済観光局商業振興課》	「5日で5000枚の約束。」プロジェ クト実行委員会	資料編参考 77
無人航空機等による災害応急対策活 動（撮影・画像解析等） 《危機管理室災害予防課》	ルーチェサーチ株式会社	資料編参考 79
(略)	(略)	(略)

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第27節 災害ボランティアの受入	頁 242、243
<p>第27節 災害ボランティアの受入 (略)</p> <p>1 市(区)災害ボランティア本部(センター)の設置<<市民局市民活動推進課、健康福祉局地域福祉課、区役所区政調整課・地域起こし推進課>> ボランティアと行政及びボランティア団体相互の連携を図るとともに、特別な資格・技能を有しない一般ボランティアのコーディネートを行うため、広島市災害ボランティア活動連絡調整会議は、市災害ボランティア本部を、原則、「<u>広島市社会福祉センター</u>」(中区千田町一丁目9番43号)に、また、社会福祉協議会は、区災害ボランティアセンター(8区)を、原則、各区の地域福祉センターに、それぞれ必要に応じて設置するものとする。区災害ボランティアセンターの設置に当たっては、設置場所等について区災害対策本部と調整を行う。</p> <p>(1) (略) (2) (略) (3) <u>連絡調整会議の開催場所は、</u> 建物の被災状況により、次の順位で移行する。 <u>ア 広島市社会福祉センター</u> イ 広島市まちづくり市民交流プラザ ウ 広島市役所本庁舎会議室</p> <p>市(区)災害ボランティア本部(センター)においては、市(区)災害対策本部等と連絡を密にし、市内各地の被災状況、応急対策実施状況、災害ボランティアのニーズ及び活動状況等を把握する。</p> <p>市災害ボランティア本部は、必要に応じて各区災害ボランティアセンター間の総合調整を行うものとする</p> <p>2～5 (略)</p>	

修 正 後	
<p>修 正 理 由</p> <p>○ 市災害ボランティア本部設置候補場所の優先順位一位となっている広島市社会福祉センターが廃止となり、広島市総合福祉センターが新設されることを受け、広島市災害ボランティア活動連絡調整会議において本部設置場所を検討した結果、本部運営の中心を担う広島市社会福祉協議会が置かれる広島市総合福祉センターを優先順位一位とすることを決定したため。</p> <p>○ 広島市災害ボランティア本部の開設場所優先順位を明記する(現行は発災時の連絡調整会議開催場所のみを記載しているが、災害時には会議開催場所だけでなく本部開設場所も同様の扱いとなるため。)</p>	
<p>第27節 災害ボランティアの受入 (略)</p> <p>1 市(区)災害ボランティア本部(センター)の設置<<市民局市民活動推進課、健康福祉局地域福祉課、区役所区政調整課・地域起こし推進課>> ボランティアと行政及びボランティア団体相互の連携を図るとともに、特別な資格・技能を有しない一般ボランティアのコーディネートを行うため、広島市災害ボランティア活動連絡調整会議は、市災害ボランティア本部を、原則、「<u>広島市総合福祉センター</u>」(南区松原町5番1号)に、<u>また、社会福祉協議会は、区災害ボランティアセンター(8区)を、原則、各区の地域福祉センターに、それぞれ必要に応じて設置するものとする。区災害ボランティアセンターの設置に当たっては、設置場所等について区災害対策本部と調整を行う。</u></p> <p>(1) (現行どおり。) (2) (現行どおり。) (3) <u>広島市災害ボランティア本部の開設場所は、</u>建物の被災状況により、次の順位で移行する。 <u>ア 広島市総合福祉センター</u> イ 広島市まちづくり市民交流プラザ ウ 広島市役所本庁舎会議室</p> <p>市(区)災害ボランティア本部(センター)においては、市(区)災害対策本部等と連絡を密にし、市内各地の被災状況、応急対策実施状況、災害ボランティアのニーズ及び活動状況等を把握する。</p> <p>市災害ボランティア本部は、必要に応じて各区災害ボランティアセンター間の総合調整を行うものとする</p> <p>2～5 (略)</p>	

修正前						
基本・風水害対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第4節 企業等援護計画					頁 259～261	
第1 農林漁業関係の融資《経済観光局農政課・農林整備課・水産課》 (略)						
1 農業関係						
平成27年12月18日現在						
資金名	融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設 主務大臣の指定する農業の生産力の維持、増進に必要な施設の復旧	最高 いずれか低い額 ①融資対象事業費×80% ②1施設当り300万円(特認600万円)	0.3～ 0.8%	15年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
		果樹の改植・補植		25年以内	10年以内	
	共同利用施設 農産物の生産、流通、加工、販売に必要な施設及びその他の共同利用施設の復旧	<最高限度> (融資対象事業費－国庫補助金)×80%	0.3～ 0.8%	20年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
農業整備資金	農地・牧野又はその保全利用上必要な施設の復旧	最高 貸付を受ける者が当該年度に負担する額 最低 1件10万円	0.3～ 0.8%	25年以内	10年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
農林漁業セーフティネット資金	災害等により被害を受けた経営の再建	600万円 (特認年間経営費等の12分の3以内)	0.25～ 0.45%	10年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
天災資金	経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具(政令で定めるものに限る)、家畜、家きん等の購入資金その他農業経営に必要な資金	6.5%以内で法律の発動の都度定める。	6年以内(激甚災害の場合7年以内)	—	農業協同組合
	事業資金	天災により被害を受けた在庫品の補てんに必要な資金		3年以内	—	広島県信用農業協同組合連合会 農林中央金庫
農業災害特別対策資金	県知事が指定する災害により被害を受けた農業者の経営維持、生活の安定及び農業用施設等の再取得に必要な資金	経営資金 個人 200万円 法人 1,000万円 施設資金 個人 1,800万円 法人 2億円	経営資金 0～0.35% 施設資金 0.35～ 0.75%	経営資金 7年以内 施設資金 7～17年以内	経営資金 1年以内 施設資金 2～7年以内	農業協同組合

修正後						
修正理由 ○ 年利率の変更に伴う修正。						
第1 農林漁業関係の融資《経済観光局農政課・農林整備課・水産課》 (略)						
1 農業関係						
平成28年11月24日現在						
資金名	融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設 主務大臣の指定する農業の生産力の維持、増進に必要な施設の復旧	最高 いずれか低い額 ①融資対象事業費×80% ②1施設当り300万円(特認600万円)	0.08%	15年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
		果樹の改植・補植		25年以内	10年以内	
	共同利用施設 農産物の生産、流通、加工、販売に必要な施設及びその他の共同利用施設の復旧	<最高限度> (融資対象事業費－国庫補助金)×80%	0.08%	20年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
農業整備資金	農地・牧野又はその保全利用上必要な施設の復旧	最高 貸付を受ける者が当該年度に負担する額 最低 1件10万円	0.08～ 0.23%	25年以内	10年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
農林漁業セーフティネット資金	災害等により被害を受けた経営の再建	600万円 (特認年間経営費等の12分の3以内)	0.08%	10年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
天災資金	経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具(政令で定めるものに限る)、家畜、家きん等の購入資金その他農業経営に必要な資金	6.5%以内で法律の発動の都度定める。	6年以内(激甚災害の場合7年以内)	—	農業協同組合
	事業資金	天災により被害を受けた在庫品の補てんに必要な資金		3年以内	—	広島県信用農業協同組合連合会 農林中央金庫
農業災害特別対策資金	県知事が指定する災害により被害を受けた農業者の経営維持、生活の安定及び農業用施設等の再取得に必要な資金	経営資金 個人 200万円 法人 1,000万円 施設資金 個人 1,800万円 法人 2億円	災害の状況により決定する	経営資金 7年以内 施設資金 7～17年以内	経営資金 1年以内 施設資金 2～7年以内	農業協同組合

修正前

2 林業関係

平成27年12月18日現在

資金名	融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	素材、樹苗、特用林産物の生産、造林並びに林産物の処理加工、流通又は販売に必要な機械・施設、森林レクリエーション施設、林業生産環境施設等の復旧 融資を受ける者の負担する額の80%に相当する額又は1施設当たり300万円(特認600万円)	0.25～0.85%	15年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫
	共同利用施設	森林組合、同連合会等が行う林産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他の共同利用施設の復旧	0.25～1.05%	20年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫
林業基盤整備資金	造林	台風、異常降雪等による被害造林地の復旧のための造林及び雪起し等の育林に要する経費	0.25～0.85%	30年以内(林業経営改善計画による:40年以内、森林施業計画による:50年以内)	20年以内(林業経営改善計画による:25年以内、森林施業計画による:35年以内)	日本政策金融公庫 農林中央金庫
		樹苗養成施設の復旧	0.25～0.85%	15年以内	5年以内	
	林道	林道及びこれらの付帯施設の復旧	0.25～0.85%	20年以内(林業経営改善計画による:25年以内)	3年以内(林業経営改善計画による:7年以内)	
農林漁業セーフティネット資金(災害等資金)	災害等により被害を受けた経営の再建	一般 600万円 特認 年間経営費又は租収益のいづれか低い額の12分の3以内	0.25～0.45%	10年以内	3年以内	日本政策金融公庫 連合会等の受託金融機関
天災資金	経営資金	薪炭原木、しいたけほだ木等の購入資金、炭がまの構築資金その他林業経営に必要な資金(市長の被害認定が必要)	6.5%以内で法律の発動度定める	6年以内(激甚災害の場合7年以内)	—	森林組合
	事業資金	森林組合、同連合会が所有し、又は管理する肥料、農薬、生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金(県知事の被害認定が必要)		3年以内	—	県森林組合連合会

修正後

2 林業関係

平成28年11月24日現在

資金名	融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	素材、樹苗、特用林産物の生産、造林並びに林産物の処理加工、流通又は販売に必要な機械・施設、森林レクリエーション施設、林業生産環境施設等の復旧 融資を受ける者の負担する額の80%に相当する額又は1施設当たり300万円(特認600万円)	0.08～0.23%	15年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫
	共同利用施設	森林組合、同連合会等が行う林産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他の共同利用施設の復旧	0.08%	20年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫
林業基盤整備資金	造林	台風、異常降雪等による被害造林地の復旧のための造林及び雪起し等の育林に要する経費	0.08～0.23%	30年以内(林業経営改善計画による:40年以内、森林施業計画による:50年以内)	20年以内(林業経営改善計画による:25年以内、森林施業計画による:35年以内)	日本政策金融公庫 農林中央金庫
		樹苗養成施設の復旧	0.08～0.23%	15年以内	5年以内	
	林道	林道及びこれらの付帯施設の復旧	0.08～0.23%	20年以内(林業経営改善計画による:25年以内)	3年以内(林業経営改善計画による:7年以内)	
農林漁業セーフティネット資金(災害等資金)	災害等により被害を受けた経営の再建	一般 600万円 特認 年間経営費等又は租収益のいづれか低い額の12分の3以内	0.08%	10年以内	3年以内	日本政策金融公庫 連合会等の受託金融機関
天災資金	経営資金	薪炭原木、しいたけほだ木等の購入資金、炭がまの構築資金その他林業経営に必要な資金(市長の被害認定が必要)	6.5%以内で法律の発動度定める	6年以内(激甚災害の場合7年以内)	—	森林組合
	事業資金	森林組合、同連合会が所有し、又は管理する肥料、農薬、生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金(県知事の被害認定が必要)		3年以内	—	県森林組合連合会

修正前

3 漁業関係

平成27年12月18日現在

資金名	融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関	
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	漁船、漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の80%に相当する額 1施設当り300万円 (特認 600万円) (漁船 1,000万円)	0.25～0.70%	15年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
	共同利用施設	漁業協同組合等が行う水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設の復旧	融資を受ける組合等の負担する額の80%に相当する額	0.25～0.70%	20年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
漁船資金	漁船の復旧 (原則20ト以上の漁船)	融資を受ける者の負担する額の80%に相当する額 1隻当り 4億5,000万円	0.25～0.55%	12年以内	2年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会	
漁業基盤整備資金	漁港整備	漁港施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の80%に相当する額	0.25～0.70%	20年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
	漁場整備	漁場並びに水産種苗生産施設又は漁場環境保全のために必要な施設の復旧					
天災資金	経営資金	漁具、稚魚、稚貝、餌料及び漁業用燃油等の購入資金、漁船の建造又は取得に必要な資金その他漁業経営に必要な資金	個人 200～5,000万円 (激甚災害の場合 250～5,000万円) 法人 2,000～5,000万円	6.5%以内で法律の発動の都度定める	6年以内 (激甚災害適用の場合は7年以内)	—	県信用漁業協同組合連合会
	事業資金	漁業協同組合が、天災により被害を受けたために必要となった事業運営資金	単協 2,500万円 (激甚災害の場合 5,000万円) 連合会 5,000万円 (激甚災害の場合 7,500万円)		3年以内	—	農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
農林漁業セーフティネット資金(災害等資金)	災害等により被害を受けた経営の再建	600万円 (特認 年間経営費等の1/2分の3以内)	0.25～0.35%	10年以内	3年以内	日本政策金融公庫 県信用漁業協同組合連合会	

修正後

3 漁業関係

平成28年11月24日現在

資金名	融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関	
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	漁船、漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の80%に相当する額 1施設当り300万円 (特認 600万円) (漁船 1,000万円)	0.08%	15年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
	共同利用施設	漁業協同組合等が行う水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設の復旧	融資を受ける組合等の負担する額の80%に相当する額	0.08%	20年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
漁船資金	漁船の復旧 (原則20ト以上の漁船)	融資を受ける者の負担する額の80%に相当する額 1隻当り 4億5,000万円	0.08%	12年以内	2年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会	
漁業基盤整備資金	漁港整備	漁港施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の80%に相当する額	0.08%	20年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
	漁場整備	漁場並びに水産種苗生産施設又は漁場環境保全のために必要な施設の復旧					
天災資金	経営資金	漁具、稚魚、稚貝、餌料及び漁業用燃油等の購入資金、漁船の建造又は取得に必要な資金その他漁業経営に必要な資金	個人 200～5,000万円 (激甚災害の場合 250～5,000万円) 法人 2,000～5,000万円	6.5%以内で法律の発動の都度定める	6年以内 (激甚災害適用の場合は7年以内)	—	県信用漁業協同組合連合会
	事業資金	漁業協同組合が、天災により被害を受けたために必要となった事業運営資金	単協 2,500万円 (激甚災害の場合 5,000万円) 連合会 5,000万円 (激甚災害の場合 7,500万円)		3年以内	—	農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
農林漁業セーフティネット資金(災害等資金)	災害等により被害を受けた経営の再建	600万円 (特認 年間経営費等の1/2分の3以内)	0.08%	10年以内	3年以内	日本政策金融公庫 県信用漁業協同組合連合会	

修正前						
基本・風水害対策編 第4章 災害復旧・復興計画総則 第4節 企業等援護計画					頁 262、263	
第2 中小企業関係の融資《経済観光局ものづくり支援課》						
1 株式会社商工組合中央金庫 (略) 平成28年1月1日現在						
2 株式会社日本政策金融公庫中小企業事業 平成28年1月1日現在						
融資対象	用途	貸付限度額	貸付利率	貸付期間	申込場所	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	10年以内 (据置期間 2年以内)	(略)	(略)
3 株式会社日本政策金融公庫国民生活事業 (略) 平成28年1月1日現在						
4 広島県信用保証協会 (略) 平成28年1月1日現在						
5 広島市 (略) 平成28年1月1日現在						

修正後						
修正理由 ○ 融資期間に変更があったため修正する。						
第2 中小企業関係の融資《経済観光局ものづくり支援課》						
1 株式会社商工組合中央金庫 (現行に同じ。) 平成29年1月1日現在						
2 株式会社日本政策金融公庫中小企業事業 平成29年1月1日現在						
融資対象	用途	貸付限度額	貸付利率	貸付期間	申込場所	備考
(現行に同じ。)	(現行に同じ。)	(現行に同じ。)	(現行に同じ。)	○運転資金 10年以内 (据置期間 2年以内) ○設備資金 15年以内 (据置期間 2年以内)	(現行に同じ。)	(現行に同じ。)
3 株式会社日本政策金融公庫国民生活事業 (現行に同じ。) 平成29年1月1日現在						
4 広島県信用保証協会 (現行に同じ。) 平成29年1月1日現在						
5 広島市 (現行に同じ。) 平成29年1月1日現在						

修 正 前	
基本・風水害対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第5節 義援金及び救援物資の受入・配分計画	頁 265
第3 救援物資の受入等 1～5 (略) 6 救援物資のうち、民間企業等からの義援物資の受入については、健康福祉局長が災害の程度、被災地の状況により、その必要性を認めた場合に、健康福祉局が物資の品目などを指定し、経済観光局が受入を行う。ただし、特定の被災者へ搬送するなど条件を付して行われる義援物資は受け入れない。 7 発災直後から、救援物資の受入等の状況について、経済観光局長が _____ 報道機関等を通じて公表する。 (略)	
第5 他の市町村が被災した場合の措置 1 (略) 2(1)～(3) (略) (4) 義援金等の受付及び保管については、本市が被災した場合の取扱いに準じる。 _____ (5) 受け付けた義援金等は、適宜、 _____ 被災地の受入機関に送金又は送付する。	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 規定の整備。	
第3 救援物資の受入等 1～5 (略) 6 救援物資のうち、民間企業等からの義援物資の受入については、健康福祉局長が災害の程度、被災地の状況により、その必要性を認めた場合に、健康福祉局長が物資の品目などを指定し、経済観光局が受入を行う。ただし、特定の被災者へ搬送するなど条件を付して行われる義援物資は受け入れない。 7 発災直後から、救援物資の受入等の状況について、経済観光局長が <u>健康福祉局長に報告するとともに</u> 、報道機関等を通じて公表する。 (略)	
第5 他の市町村が被災した場合の措置 1 (略) 2(1)～(3) (略) (4) 義援金等の受付及び保管については、本市が被災した場合の取扱いに準じる。 <u>ただし、義援金については、日本赤十字社に寄託する。</u> (5) 受け付けた義援金等は、適宜、 <u>日本赤十字社に送金又は</u> 被災地の受入機関に _____ 送付する。	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第7節 リ災証明書の交付	頁 267
<p>第7節 <u>リ</u>災証明書の交付《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課》</p> <p>国・県及び本市において、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などを実施する場合に、当該災害によって被災したという証明が必要となることから、被災者から申請があったときは、遅滞なく、<u>被害状況を調査し、被災者に対してリ災証明書を交付する。</u></p> <p>なお、その取扱いについては、<u>リ災証明書取扱要領</u>による。</p> <p style="text-align: center;"><リ災証明書取扱要領></p> <p>(この要領の趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、<u>震災、風水害その他これらに類する災害によって被災したことの証明（広島市火災調査規程（昭和52年広島市消防局訓令第10号）に定める証明を除く。）</u><u>以下「リ災証明」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(リ災証明の範囲)</p> <p>第2条 <u>リ災証明は、災害による死傷者、建築物及びその他の物件について、その事実が確認できる場合に限り行うものとする。</u></p> <p>(リ災証明を行う者等)</p> <p>第3条 <u>リ災証明は、リ災場所を管轄する区長が行うものとし、受付窓口を各区の地域起こし推進課に設置する。</u></p> <p>2 区長は、<u>被災状況を調査のうえ、リ災者</u> 台帳（第1号様式）を調製し、保管<u>しておくものとする。</u></p> <p>(リ災証明の申請)</p> <p>第4条 <u>リ災証明の申請は、被災した本人から</u><u>リ災証明書交付願（第2号様式）を提出させて行うものとする。ただし、死亡等によりやむを得ず本人に申請させることができない場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項のリ災証明書交付願は、申請者からこれに代わる書類の提出があった場合は、この様式によらないことができる。</u></p> <p>(リ災証明書の交付)</p> <p>第5条 区長は、前条の申請があった場合において、<u>リ災者</u> 台帳（第1号様式）と照合する等により、<u>被災の事実を確認したときは、リ災証明書（第3号様式）を当該申請者に交付するものとする。</u></p> <p>2 <u>区長は、リ災証明書を交付したときは、リ災証明書交付簿（第4号様式）にその旨を記録しておくものとする。</u></p>	

修 正 後	
<p>修 正 理 由</p> <p>○ 罹災証明書の証明範囲を建物に限定すること等による修正。</p>	
<p>第7節 <u>罹</u>災証明書の交付《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課》</p> <p>国・県及び本市において、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などを実施する場合に、当該災害によって被災したという証明が必要となることから、被災者から申請があったときは、遅滞なく、<u>被災者に対して罹災証明書を交付する。</u></p> <p>なお、その取扱いについては、<u>罹災証明書取扱要領</u>による。</p> <p style="text-align: center;"><罹災証明書取扱要領></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、<u>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2に基づき、本市で発生した災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害（火災に起因するものを除く。））によって罹災したことの証明（以下「罹災証明」という。）に係る必要な事項を定める。</u></p> <p>(罹災証明の範囲)</p> <p>第2条 <u>罹災証明は、原則として住家及び非住家（以下「建物」という。）の被害の程度について、その事実が確認できる場合に限り行うものとし、被害額については証明しない。</u></p> <p>(罹災証明を行う者等)</p> <p>第3条 <u>罹災証明は、罹災場所を管轄する区長が行うものとし、原則として受付窓口を各区の地域起こし推進課に設置する。</u></p> <p>2 区長は、<u>建物の被害の程度を調査の上、罹災建物</u>台帳（第1号様式）を調製し、保管<u>する。</u></p> <p>(罹災証明の申請)</p> <p>第4条 <u>罹災した建物に居住する世帯の世帯主又は罹災した建物の所有者若しくは借家人等（以下「罹災世帯主等」という。）は、区長に対し、罹災証明書交付申請書（第2号様式）を提出し、罹災証明の申請を行うことができる。</u></p> <p>2 <u>前項の申請の期限は、原則として罹災した日の翌日から起算して3年以内とする。</u></p> <p>(罹災証明書の交付)</p> <p>第5条 区長は、前条の申請があった場合は、<u>罹災建物</u>台帳<u>と照合することにより、罹災証明書（第3号様式）を当該申請者に交付する。</u></p>	

修正前

(委任)

第6条 この要領の実施に関し必要な事項は、危機管理担当局長が定める。

附 則

この要領は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年5月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

修正後

(再調査等)

第6条 罹災世帯主等は、区長に対し、建物被害認定再調査等依頼（申請）書（第4号様式）を提出し、罹災証明書により証明された被害の程度に係る再調査の依頼等を行うことができる。

2 前項の依頼等の期限は、罹災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して6箇月以内とする。

3 区長は、第1項の依頼等があった場合は、再調査等を行い、結果を依頼（申請）者に通知する。

4 区長は、再調査等により被害の程度が変更となる場合は、罹災建物台帳を修正する。

(代理人)

第7条 第4条第1項の申請及び第6条第1項の再調査の依頼等は、罹災世帯主等の代理人が行うことができる。

2 任意代理人が、前項の申請又は再調査の依頼等を行うときは、委任状を区長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる者が任意代理人になるときは、この限りではない。

(1) 個人の場合にあつては、その同居親族

(2) 法人等の場合にあつては、その従業員等

(委任)

第8条 この要領の実施に関し必要な事項は、危機管理担当局長が定める。

附 則

この要領は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年5月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月 日から施行する。

修正前

第1号様式

罹災者台帳

整理番号 第 号										
①罹災日時 年 月 日 午 時 分 ごろ 後										
②罹災場所 広島市 区 町 丁目 番 号					②関係者氏名					
③罹災者の住所					生年月日 . .					
④ 罹 災 者		続柄	氏名	性別	生年月日	④罹災状況				
	1	世帯主				存在	軽傷	重傷	死亡	その他
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
⑤ 罹 災 建 物	区分 <input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家				災害種別 <input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 震災 <input type="checkbox"/> その他					
	罹災程度 <input type="checkbox"/> 全壊 (流出、埋没、焼失) <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 半壊のうち大規模半壊に該当 <input type="checkbox"/> 床下浸水のうち土砂流入に該当									
⑥その他										
調査日時 年 月 日 午 時 分					⑦調査員の職氏名 区(部) 課 係 印					

修正後

第1号様式

整理番号
号

罹災建物台帳

罹災建物の場所	広島市 区
罹災建物	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家 ()
罹災原因	
被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 (土砂流入) <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> その他 ()
備考	
調査区分	<input type="checkbox"/> 第1次調査 <input type="checkbox"/> 第2次調査 <input type="checkbox"/> 再調査
調査日	平成 年 月 日
調査員	
調査員	
◎罹災建物台帳作成何	
調査員	調査員 調査責任者

修 正 前

- ①～日時が特定できない場合は、関係者の供述に基づき記入する。
- ②～関係者の氏名を記入する。(事業所にあつては、その名称・代表者氏名)
- ③～日者については、人的被害が発生した場合のみ記入する。
- ④～次の定義に基づき認定し、記入する。
- ア 死者…当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- イ 重傷者…当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
- ウ 軽傷者…当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みの者とする。
- エ 行方不明者…当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。その他の欄に記入する。
- ⑤～次の定義に基づき認定(非住家についても準用する。)、し、□欄に✓印を付す。
- ア 住家全壊…住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- イ 住家半壊…住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のものとする。
- ウ 大規模半壊…「イ 住家半壊」に該当した住家のうち、損壊部分が、その住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、40%以上50%未満のものについては、被災者生活再建支援制度の「大規模半壊」に該当するため、「半壊」「大規模半壊」のいずれの□欄にも✓印を付す。
- エ 一部破損…全壊及び半壊にいたらぬ程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のみは除く。
- オ 床上浸水…住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- カ 床下浸水…床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
- キ 土砂流入…住家の床下に土砂が流入したものについては、「床下浸水」「土砂流入」いずれの□欄に✓印を付す。
- ⑥～人、建築物以外の物件について、その日状況記入する。
また、見舞金等の受取人等、事後の事務処理において必要な事項について記入する。
- ⑦～調査を実施しないで、他の調査から転記して調査に代える場合は、その旨を⑥の欄に付記しておくこと。
- (参考) 当台帳は、災害見舞金等給付に関する日者状況調査表を兼ねるものとする。

修 正 後

- 1 「罹災建物」欄には、次の定義に基づき、□欄に✓印を記入する。また、非住家の場合は、具体的な建物の種類(倉庫、事務所等)を記入する。

用語	定義
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建物をいう。なお、官公庁、学校、病院、公民館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

- 2 「被害の程度」欄には、次の定義に基づき認定し、□欄に✓印を記入する(非住家についても準用する。)

被害の程度	定義
全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上40%未満のものとする。
一部破損	全壊、大規模半壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの並びに全壊、大規模半壊及び半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水(土砂流入)	床下に土砂が流入したものとする。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

修正前

第2号様式

証明書番号
号

り災証明書交付願

年 月 日

区 長 様

申請者 住所
氏名
り災世帯主との関係

り災証明書提出先

り災日時
年 月 日 午 前 時 分 ごろ
後

り災場所
広島市 区 町 丁目 番 号

り災世帯主住所 り災世帯主氏名

り災状況

証明年月日
年 月 日

受付印

領収書番号 公印

係 係長 課長

太枠欄の中に記入してください。

修正後

第2号様式

証明書番号
号

罹災証明書交付申請書

年 月 日

広島市 区 長

申請者
住所(所在地)
氏名(名称、代表者の役職名及び氏名並びに代表者印の押印)

電話番号 罹災世帯主等との関係

次のとおり、罹災証明書の交付を申請します。

罹災世帯主 (所有者・借家人等)	【住所(所在地)】	【氏名(名称)】
証明必要数及び提出先	【必要数】	【提出先】

通

罹災建築物の場所	広島市 区 <small>(マンション等の場合は名称を記載)</small>
罹災建築物	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家 ()
罹災建築物との関係	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 借家人等
罹災原因	<small>(例：平成〇〇年〇〇月〇〇日に発生した地震)</small>
罹災状況	<small>(例：左側の壁に亀裂が発生した)</small>
添付書類	<input type="checkbox"/> 罹災状況の写真 <input type="checkbox"/> 罹災建築物の位置図 <input type="checkbox"/> その他 ()
備 考	・罹災証明書は、民事上の権利義務関係効力を有するものではありません。 ・記入上の留意点は、裏面を参照してください。

※ 太枠欄の中に記入してください。

受付印

注1 個人が申請する場合は、本人確認と住所確認ができる書類(運転免許証等)の写像を添付してください。

注2 法人等の役員等が申請する場合は、従業員等であることを確認できる書類(社員証等)の写像を添付してください。

注3 居住していないが所有している罹災建築物についての申請の場合や法人等の所在地と罹災建築物の場所が異なる場合などは、所有権等を確認できる書類の写像を添付してください。

注4 任意代理人が申請する場合は、裏面の委任状に記入してください。

修正前

【第2号様式に裏面を追加】

修正後

記入上の留意点

- 1 申請者は、「罹災証明書交付申請書」の太枠欄の中に記入してください。
- 2 個人が申請する場合は、申請者の箇所に住所、氏名、電話番号及び下記3に記入の罹災世帯主（所有者・借家人等）との関係を記入してください。
法人等が申請する場合は、申請者の箇所に所在地、名称、代表者の職・氏名、電話番号を記入し、代表者印を押印してください（罹災世帯主（所有者・借家人等）との関係の記入は不要です）。
また、任意代理人の申請の場合は、以下の委任状に記入してください。ただし、任意代理人が同居親族の場合や法人等の申請でその従業員等の場合は、委任状の記入は不要です。
- 3 「罹災世帯主（所有者・借家人等）」欄には、罹災した建物に居住する世帯の世帯主の住所及び氏名を記入してください。また、居住していないが所有等している罹災建物について申請をする場合は、当該建物の所有者等の住所及び氏名を記入してください。
法人等の申請の場合は、当該法人等の所在地及び名称を記入してください。
- 4 「証明必要数及び提出先」欄には、罹災証明書の必要数及び提出先を記入してください。
提出先が複数ある場合は複数の提出先を記入し、それぞれの必要数を明記してください。
- 5 「罹災建物の場所」欄には、罹災した建物の場所（マンション等の建物名称も含む。）を記入してください。
複数の建物について申請する場合は、建物ごとに「罹災証明書交付申請書」を記入してください。
- 6 「罹災建物」欄には、住家（現実に居住のため使用している建物）及び非住家（住家以外の建物）の該当する項目に✓印を記入してください。
非住家の場合は、具体的な建物の種類（病院や神社など）を記入してください。また、非住家に常時、人が居住しているときは、その内容もあわせて記入してください。
- 7 「罹災建物との関係」欄には、罹災した建物と上記3に記入の罹災世帯主（所有者・借家人等）との関係について、所有者又は借家人等の該当する項目に✓印を記入してください。
- 8 「罹災原因」欄には、罹災した原因となる災害について記入してください。
例1：「平成〇〇年〇〇月〇〇日の地震により発生した土砂災害」
例2：「平成〇〇年〇〇月〇〇日に発生した地震」
- 9 「罹災状況」欄には、具体的な建物被害の状況を記入してください。
例1：「北側の壁に亀裂が発生した。」
例2：「1階の床まで浸水した。」
- 10 「添付書類」欄には、提出する添付書類の該当する項目に✓印を記入してください。その他の書類を提出する場合は、書類の名称を記入してください。なお、原則として添付書類は提出していただくこととしていますが、事情により提出することが難しい場合は御相談ください。

委任状

代理人の住所 _____

代理人の氏名 _____

私は、上記の者を代理人と定め、次の建物について、罹災証明書の交付申請に関する権限を委任します。

罹災建物の場所	広島市	区
罹災建物	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家（ _____ ）	

年 月 日

罹災世帯主等の住所 _____

罹災世帯主等の氏名 _____ 印

修正前

第3号様式

証明書番号
号

り災証明書

申請者

住所
氏名
り災世帯主との関係

り災証明書提出先	
り災日時	年 月 日 午前 時 分 午後 時 分 ごろ
り災場所	広島市 区 町 丁目 番 号
り災世帯主住所	り災世帯主氏名
り災状況	

上記のとおり相違ないことを認めます。

年 月 日

広島市 区長 印

共済防004 8.3改 A4 再生45 永年

修正後

第3号様式

証明書番号

罹災証明書

申請者

住所（所在地）
氏名（名称等）
罹災世帯主等との関係

罹災世帯主 (所有者・借家人等)	住所 (所在地) 氏名 (名称)
罹災証明書提出先	
罹災建物の場所	
罹災建物	
罹災原因	
被害の程度	
備考	

注意事項

- ・罹災証明書は、建物に被害を受けたものに限られ、災害救助の一環として、区長が確認できる被害の程度について証明するものです。
- ・罹災証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。
- ・罹災建物の再調査の依頼等を行う場合は、罹災証明書交付を受けた日の翌日から6ヶ月以内に「建物被害認定再調査等依頼（申請書）」を提出してください。
- ・再調査等により被害の程度が変更になった場合には、それより前に交付された証明書は、その効力を失います。

上記のとおり相違ないことを認めます。

平成 年 月 日

広島市 区長 印

修正前

【第4号様式に裏面を追加】

修正後

記入上の留意点

- 1 申請者は、「建物被害認定再調査等依頼(申請)書」の太枠欄の中に記入してください。
- 2 個人が申請する場合は、申請者の箇所に住所、氏名、電話番号及び下記3に記入の罹災世帯主(所有者・借家人等)との関係を記入してください。
法人等が申請する場合は、申請者の箇所に所在地、名称、代表者の職・氏名、電話番号を記入し、代表者印を押印してください(罹災世帯主(所有者・借家人等)との関係の記入は不要です)。
また、任意代理人の申請の場合は、以下の委任状に記入してください。ただし、任意代理人が同居親族の場合や法人等の申請でその従業員等の場合は、委任状の記入は不要です。
- 3 「罹災世帯主(所有者・借家人等)」欄には、罹災した建物に居住する世帯の世帯主の住所及び氏名を記入してください。また、居住していないが所有等している罹災建物について申請をする場合は、当該建物の所有者等の住所及び氏名を記入してください。
法人等の申請の場合は、当該法人等の所在地及び名称を記入してください。
- 4 「罹災建物の場所」欄には、罹災した建物の住所(マンション等の建物名称も含む。)を記入してください。
複数の建物について申請する場合は、建物ごとに「建物被害認定再調査等依頼(申請)書」を記入してください。
- 5 「罹災建物」欄には、住家(現実に居住のため使用している建物)及び非住家(住家以外の建物)の該当する項目に✓印を記入してください。
非住家の場合は、具体的な建物の種類(病院や神社など)を記入してください。また、非住家に常時、人が居住しているときは、その内容もあわせて記入してください。
- 6 「証明書番号」欄には、交付を受けている罹災証明書の証明書番号を記入してください。
- 7 「再調査等理由」欄には、再調査の依頼等を行う場合に、再調査等が必要な理由を具体的に記入してください。
- 8 「再調査等被害箇所」欄には、再調査の依頼等を行う場合に、再調査等が必要な被害箇所を具体的に記入してください。
- 9 「添付書類」欄には、提出する添付書類の該当する項目に✓印を記入してください。その他の書類を提出する場合は、書類の名称を記入してください。なお、原則として添付書類は提出していただくこととしていますが、事情により提出することが難しい場合は御相談ください。

委任状

代理人の住所 _____

代理人の氏名 _____

私は、上記の者を代理人と定め、次の建物について、建物被害認定の再調査の依頼等に関する権限を委任します。

罹災建物の場所	広島市 区
罹災建物	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家()

年 月 日

罹災世帯主等の住所 _____

罹災世帯主等の氏名 _____ 印

修正前

基本・風水害対策編

第5章

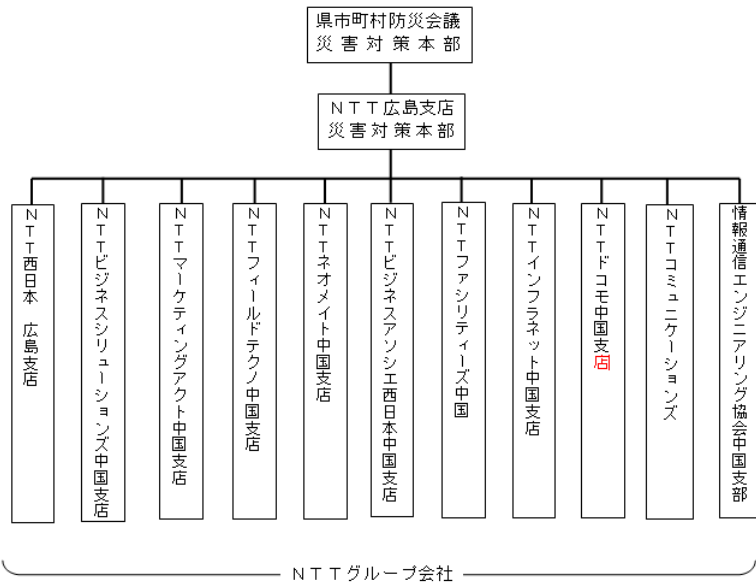
第3節 電信電話施設

頁

294

参考

NTTグループの情報連絡体制



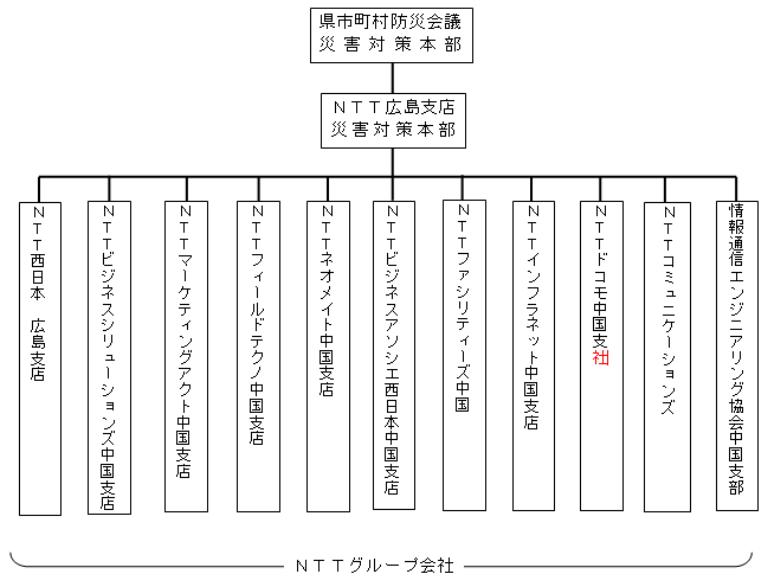
修正後

修正理由

○ 連絡体制図内の修正。

参考

NTTグループの情報連絡体制



修 正 前																															
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第4節 交通輸送施設	頁 310																														
第4 日本通運株式会社 1、2 (略) 3 防災に関する組織 (略) B 災害に際し、有効適切な防災業務を実施する必要があると認めるときは、執行役員広島支店長は防災団のほかに災害対策本部を設ける。災害対策本部は、災害の範囲が管内の 統括 支店管内に限られるときはその 統括 支店に、複数以上の 統括 支店にわたるときは広島支店におく。 (2) 災害対策本部長は、災害の範囲が一 統括 支店管内に限られるときはその 統括 支店長が、複数以上の 統括 支店にわたるときは執行役員広島支店長が、その任にあたる。災害対策本部の構成は、別表3のとおりである。 (略)																															
別表1 <div style="text-align: center;">中国ブロック管内の店所の現状</div> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">中国ブロック</th> <th style="text-align: left;">統括支店</th> <th style="text-align: left;">一般支店</th> <th style="text-align: left;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12" style="vertical-align: middle;"> 広島支店 (広島市 南区西蟹屋) </td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;"> 中国重機建設支店 </td> <td>大竹支店</td> <td>(大竹市西栄)</td> </tr> <tr> <td>広島海運支店</td> <td>(広島市南区宇品海岸)</td> </tr> <tr> <td>福山支店</td> <td>(福山市鋼管町)</td> </tr> <tr> <td>倉敷支店</td> <td>(倉敷市水島海岸通)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;"> 岡山支店 (岡山市錦町) </td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;"> 徳山支店 </td> <td>防府支店</td> <td>(防府市駅南町)</td> </tr> <tr> <td>宇部支店</td> <td>(宇部市中央町)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;"> 下関支店 (下関市東大和町) </td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;"> 出雲支店 </td> <td>松江支店</td> <td>(出雲市長浜町)</td> </tr> <tr> <td>米子支店</td> <td>(米子市大谷町)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;"> 鳥取支店 (鳥取市湖山町) </td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		中国ブロック	統括 支店	一般支店	備考	広島支店 (広島市 南区西蟹屋)	中国重機建設支店	大竹支店	(大竹市西栄)	広島海運支店	(広島市南区宇品海岸)	福山支店	(福山市鋼管町)	倉敷支店	(倉敷市水島海岸通)	岡山支店 (岡山市錦町)	徳山支店	防府支店	(防府市駅南町)	宇部支店	(宇部市中央町)	下関支店 (下関市東大和町)	出雲支店	松江支店	(出雲市長浜町)	米子支店	(米子市大谷町)	鳥取支店 (鳥取市湖山町)			
中国ブロック	統括 支店	一般支店	備考																												
広島支店 (広島市 南区西蟹屋)	中国重機建設支店	大竹支店	(大竹市西栄)																												
		広島海運支店	(広島市南区宇品海岸)																												
		福山支店	(福山市鋼管町)																												
		倉敷支店	(倉敷市水島海岸通)																												
	岡山支店 (岡山市錦町)	徳山支店	防府支店	(防府市駅南町)																											
			宇部支店	(宇部市中央町)																											
	下関支店 (下関市東大和町)	出雲支店	松江支店	(出雲市長浜町)																											
			米子支店	(米子市大谷町)																											
	鳥取支店 (鳥取市湖山町)																														
		別表4-1 ※図省略訂正部分のみ表記 関係 (統括) 支店 ↑↓ 関係 (統括) 支店																													

修 正 後																															
修 正 理 由 ○ 支店の名称が変更になったため。																															
第4 日本通運株式会社 1、2 (略) 3 防災に関する組織 (略) B 災害に際し、有効適切な防災業務を実施する必要があると認めるときは、執行役員広島支店長は防災団のほかに災害対策本部を設ける。災害対策本部は、災害の範囲が管内の 特定 支店管内に限られるときはその 特定 支店に、複数以上の 特定 支店にわたるときは広島支店におく。 (2) 災害対策本部長は、災害の範囲が一 特定 支店管内に限られるときはその 特定 支店長が、複数以上の 特定 支店にわたるときは執行役員広島支店長が、その任にあたる。災害対策本部の構成は、別表3のとおりである。 (略)																															
別表1 <div style="text-align: center;">中国ブロック管内の店所の現状</div> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">中国ブロック</th> <th style="text-align: left;">特定支店</th> <th style="text-align: left;">一般支店</th> <th style="text-align: left;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12" style="vertical-align: middle;"> 広島支店 (広島市 南区西蟹屋) </td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;"> 中国重機建設支店 </td> <td>大竹支店</td> <td>(大竹市西栄)</td> </tr> <tr> <td>広島海運支店</td> <td>(広島市南区宇品海岸)</td> </tr> <tr> <td>福山支店</td> <td>(福山市鋼管町)</td> </tr> <tr> <td>倉敷支店</td> <td>(倉敷市水島海岸通)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;"> 岡山支店 (岡山市錦町) </td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;"> 徳山支店 </td> <td>防府支店</td> <td>(防府市駅南町)</td> </tr> <tr> <td>宇部支店</td> <td>(宇部市中央町)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;"> 下関支店 (下関市東大和町) </td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;"> 出雲支店 </td> <td>松江支店</td> <td>(出雲市長浜町)</td> </tr> <tr> <td>米子支店</td> <td>(米子市大谷町)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;"> 鳥取支店 (鳥取市湖山町) </td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		中国ブロック	特定 支店	一般支店	備考	広島支店 (広島市 南区西蟹屋)	中国重機建設支店	大竹支店	(大竹市西栄)	広島海運支店	(広島市南区宇品海岸)	福山支店	(福山市鋼管町)	倉敷支店	(倉敷市水島海岸通)	岡山支店 (岡山市錦町)	徳山支店	防府支店	(防府市駅南町)	宇部支店	(宇部市中央町)	下関支店 (下関市東大和町)	出雲支店	松江支店	(出雲市長浜町)	米子支店	(米子市大谷町)	鳥取支店 (鳥取市湖山町)			
中国ブロック	特定 支店	一般支店	備考																												
広島支店 (広島市 南区西蟹屋)	中国重機建設支店	大竹支店	(大竹市西栄)																												
		広島海運支店	(広島市南区宇品海岸)																												
		福山支店	(福山市鋼管町)																												
		倉敷支店	(倉敷市水島海岸通)																												
	岡山支店 (岡山市錦町)	徳山支店	防府支店	(防府市駅南町)																											
			宇部支店	(宇部市中央町)																											
	下関支店 (下関市東大和町)	出雲支店	松江支店	(出雲市長浜町)																											
			米子支店	(米子市大谷町)																											
	鳥取支店 (鳥取市湖山町)																														
		別表4-1 ※図省略訂正部分のみ表記 関係 (特定) 支店 ↑↓ 関係 (特定) 支店																													

修 正 前

基本・風水害対策編
第5章 公益事業等防災計画
第4節 交通輸送施設

頁

313、314

第5 広島電鉄株式会社
(略)
1 施設の概況
(略)

イ 車庫の名称、所在地及び保有台数

(平成28年1月1日現在)

車庫名	所在地	車両・編成数
千田車庫	広島市中区東千田町二丁目9-29	36両+16編成
江波車庫	広島市中区江波西一丁目24-59	36両+2編成
荒手車庫	広島市西区草津南三丁目6-3	42編成

(2) バス事業本部

○営業所の名称、所在地及び保有台数一覧表

(平成28年1月1日現在)

名称	所在地	車両台数	電話
曙営業課	広島市東区曙一丁目7-1	47 (1)	262-1982
仁保営業課	広島市南区仁保沖町1-92	52 (1)	242-3575
江波営業課	広島市中区江波西一丁目24-59	60 (1)	232-6455
広島南営業課	広島市中区西白島町24-9	50 (1)	221-4385
広島西営業課	〃	39 (1)	207-1112
西風新都営業課	広島市佐伯区石内北五丁目2-13	58 (1)	941-5565
広島北営業課	広島市西区小河内町二丁目18-1	55 (1)	231-5171
安佐出張所	広島市安佐北区安佐町飯室1576	16 (0)	835-1860

()内は、貸切で内数である。

2 災害予防計画
(略)

修 正 後

修正理由

- 車両数の変更。
- 防災業務計画の組織の内容を反映させるもの。

第5 広島電鉄株式会社
(略)
1 施設の概況
(略)

イ 車庫の名称、所在地及び保有台数

(平成28年9月30日現在)

車庫名	所在地	車両・編成数
千田車庫	広島市中区東千田町二丁目9-29	37両+16編成
江波車庫	広島市中区江波西一丁目24-59	35両+2編成
荒手車庫	広島市西区草津南三丁目6-3	2両+41編成

(2) バス事業本部

○営業所の名称、所在地及び保有台数一覧表

(平成28年9月30日現在)

名称	所在地	車両台数	電話
曙営業課	広島市東区曙一丁目7-1	47 (1)	262-1982
仁保営業課	広島市南区仁保沖町1-92	52 (1)	242-3575
江波営業課	広島市中区江波西一丁目24-59	60 (1)	232-6455
広島南営業課	広島市中区西白島町24-9	47 (1)	221-4385
広島西営業課	〃	36 (1)	207-1112
西風新都営業課	広島市佐伯区石内北五丁目2-13	54 (1)	941-5565
広島北営業課	広島市西区小河内町二丁目18-1	56 (1)	231-5171
安佐出張所	広島市安佐北区安佐町飯室1576	15 (0)	835-1860

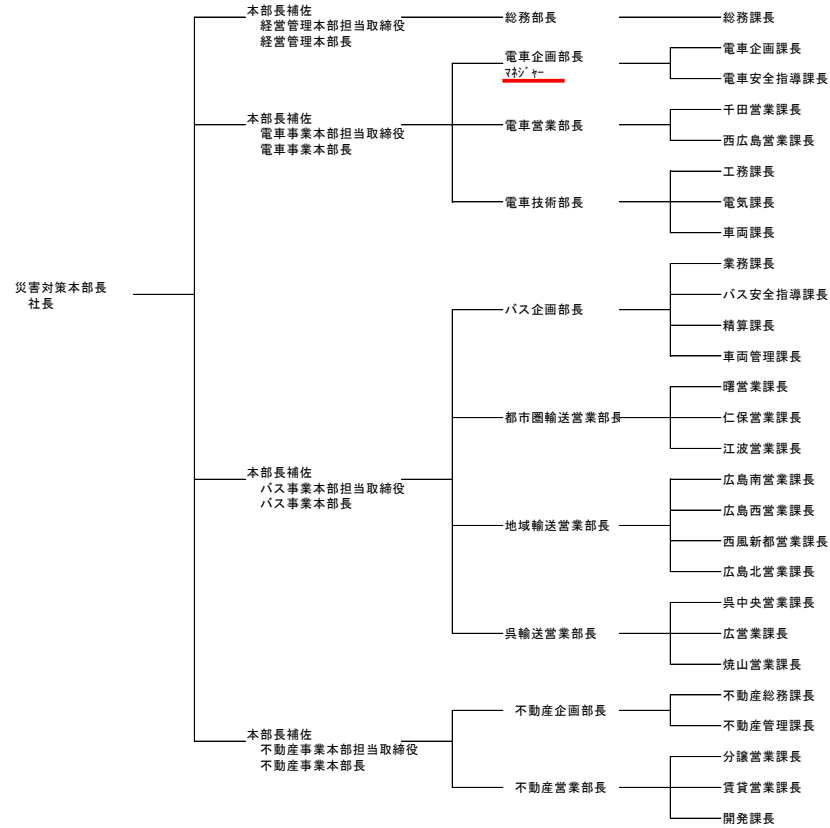
()内は、貸切で内数である。

2 災害予防計画
(略)

修正前

3 応急対策 (1) 防災組織 (略)

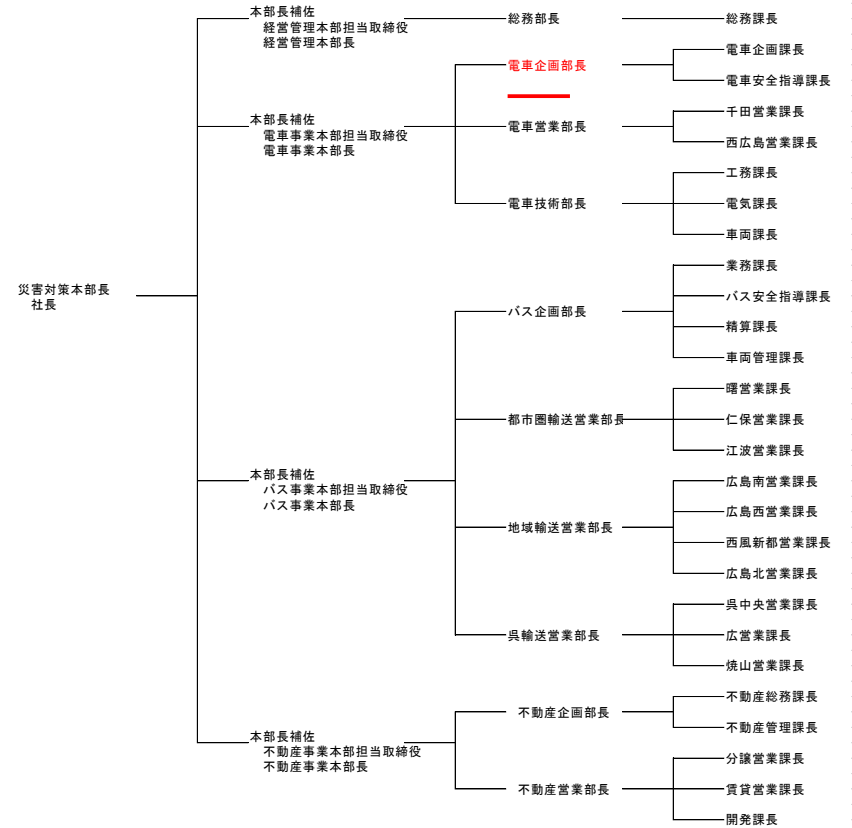
○災害対策本部の構成



修正後

3 応急対策 (1) 防災組織 (略)

○災害対策本部の構成



修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第1節 方針	頁 37
第2 市民と行政が一体となった取組 (略)	
2 市民と行政の役割分担 震災予防における市民と行政の役割分担について、災害が起きる前から起きた後までの時系列的な局面ごとに整理した場合、次のとおりとなる。【風水害時等を含む。】	
(1) 地震による被害を出さないために	
区 分	市 民
個別建築物等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○所有・管理する建築物の耐震診断・耐震改修・防火構造化、地下空間への浸水防止 ○家具・備品等の転倒防止・落下防止 ○屋外広告物・窓ガラス・瓦等の落下防止 ○ブロック塀・門柱等の転倒防止 ○土砂災害特別警戒区域における建築物の安全確保又は移転
市街地等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○防災まちづくり事業への取組
区 分	広 島 市
個別建築物等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○市有建築物・構造物の耐震診断・耐震改修・防火構造化、地下空間への浸水防止 ○<u>住宅</u>耐震診断<u>補助制度の実施</u> ○民間建築物の耐震化に対する助言・指導 ○市有建築物の備品の転倒防止・落下防止 ○窓ガラス・瓦等の落下防止 ○ブロック塀・門柱等の転倒防止 ○土砂災害特別警戒区域における建築物の構造規制等
市街地等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○土地区画整理事業・市街地再開発事業等の推進 ○道路・公園等の整備 ○防火地域・準防火地域の適正な指定 ○公共下水道（雨水排水）等の整備 ○河川改修事業・砂防事業等の促進 ○開発許可制度による規制・誘導
(略)	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 平成28年度から民間大規模建築物の耐震改修等補助事業及び避難路等沿道建築物の耐震診断補助事業を創設するとともに、住宅耐震改修補助事業を再開したため。	
第2 市民と行政が一体となった取組 (略)	
2 市民と行政の役割分担 震災予防における市民と行政の役割分担について、災害が起きる前から起きた後までの時系列的な局面ごとに整理した場合、次のとおりとなる。【風水害時等を含む。】	
(1) 地震による被害を出さないために	
区 分	市 民
個別建築物等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○所有・管理する建築物の耐震診断・耐震改修・防火構造化、地下空間への浸水防止 ○家具・備品等の転倒防止・落下防止 ○屋外広告物・窓ガラス・瓦等の落下防止 ○ブロック塀・門柱等の転倒防止 ○土砂災害特別警戒区域における建築物の安全確保又は移転
市街地等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○防災まちづくり事業への取組
区 分	広 島 市
個別建築物等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○市有建築物・構造物の耐震診断・耐震改修・防火構造化、地下空間への浸水防止 ○<u>民間建築物耐震診断・耐震改修設計・耐震改修補助制度の実施</u> ○民間建築物の耐震化に対する助言・指導 ○市有建築物の備品の転倒防止・落下防止 ○窓ガラス・瓦等の落下防止 ○ブロック塀・門柱等の転倒防止 ○土砂災害特別警戒区域における建築物の構造規制等
市街地等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○土地区画整理事業・市街地再開発事業等の推進 ○道路・公園等の整備 ○防火地域・準防火地域の適正な指定 ○公共下水道（雨水排水）等の整備 ○河川改修事業・砂防事業等の促進 ○開発許可制度による規制・誘導
(略)	

修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第4節 道路・公園緑地・河川等の公共施設の整備	頁 42
<p>第3 海岸保全施設《国土交通省広島港湾・空港整備事務所、県港湾漁港整備課》</p> <p>海岸保全施設整備については、これまでの県施行事業に加え、平成17年度からは国直轄事業（国土交通省）の導入により、未整備区間や老朽化し天端高不足の護岸について所要の天端高を確保するよう緊急度を考慮しながら整備を促進する。</p> <p>また、地震による液状化への対応や、堤防決壊による二次災害を防止するため、ゼロメートル地帯等を中心とした海岸の堤防について、堤防強化による耐震性向上対策を実施する。</p> <p><u>さらに、海水を緊急時の消火用水として活用するため、階段護岸の整備を図る。</u></p>	

修 正 後
<p>修 正 理 由</p> <p>○ 海水を緊急時の消火用水として活用するために、階段護岸を整備する計画が無いため削除。</p>
<p>第3 海岸保全施設《国土交通省広島港湾・空港整備事務所、県港湾漁港整備課》</p> <p>海岸保全施設整備については、これまでの県施行事業に加え、平成17年度からは国直轄事業（国土交通省）の導入により、未整備区間や老朽化し天端高不足の護岸について所要の天端高を確保するよう緊急度を考慮しながら整備を促進する。</p> <p>また、地震による液状化への対応や、堤防決壊による二次災害を防止するため、ゼロメートル地帯等を中心とした海岸の堤防について、堤防強化による耐震性向上対策を実施する。</p> <p><u>(削除)</u></p>

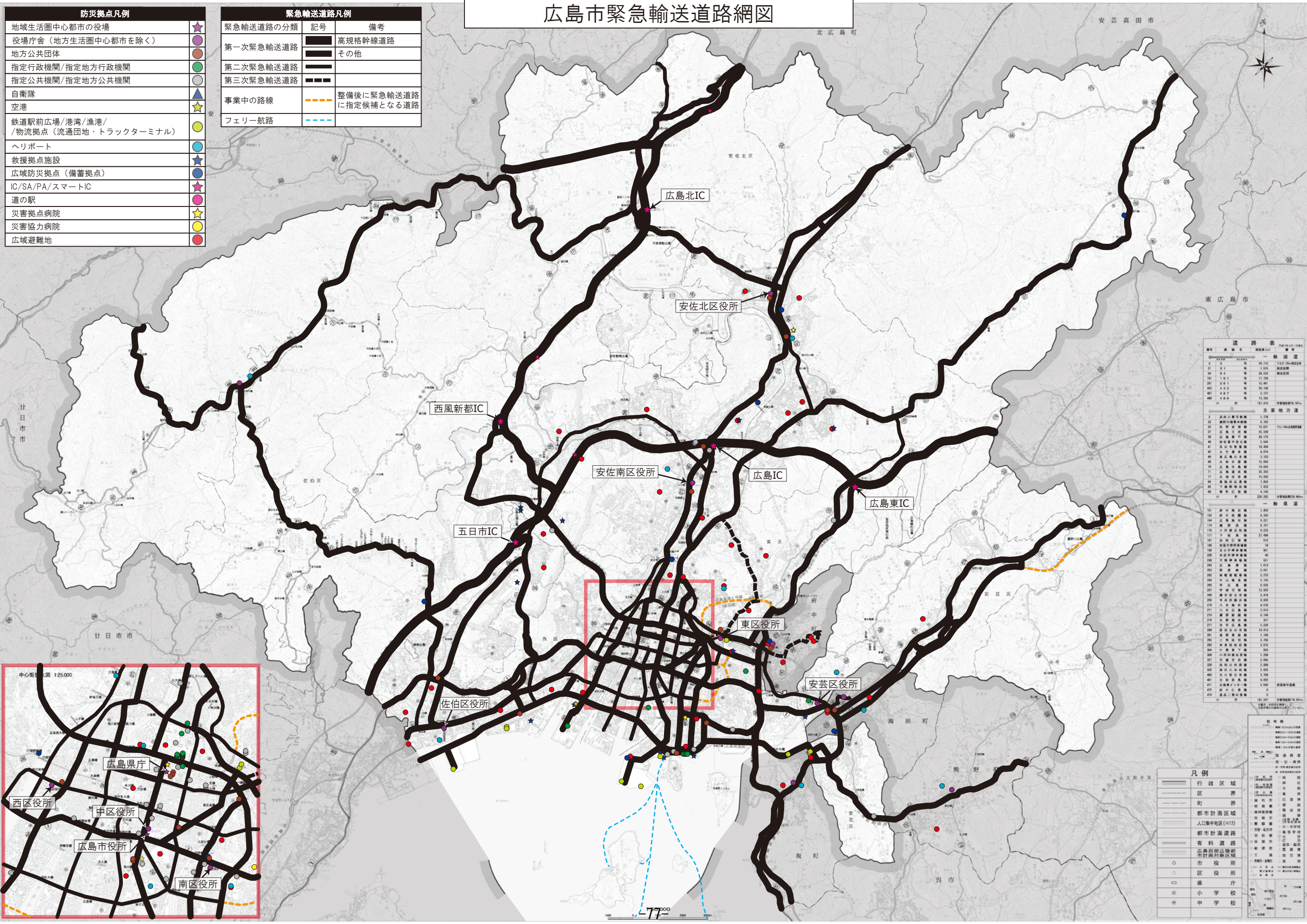
修正前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第9節 災害応急体制の整備	頁 59
第8 緊急輸送体制の整備 (略) <u>広島市緊急輸送道路網図(略)</u>	

修正後
修正理由 ○ 緊急輸送道路の図面について修正を行うもの。
第8 緊急輸送体制の整備 (略) <u>広島市緊急輸送道路網図(別添のとおり)</u>

広島市緊急輸送道路網図

地域生活圏中心都市の役場	★
役場庁舎（地方生活圏中心都市を除く）	☆
地方公共団体	●
指定行政機関/指定地方行政機関	●
指定公共機関/指定地方公共機関	○
自衛隊	▲
空港	★
鉄道駅前広場/港湾/漁港/ /物流拠点（流通団地・トラックターミナル）	●
ヘリポート	●
救援拠点施設	★
広域防災拠点（備蓄拠点）	●
IC/SA/PA/スマートIC	★
道の駅	★
災害拠点病院	★
災害協力病院	●
広域避難地	●

緊急輸送道路の分類	記号	備考
第一次緊急輸送道路	■	高規格幹線道路
	■	その他
第二次緊急輸送道路	■	
第三次緊急輸送道路	■	
事業中の路線	---	整備後に緊急輸送道路に指定候補となる道路
フェリー航路	---	



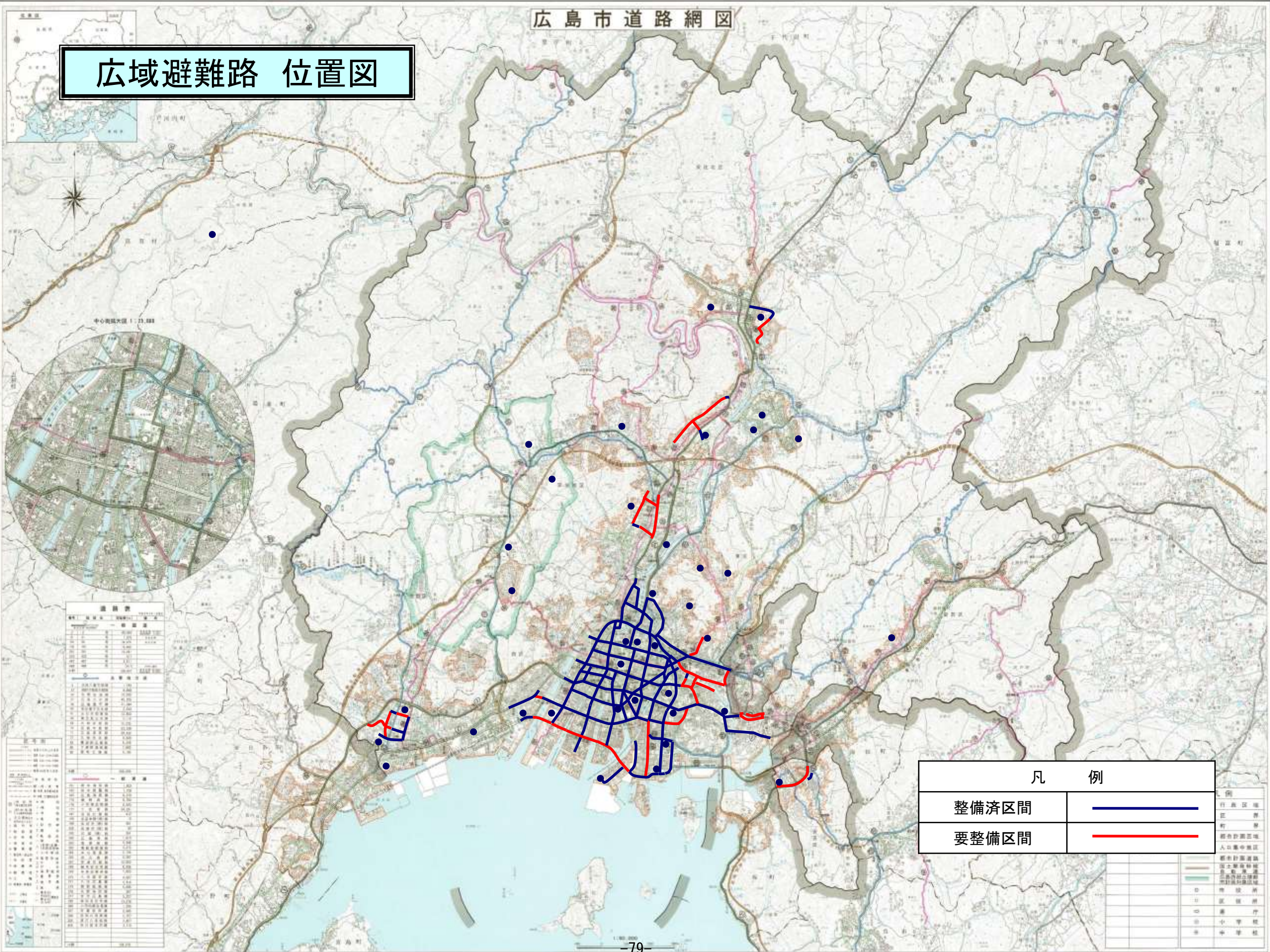
番号	路線名	延長(km)	規格
一般国道			
2	2号	46.115	5/5/77-10-10
21	3号	1.970	指定区画
54	5号	26.523	指定区画
181	10号	11.726	
293	20号	10.481	
402	4号	26.188	
487	4号	1.137	
488	4号	13.370	
小計		152.442	
主要地方道			
5	5号	1.770	
33	33号	1.762	
37	37号	10.031	5/1/10-10-10
38	38号	42.328	
40	40号	34.173	
41	41号	2.844	
42	42号	11.403	
47	47号	4.874	
48	48号	3.153	
49	49号	11.922	
70	70号	19.055	
71	71号	30.353	
72	72号	12.553	
84	84号	7.853	
85	85号	7.933	
86	86号	1.163	
小計		228.282	
一般県道			
151	151号	1.803	
152	152号	6.990	
154	154号	4.827	
174	174号	6.717	
176	176号	5.026	
177	177号	21.463	
187	187号	612	
188	188号	19	
189	189号	903	
228	228号	40	
240	240号	501	
242	242号	1,813	
262	262号	5,091	
262	262号	3,773	
264	264号	1,738	
266	266号	5,026	
267	267号	12,655	
268	268号	1,416	
269	269号	1,950	
270	270号	4,674	
271	271号	1,813	
274	274号	5,149	
276	276号	337	
277	277号	1,228	
290	290号	14,413	
291	291号	1,166	
292	292号	1,766	
293	293号	3,676	
304	304号	853	
308	308号	1,266	
327	327号	2,655	
328	328号	2,888	
329	329号	1,266	
400	400号	3,759	
401	401号	4,882	
417	417号	1,466	
477	477号	0	
478	478号	0	
479	479号	0	
479	479号	0	
479	479号	0	
小計		152,442	

行政区区域	—
区界	---
町界	---
都市計画区域	---
人口集中地区(H12)	---
都市計画道路	---
有料道路	---
広島西部広域都市計画区域	---
市役所	○
区役所	○
県庁	○
小学校	○
中学校	○

修 正 前																																																							
震災対策編 第2章 震災予防計画 第13節 避難体制の整備	頁 65																																																						
第5 避難路の整備 〔「地震に強い都市構造の形成に関する計画」関連事業〕 1 (略) 2 避難路の整備 《都市整備局都市計画課、道路交通局道路課・街路課》 (1) (略) (2) 広域避難路 広域避難路については、延焼拡大時に広域避難場所へ安全に避難できるよう、都市計画道路の整備及び既存道路拡幅等の道路改良事業により、次の路線を整備する。また、防火地域・準防火地域の指定により、沿道の建築物の耐震不燃化を促進する。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>● (都) 宇品観音線</td> <td>● (県道) 中山尾長線</td> <td>● (都) 松川宇品線</td> </tr> <tr> <td>● (都) 霞庚午線</td> <td>● (都) 比治山東雲線</td> <td>● (都) 東雲大州線</td> </tr> <tr> <td>● (都) 駅前大州線</td> <td>● (都) 矢賀大州線</td> <td>● (都) 青崎草津線</td> </tr> <tr> <td>● (都) 青崎池尻線</td> <td>● (都) 青崎中店線</td> <td>● 南3区129号線</td> </tr> <tr> <td>● (都) 観音井口線</td> <td>● (都) <u>吉島観音線</u></td> <td>● (都) 横川八木線</td> </tr> <tr> <td>● (都) 長束八木線</td> <td>● (都) 西原山本線</td> <td>● (都) 東野北下安線</td> </tr> <tr> <td>● (都) 可部大毛寺線</td> <td>● (都) 高陽可部線</td> <td>● (都) 矢野坂線</td> </tr> <tr> <td>● (都) 吉見倉重線</td> <td>● (都) 畑口寺田線</td> <td>● (都) 寿老地中地線</td> </tr> </table> [参考]整備済み路線 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>● (都) 駅前観音線</td> <td>● (都) 天満矢賀線</td> <td>● (都) 比治山庚午線</td> </tr> <tr> <td>● 国道2号</td> <td>● (都) 翠町東雲線</td> <td>● (都) 常盤橋若草線</td> </tr> <tr> <td>● (都) 常盤橋大芝線</td> <td>● (都) 御幸橋三篠線</td> <td>● (都) 三篠橋大芝線</td> </tr> <tr> <td>● (都) 基町佐東線</td> <td>● (都) 駅前吉島線</td> <td>● (都) 比治山蟹屋線</td> </tr> <tr> <td>● 南4区659号線</td> <td>● (都) 中島吉島線</td> <td>● 中3区74号線</td> </tr> <tr> <td>● 西2区28号線</td> <td>● 西2区9号線</td> <td>● (都) 紙屋町御幸橋線</td> </tr> <tr> <td>● (都) 中央線</td> <td>● (都) 未新開佐方線</td> <td>● (都) 旭町広島港線</td> </tr> <tr> <td>● (都) 鷹野橋宇品線</td> <td>● (都) 横川江波線</td> <td>● (都) 宇品海岸線</td> </tr> <tr> <td>● (都) 中広宇品線</td> <td>● (都) 中広線</td> <td>● (都) 段原蟹屋線</td> </tr> <tr> <td>● 安芸4区103号線</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		● (都) 宇品観音線	● (県道) 中山尾長線	● (都) 松川宇品線	● (都) 霞庚午線	● (都) 比治山東雲線	● (都) 東雲大州線	● (都) 駅前大州線	● (都) 矢賀大州線	● (都) 青崎草津線	● (都) 青崎池尻線	● (都) 青崎中店線	● 南3区129号線	● (都) 観音井口線	● (都) <u>吉島観音線</u>	● (都) 横川八木線	● (都) 長束八木線	● (都) 西原山本線	● (都) 東野北下安線	● (都) 可部大毛寺線	● (都) 高陽可部線	● (都) 矢野坂線	● (都) 吉見倉重線	● (都) 畑口寺田線	● (都) 寿老地中地線	● (都) 駅前観音線	● (都) 天満矢賀線	● (都) 比治山庚午線	● 国道2号	● (都) 翠町東雲線	● (都) 常盤橋若草線	● (都) 常盤橋大芝線	● (都) 御幸橋三篠線	● (都) 三篠橋大芝線	● (都) 基町佐東線	● (都) 駅前吉島線	● (都) 比治山蟹屋線	● 南4区659号線	● (都) 中島吉島線	● 中3区74号線	● 西2区28号線	● 西2区9号線	● (都) 紙屋町御幸橋線	● (都) 中央線	● (都) 未新開佐方線	● (都) 旭町広島港線	● (都) 鷹野橋宇品線	● (都) 横川江波線	● (都) 宇品海岸線	● (都) 中広宇品線	● (都) 中広線	● (都) 段原蟹屋線	● 安芸4区103号線		
● (都) 宇品観音線	● (県道) 中山尾長線	● (都) 松川宇品線																																																					
● (都) 霞庚午線	● (都) 比治山東雲線	● (都) 東雲大州線																																																					
● (都) 駅前大州線	● (都) 矢賀大州線	● (都) 青崎草津線																																																					
● (都) 青崎池尻線	● (都) 青崎中店線	● 南3区129号線																																																					
● (都) 観音井口線	● (都) <u>吉島観音線</u>	● (都) 横川八木線																																																					
● (都) 長束八木線	● (都) 西原山本線	● (都) 東野北下安線																																																					
● (都) 可部大毛寺線	● (都) 高陽可部線	● (都) 矢野坂線																																																					
● (都) 吉見倉重線	● (都) 畑口寺田線	● (都) 寿老地中地線																																																					
● (都) 駅前観音線	● (都) 天満矢賀線	● (都) 比治山庚午線																																																					
● 国道2号	● (都) 翠町東雲線	● (都) 常盤橋若草線																																																					
● (都) 常盤橋大芝線	● (都) 御幸橋三篠線	● (都) 三篠橋大芝線																																																					
● (都) 基町佐東線	● (都) 駅前吉島線	● (都) 比治山蟹屋線																																																					
● 南4区659号線	● (都) 中島吉島線	● 中3区74号線																																																					
● 西2区28号線	● 西2区9号線	● (都) 紙屋町御幸橋線																																																					
● (都) 中央線	● (都) 未新開佐方線	● (都) 旭町広島港線																																																					
● (都) 鷹野橋宇品線	● (都) 横川江波線	● (都) 宇品海岸線																																																					
● (都) 中広宇品線	● (都) 中広線	● (都) 段原蟹屋線																																																					
● 安芸4区103号線																																																							

修 正 後																																																									
修 正 理 由 ○ 掲載内容の時点修正（広域避難路位置図も修正。）。																																																									
第5 避難路の整備 〔「地震に強い都市構造の形成に関する計画」関連事業〕 1 (略) 2 避難路の整備 《都市整備局都市計画課、道路交通局道路課・街路課》 (1) (略) (2) 広域避難路 広域避難路については、延焼拡大時に広域避難場所へ安全に避難できるよう、都市計画道路の整備及び既存道路拡幅等の道路改良事業により、次の路線を整備する。また、防火地域・準防火地域の指定により、沿道の建築物の耐震不燃化を促進する。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>● (都) 宇品観音線</td> <td>● (県道) 中山尾長線</td> <td>● (都) 松川宇品線</td> </tr> <tr> <td>● (都) 霞庚午線</td> <td>● (都) 比治山東雲線</td> <td>● (都) 東雲大州線</td> </tr> <tr> <td>● (都) 駅前大州線</td> <td>● (都) 矢賀大州線</td> <td>● (都) 青崎草津線</td> </tr> <tr> <td>● (都) 青崎池尻線</td> <td>● (都) 青崎中店線</td> <td>● 南3区129号線</td> </tr> <tr> <td>● (都) 観音井口線</td> <td>(都) 吉島観音線</td> <td>● (都) 横川八木線</td> </tr> <tr> <td>● (都) 長束八木線</td> <td>● (都) 西原山本線</td> <td>● (都) 東野北下安線</td> </tr> <tr> <td>● (都) 可部大毛寺線</td> <td>● (都) 高陽可部線</td> <td>● (都) 矢野坂線</td> </tr> <tr> <td>● (都) 吉見倉重線</td> <td>● (都) 畑口寺田線</td> <td>● (都) 寿老地中地線</td> </tr> <tr> <td>● (都) <u>川の内線</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> [参考]整備済み路線 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>● (都) 駅前観音線</td> <td>● (都) 天満矢賀線</td> <td>● (都) 比治山庚午線</td> </tr> <tr> <td>● 国道2号</td> <td>● (都) 翠町東雲線</td> <td>● (都) 常盤橋若草線</td> </tr> <tr> <td>● (都) 常盤橋大芝線</td> <td>● (都) 御幸橋三篠線</td> <td>● (都) 三篠橋大芝線</td> </tr> <tr> <td>● (都) 基町佐東線</td> <td>● (都) 駅前吉島線</td> <td>● (都) 比治山蟹屋線</td> </tr> <tr> <td>● 南4区659号線</td> <td>● (都) 中島吉島線</td> <td>● 中3区74号線</td> </tr> <tr> <td>● 西2区28号線</td> <td>● 西2区9号線</td> <td>● (都) 紙屋町御幸橋線</td> </tr> <tr> <td>● (都) 中央線</td> <td>● (都) 未新開佐方線</td> <td>● (都) 旭町広島港線</td> </tr> <tr> <td>● (都) 鷹野橋宇品線</td> <td>● (都) 横川江波線</td> <td>● (都) 宇品海岸線</td> </tr> <tr> <td>● (都) 中広宇品線</td> <td>● (都) 中広線</td> <td>● (都) 段原蟹屋線</td> </tr> <tr> <td>● 安芸4区103号線</td> <td>● (都) <u>吉島観音線</u></td> <td></td> </tr> </table>	● (都) 宇品観音線	● (県道) 中山尾長線	● (都) 松川宇品線	● (都) 霞庚午線	● (都) 比治山東雲線	● (都) 東雲大州線	● (都) 駅前大州線	● (都) 矢賀大州線	● (都) 青崎草津線	● (都) 青崎池尻線	● (都) 青崎中店線	● 南3区129号線	● (都) 観音井口線	(都) 吉島観音線	● (都) 横川八木線	● (都) 長束八木線	● (都) 西原山本線	● (都) 東野北下安線	● (都) 可部大毛寺線	● (都) 高陽可部線	● (都) 矢野坂線	● (都) 吉見倉重線	● (都) 畑口寺田線	● (都) 寿老地中地線	● (都) <u>川の内線</u>			● (都) 駅前観音線	● (都) 天満矢賀線	● (都) 比治山庚午線	● 国道2号	● (都) 翠町東雲線	● (都) 常盤橋若草線	● (都) 常盤橋大芝線	● (都) 御幸橋三篠線	● (都) 三篠橋大芝線	● (都) 基町佐東線	● (都) 駅前吉島線	● (都) 比治山蟹屋線	● 南4区659号線	● (都) 中島吉島線	● 中3区74号線	● 西2区28号線	● 西2区9号線	● (都) 紙屋町御幸橋線	● (都) 中央線	● (都) 未新開佐方線	● (都) 旭町広島港線	● (都) 鷹野橋宇品線	● (都) 横川江波線	● (都) 宇品海岸線	● (都) 中広宇品線	● (都) 中広線	● (都) 段原蟹屋線	● 安芸4区103号線	● (都) <u>吉島観音線</u>	
● (都) 宇品観音線	● (県道) 中山尾長線	● (都) 松川宇品線																																																							
● (都) 霞庚午線	● (都) 比治山東雲線	● (都) 東雲大州線																																																							
● (都) 駅前大州線	● (都) 矢賀大州線	● (都) 青崎草津線																																																							
● (都) 青崎池尻線	● (都) 青崎中店線	● 南3区129号線																																																							
● (都) 観音井口線	(都) 吉島観音線	● (都) 横川八木線																																																							
● (都) 長束八木線	● (都) 西原山本線	● (都) 東野北下安線																																																							
● (都) 可部大毛寺線	● (都) 高陽可部線	● (都) 矢野坂線																																																							
● (都) 吉見倉重線	● (都) 畑口寺田線	● (都) 寿老地中地線																																																							
● (都) <u>川の内線</u>																																																									
● (都) 駅前観音線	● (都) 天満矢賀線	● (都) 比治山庚午線																																																							
● 国道2号	● (都) 翠町東雲線	● (都) 常盤橋若草線																																																							
● (都) 常盤橋大芝線	● (都) 御幸橋三篠線	● (都) 三篠橋大芝線																																																							
● (都) 基町佐東線	● (都) 駅前吉島線	● (都) 比治山蟹屋線																																																							
● 南4区659号線	● (都) 中島吉島線	● 中3区74号線																																																							
● 西2区28号線	● 西2区9号線	● (都) 紙屋町御幸橋線																																																							
● (都) 中央線	● (都) 未新開佐方線	● (都) 旭町広島港線																																																							
● (都) 鷹野橋宇品線	● (都) 横川江波線	● (都) 宇品海岸線																																																							
● (都) 中広宇品線	● (都) 中広線	● (都) 段原蟹屋線																																																							
● 安芸4区103号線	● (都) <u>吉島観音線</u>																																																								

広域避難路 位置図



凡 例	
整備済区間	
要整備区間	

凡 例	
	行政区域
	区界
	町界
	都市計画区域
	人口集中地区
	都市計画道路
	国土開発幹線
	主要地方道
	市町村道
	市庁舎
	区庁舎
	小学校
	中学校

修 正 前	
震災対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 89、91
第3 災害対策本部 《危機管理室危機管理課》 1 設置及び廃止 (1) 設置 市長は、次の(2)に定める設置基準に基づき、災害対策基本法の規定により災害対策本部を設置する。なお、市長に事故があるときは、副市長、危機管理担当局長、危機管理室長、危機管理室参与、危機管理課長の順に設置を命令する。 市長は、災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を防災関係機関・部局、広島市防災会議の委員に <u>通知</u> するとともに、報道機関や防災行政無線等を通じて市民に公表する。 (中略) (2) 体制及び設置基準 <u>災害対策本部は、予想される災害の規模、被害の程度に応じて、次の基準により体制を区分して設置する。</u>	
体制	<u>設置基準</u>
第一次体制	<u>氣象庁が広島県に津波注意報を発表したとき（中区、南区及び安芸区）。</u>
第三次体制	<u>ア 市域で震度5弱の地震を観測したとき。</u> <u>イ 前記のほか、市長が必要と認めたとき。</u>
第四次体制	<u>ア 市域で震度5強以上の地震を観測したとき。</u> <u>イ 氣象庁が広島県に大津波警報又は津波警報を発表したとき。</u> <u>ウ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。</u> <u>エ 前記のほか、市長が必要と認めたとき。</u>
摘要	① 網掛けは、自動設置とする。 ② 震度は、氣象庁の発表震度の最大値とする。 ③ <u>第四次体制設置時には、原則として平常業務は停止する。</u> ④ 国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置としない。また、体制については、气象台からの聞き取り情報等の内容に応じて判断する。
(3)～(5) (略)	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 災害対策本部の4段階としている体制の区分を廃止する。 ○ 職員全員を動員する場合に平常業務を停止する旨を明記する。	
第3 災害対策本部 《危機管理室危機管理課》 1 設置及び廃止 (1) 設置 市長は、次の(2)に定める設置基準に基づき、災害対策基本法の規定により災害対策本部を設置する。なお、市長に事故があるときは、副市長、危機管理担当局長、危機管理室長、危機管理室参与、危機管理課長の順に設置を命令する。 市長は、災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を防災関係機関・部局、広島市防災会議の委員に <u>周知</u> するとともに、報道機関や防災行政無線等を通じて市民に公表する。 (中略) (2) <u>設置基準</u> <u>(削除)</u>	
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
設置基準	<u>ア 市域で震度5弱以上の地震を観測したとき。</u> <u>イ 氣象庁が広島県に津波注意報、津波警報又は大津波警報を発表したとき（津波注意報の場合は中区、南区及び安芸区に限る。）。</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
摘要	① (同左) ② (同左) <u>(削除)</u> ③ (同左)
(3)～(5) (略)	

修 正 前

2 任務

(略)

3 組織及び運営

(略)

4 平常業務の取扱い

- (1) 平常業務は _____、原則として必要最小限度の市民サービス業務を除き、災害が鎮静するまで _____ 停止する。ただし、災害の状況により各局等又は区本部の長が可能と認める場合は、この限りではない。

— _____
— _____
— _____

- (2) 災害時においても継続すべき必要最小限度の市民サービス業務について、各局等又は区本部の長は、あらかじめその業務を定めておくものとする。

修 正 後

2 任務

(略)

3 組織及び運営

(略)

4 平常業務の取扱い

- (1) 職員全員を動員する以下の場合は、原則として必要最小限度の市民サービス業務を除き、災害が鎮静するまで平常業務を停止する。ただし、災害の状況により各局等又は区本部の長が可能と認める場合は、この限りではない。

ア 市域で震度5強以上の地震を観測したとき。

イ 広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。

ウ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。

- (2) (同左)

修正前						
震災対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用					頁 109、110	
第5 職員の動員《危機管理室危機管理課、各局等、各区》						
1 動員の実施						
(1) 動員職員の指定						
職員は、次の基準により、各局・区等の長が行う。						
ただし、災害の種類、規模及び程度によっては、この基準以外の部課の職員を指定して動員し、又は動員する職員を加減することができる。						
なお、動員に当たっては、交代制の勤務体制を組むなど、職員の健康に配慮した体制の整備に努めるものとする。						
動 員 基 準						
動員の時期	部 課 ※				動員場所	動員の連絡者
	防災上主要な部課 (●印の部課)	防災に特に関係のある部課 (▲印の部課)	防災に関係のある部課 (■印の部課)	その他の部課 (無印の部課)		
災害警戒本部体制が設置された時	必要な職員	必要な職員			原則として勤務場所 (例外) ① 災害現地 ② あらかじめ指定された場所	原則として各部課 (自動参集の場合を除く。)
災害対策本部第一次体制が設置された時	責任ある職員及び必要な職員	必要な職員				
災害対策本部第三次体制が設置された時	全 員	全 員	責任ある職員及び必要な職員	責任ある職員及び必要な職員		
災害対策本部第四次体制が設置された時	全 員	全 員	全 員	全 員		
※ ●印、▲印、■印は、災害対策本部の分掌事務の表中、所属名の前に付したものをいう。						

修正後					
修正理由					
○ 災害対策本部設置時の動員を、災害の発生に備え、被害状況等の調査や報告、応急対策の検討等に必要となる職員とし、災害の種類や被害状況等に応じ、各局・区等で適宜必要となる職員の追加動員を行うよう見直す。					
○ 動員基準における「部課」について、「防災上主要な部課」、「防災に特に関係のある部課」、「防災に特に関係のある部課」、「その他の部課」、の4区分としていたが、各局・区等が適宜必要となる職員を災害の種類や被害状況等に応じ追加動員することから、「防災に特に関係のある部課」を「防災に特に関係のある部課」に統合し、「防災上主要な部課」、「防災に特に関係のある部課」、「その他の部課」の3区分に変更する。					
第5 職員の動員《危機管理室危機管理課、各局等、各区》					
1 動員の実施					
(1) 動員職員の指定					
各局・区等の長は、次の動員基準により、あらかじめ動員する職員を指定するとともに、災害の種類や被害状況等に応じ、適宜必要な職員を追加動員するものとする。					
また、状況に応じて、動員した職員を減ずることができる。					
なお、動員に当たっては、交代制の勤務体制を組むなど、職員の健康に配慮した体制の整備に努めるものとする。					
動 員 基 準					
動員の時期	部 課 ※ ¹			動員場所	動員の連絡者
	防災上主要な部課 (●印の部課)	防災に関係のある部課 (■印の部課)	その他の部課 (無印の部課)		
災害警戒本部体制が設置された時	必要な職員	必要な職員		原則として勤務場所 (例外) ① 災害現地 ② あらかじめ指定された場所	原則として各部課 (自動参集の場合を除く。)
災害対策本部体制が設置された時	責任ある職員及び必要な職員	必要な職員			
※ ²	全 員	全 員	全 員		
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		
※ ¹ ●印、▲印、■印は、災害対策本部の分掌事務の表中、所属名の前に付したものをいう。					
※ ² 次の場合は、職員全員を動員する。					
ア 市域で震度5強以上の地震を観測したとき。					
イ 広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。					
ウ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。					

修正前

(2) 動員名簿の作成及び職員への周知

各局・区等の長は、動員の円滑を図るため、体制区分及び動員基準に応じて事前に動員名簿を作成し、平常時から職員に周知徹底を図らなければならない。人事異動、居住地の変更等により内容に変更が生じた場合も同様とする。

なお、動員名簿の作成に当たっては、迅速な初動対応を可能とするため、**職位に加えて、参集時間、参集方法等を考慮し、速やかに参集できる者を優先した計画とするほか、**

_____他の局や区等から応援要請のあった場合に、迅速に対応するため、応援可能な職員を事前に把握しておくこととする。

(3) (略)

2 動員の方法

(略)

3 勤務時間外における動員の場所及び任務

(1) 原則として、可能な交通手段を用いて自己の勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参加し、表3-2-2の任務に当たる。なお、道路の寸断、橋梁の落下等により、やむを得ず勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参加できないときは、最寄りの区役所又は出張所に参集した後、所属の各局等又は区本部の長の指示を受け、その後の任務に当たる。

(2) 災害対策本部第四次体制が設置された時点でのみ動員される「その他の部課（分掌事務の表中、無印の部課）」の職員のうち、その任務が「他課の応援に関すること」に割り当てられている職員（消防職員、医師、看護師、保育士等を除く。）は、原則として最寄りの区役所に参集し、区本部長の指示を受け、区災害対策本部の設営、被災状況の調査、指定避難所（生活避難場所）の運営等の任務に当たる。

4 動員の報告

(略)

修正後

(2) 動員名簿の作成及び職員への周知

各局・区等の長は、動員の円滑を図るため、体制区分及び動員基準に応じて事前に動員名簿を作成し、平常時から職員に周知徹底を図らなければならない。人事異動、居住地の変更等により内容に変更が生じた場合も同様とする。

_____動員名簿の作成に当たっては、迅速な初動対応を可能とするため、**以下の点に留意することとする。**

ア 職位に加えて、参集時間、参集方法等を考慮し、速やかに参集できる者を優先した動員計画とすること。

イ 指揮命令系統が確保できるよう、指定した管理職職員が動員できない場合を想定し、参集時間等を考慮した上で、第二順位及び第三順位の管理職職員等をあらかじめ指定すること。

また、他の局や区等から応援要請のあった場合に、迅速に対応するため、応援可能な職員を事前に把握しておくこととする。

(3) (略)

2 動員の方法

(略)

3 勤務時間外における動員の場所及び任務

(1) 原則として、可能な交通手段を用いて自己の勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参加し、表3-2-2の任務に当たる。なお、道路の寸断、橋梁の落下等により、やむを得ず勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参加できないときは、最寄りの区役所又は出張所に参集した後、所属の各局等又は区本部の長の指示を受け、その後の任務に当たる。

(2) 職員全員を動員する場合にのみ動員される「その他の部課（分掌事務の表中、無印の部課）」の職員のうち、その任務が「他課の応援に関すること」に割り当てられている職員（消防職員、医師、看護師、保育士等を除く。）は、原則として最寄りの区役所に参集し、区本部長の指示を受け、区災害対策本部の設営、被災状況の調査、指定避難所（生活避難場所）の運営等の任務に当たる。

4 動員の報告

(略)

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第5節 避難対策	頁 161
第7 指定緊急避難場所の開設等 1～4（略） 5 指定緊急避難場所（大火）等に避難した者の指定避難所（生活避難場所）への誘導 《各区区政調整課・地域起こし推進課、財政局各市民税事務所・収納対策部各課》 指定避難所（生活避難場所）において、給水、食料・生活必需品の配布を行うことから、指定緊急避難場所（大火）や公民館・集会所等に避難した者に対しては、危険が去った段階で、防災行政無線、広報車、航空機を使つての広報や、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に対する放送要請等により、指定避難所（生活避難場所）に移動するよう呼びかけを行う。	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 熊本地震の対応を踏まえ、指定避難所（生活避難場所）以外に避難している者や車中泊避難者の状況把握を行う旨を記載する。	
第7 指定緊急避難場所の開設等 1～4（略） 5 指定緊急避難場所（大火）等に避難した者の指定避難所（生活避難場所）への誘導 《各区区政調整課・地域起こし推進課、財政局各市民税事務所・収納対策部各課》 指定避難所（生活避難場所）において、給水、食料・生活必需品の配布を行うことから、指定緊急避難場所（大火）や公民館・集会所等に避難した者に対しては、危険が去った段階で、防災行政無線、広報車、航空機を使つての広報や、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に対する放送要請等により、指定避難所（生活避難場所）に移動するよう呼びかけを行う。 <u>やむを得ず、指定避難所（生活避難場所）以外に避難している者や車中避難者がいる場合、その状況を把握し、市長（危機管理室）に報告するとともに、必要な支援を行う。</u>	

修 正 前

震災対策編 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する計画	頁 261
--	--------------

1 地震防災緊急事業五箇年計画に計上している事業

事業項目	事業名等	事業期間
避難地	住宅市街地総合調整事業	平成23年度 ～平成25年度
避難路	林道の整備	平成24年度 ～平成26年度
消防用施設	消防用施設等の整備	平成23年度 ～平成27年度
緊急輸送道路	災害防除事業、橋梁耐震対策、 <u>道路改良事業</u>	平成23年度 ～平成27年度
共同溝等	電線共同溝整備事業（道路）	平成23年度 ～平成27年度
_____	_____	_____
公立幼稚園	学校等耐震補強化事業	平成24年度 ～平成26年度
公立小・中学校（校舎）	学校等耐震補強化事業	平成23年度 ～平成27年度
_____	_____	_____
公立特別支援学校（校舎）	学校等耐震補強化事業	平成23年度
公立特別支援学校（屋内運動場）	学校等耐震補強化事業	平成23年度
公的建造物	区役所耐震化事業 （中区、南区、安佐北区、安佐南区、佐伯区）	平成23年度 ～平成27年度
	女性教育センター耐震化事業	
	衛生研究所耐震化事業	
	消防庁舎等の耐震化事業	
防災行政無線	防災行政無線施設	平成23年度 ～平成27年度
水・自家発電設備等	配水池及び緊急遮断弁整備事業	平成25年度 ～平成27年度
備蓄倉庫	備蓄倉庫の整備	平成23年度
老朽化住宅密集対策	住宅市街地総合調整事業（密集住宅市街地整備型）	平成23年度 ～平成25年度

2 (略)

修 正 後

修正理由 ○ 広島県の第5次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28年度～平成32年度）が作成されたことに 伴い修正を行う。
--

1 地震防災緊急事業五箇年計画に計上している事業

事業項目	事業名等	事業期間
_____	_____	_____
_____	_____	_____
消防用施設	消防用施設等の整備	平成28年度 ～平成32年度
緊急輸送道路	災害防除事業、橋梁耐震対策事業_____	平成28年度 ～平成32年度
共同溝等	電線共同溝整備事業（道路）	平成28年度 ～平成32年度
社会福祉施設	公共施設等耐震化事業	平成28年度 ～平成32年度
公立幼稚園	耐震化事業等	平成27年度 ～平成28年度
公立小・中学校（校舎）	耐震化事業等	平成27年度 ～平成29年度
公立小・中学校（屋内運動場）	耐震化事業等	平成29年度
_____	_____	_____
公的建造物	公共施設等耐震化事業	平成28年度 ～平成32年度

_____	_____	_____
水・自家発電設備等	配水池及び緊急遮断弁整備_____	平成28年度 ～平成32年度
備蓄倉庫	備蓄倉庫の整備	平成28年度 ～平成29年度
_____	_____	_____

2 (略)

修 正 前	
都市災害対策 第2章 海上災害対策 第5節 災害応急対策 ほか災害種別ごと7箇所	頁 308、338、344、 351、362、375、 387、395
<p>第1 災害対策本部の体制《危機管理室》</p> <p>海上災害が発生した場合における本市の災害対応の体制は、災害対策本部 <u>（第一次体制）</u> の設置を基本とし、市災害対策本部長又は本部員は必要に応じて関係部局の体制を強化する。</p> <p>また、市災害対策本部長は、原則として、災害発生区に区災害対策本部 <u>（第一次体制）</u> を設置する。区災害対策本部長は必要に応じて関係部課の体制を強化する。</p>	

修 正 後
<p>修 正 理 由</p> <p>○ 災害対策本部の4段階としている体制の区分を廃止したことに伴い、本市の体制を修正する。</p>
<p>第1 災害対策本部の体制《危機管理室》</p> <p>海上災害が発生した場合における本市の災害対応の体制は、災害対策本部 <u>（削除）</u> の設置を基本とし、市災害対策本部長又は本部員は必要に応じて関係部局の体制を強化する。</p> <p>また、市災害対策本部長は、原則として、災害発生区に区災害対策本部 <u>（削除）</u> を設置する。区災害対策本部長は必要に応じて関係部課の体制を強化する。</p>

修正前

都市災害対策編 第2章 海上災害対策 資料6 広島地区排出油等防除協議会会則	頁 326、327～334
--	------------------

別表（広島地区排出油等防除協議会会員名簿）（略）

修正後

修正理由
○ 会員名簿の内容変更（所在地、電話番号、FAX番号等）のため。

別表
広島地区排出油等防除協議会会員名簿

区分	機関の名称	代表者	連絡者	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
平成28年10月1日現在（46機関）							
国の機関	広島海上保安部	部長	警備救護課長	734-8560	広島市南区宇品海岸3-10-17	082-253-3111	082-253-0027
	中国運輸局海上安全環境部	船舶安全管理課長	専門官	730-8544	広島市中区上八丁堀6-30	082-228-8794	082-228-3468
	中国地方整備局	所長	長沿岸防災対策官	734-0011	広島市南区宇品海岸3-10-28	082-254-6414	082-505-0107
	広島港湾・空港整備事務所	所長	地域課長	730-8507	広島市中区基町9-42	082-228-0110	082-223-1555
地方公共団体	広島県警察本部	警長	地域課長	734-0003	広島市南区宇品東4-1-34	082-255-0110	082-255-6629
	広島中央警察署	署長	地域課長	730-0011	広島市中区基町9-48	082-224-0110	082-225-3596
	広島西警察署	署長	地域課長	733-0833	広島市西区商工センター4-1-3	082-279-0110	082-279-7616
	廿日市警察署	署長	地域課長	738-0015	廿日市市本町1-10	0829-31-0110	0829-32-4529
	田原警察署	署長	地域課長	736-0051	広島県安芸郡田原町つくも町1-45	082-820-0110	082-822-3119
	佐伯警察署	署長	地域課長	731-5156	広島県佐伯区倉重1-26-1	082-922-0110	082-922-0113
	広島県広島港湾振興事務所	所長	港務課長	734-0011	広島市南区宇品海岸2-23-53	082-251-7145	082-253-8250
	広島県西部建設事務所	所長	管理第一課長	732-0816	広島市南区比治山本町16-12	082-250-8150	082-255-3010
	広島県西部建設事務所	支所長	管理用地課長	738-0005	廿日市市桜尾本町11-1	0829-32-1141	0829-32-0641
	広島県西部農林水産事務所	所長	水産課長	730-0011	広島市中区基町10-52	082-513-5421	082-223-4909
	広島県西部厚生環境事務所	所長	環境管理課長	738-0004	廿日市市桜尾2-2-68	0829-32-1181	0829-32-0640
	広島県西部厚生環境事務所	支所長	衛生環境課長	737-0811	呉市西中央1-3-25	0823-22-5400	0823-25-9511
	広島市危機管理担当局長	局長	災害対策課長	730-8586	広島市中区国泰寺町1-6-34	082-504-2356	082-504-2802
民間	広島市消防局	消防局長	防衛課長	730-0051	広島市中区大手町5-20-12	082-546-3451	082-249-1160
	坂町	町長	環境防災課長	731-4393	広島県安芸郡坂町平成分派1-1-1	082-820-1506	082-820-1522
	江田島市	市長	危機管理課長	737-2297	江田島市太地町大原506	0823-43-1633	0823-57-4435
	廿日市市	市長	消防課長	738-0033	廿日市市串戸1-9-33	0829-32-8111	0829-31-2739
	江田島市	市長	消防課長	737-2133	江田島市江田島町坂部2-16-12	0823-40-0119	0823-42-1965
	田原市	市長	生活安全課長	736-8601	広島県安芸郡田原町上市14-1-18	082-823-9208	082-823-7927
区分	機関の名称	代表者	連絡者	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
民間	(社)広島県清港会	理事長	事務局	734-0011	広島市南区宇品海岸3-12-72	082-254-4093	082-254-4093
	東光産業株式会社	油槽所責任者又は代表者	油槽所責任者又は代表者	734-0054	広島市南区月見町2244-2	082-282-6151	082-285-6521
	東西オイルターミナル株式会社	所長	所長	734-0054	広島市南区月見町2244	082-281-3158	082-285-1199
	EMGマーケティング合同会社	所長	所長又は副所長	739-0443	廿日市市沖塩屋4-4-79	0829-55-2311	0829-55-3516
	昭和三井石油株式会社	所長	所長代理	731-4331	広島県安芸郡坂町小里浦1-5-19	082-886-8011	082-886-0115
	総合エナジー株式会社	所長	副所長又は課長	731-4300	広島県安芸郡坂町亀石山1279	082-884-0015	082-820-1590
	鹿川ターミナル株式会社	代表取締役	運営管理部長	737-2302	江田島市能楽町鹿川31-5	0823-45-2511	0823-45-2515
	広島ガス株式会社	工場長	生産管理GPマネージャー	738-0022	廿日市市木材港南12-20	0829-32-8002	0829-32-9558
民間	マツダ株式会社	安全健康推進課長	安全健康推進課長	735-0028	広島県安芸郡府中町新地3-1	082-565-1580	082-287-5228
	三菱重工業株式会社	所長	広島人工業安全グループ環境担当主幹	733-8553	広島市西区観音新町4-6-22	082-291-2116	082-294-0323
	新築業島宇品どっく	代表取締役社長	営業部長	734-0016	広島市南区宇品町金輪384	082-885-2102	082-885-3175
	広島みなと振興会	会長	船舶部会長	734-0011	広島市南区宇品海岸3-9-13	082-253-2111	082-253-2110
	広島地区港運協会	会長	事務局	734-0011	広島市南区宇品海岸3-11-17	082-253-3019	082-251-7751
	広島地区旅客船協会	会長	専務理事	734-0011	広島市南区宇品海岸1-13-26	082-253-6907	082-253-6951
	廿日市木材港運送協議会	会長	事務局	734-0011	広島市南区宇品海岸2-23-27 (広島府役所内)	082-254-0288	082-251-6388
民間	中国小型船舶工業会	事務局長	事務局	730-0012	広島市中区上八丁堀8-26 メイプル八丁堀006	082-222-8118	082-227-1327
	広島県漁業協同組合連合会	会長	指導課長	733-0833	広島市西区商工センター8-4-5	082-278-5588	082-278-5594
	日興産業株式会社	代表取締役	営業部長	734-0015	広島市南区宇品海岸2-15-25	082-253-7111	082-253-6714
	広島呉地区曳船協議会	事務局	三連漁業推進広島事務所	734-0011	広島市南区宇品海岸2-23-36 広島海上ビル4F	082-251-0601	082-253-0715
	内外輸送株式会社	支店長	業務部長	731-4325	広島県安芸郡坂町扇尾1-2-1	082-884-1311	082-884-1431
	中国醸造株式会社	代表取締役	製造部長	738-8602	廿日市市桜尾1丁目12-1	0829-32-2113	0829-32-2110
	大野石油株式会社	代表取締役	商品センター所長	738-0004	廿日市市桜尾1-12-38	0829-31-1620	0829-32-9377
	ソーダニッパ株式会社	所長	所長	739-0443	廿日市市沖塩屋4-4-8	0829-55-0079	0829-54-2584

修正前	
都市災害対策編 第2章 海上災害対策 資料7 海上流出油対策用資機材の保有状況	頁 335
<u>資料7 海上流出油対策用資機材の保有状況(略)</u>	

修正後								
修正理由 ○ 数値の時点修正。								
資料7 海上流出油対策用資機材の保有状況								
防除器材の整備・保有状況一覧表 平成28年3月31日現在								
機 関 名	オイルフェンス (m)	油処理機 (台)	油吸着材 (kg)	油ゲル化剤 (kg)	ガス検知器 (台)	防災作業船 (隻)	消 防 能 力 保 有 船 (隻)	化学消火剤 (トン・粉末 kg)
広島海上保安部	200	3,366	417		2	1	2	
中国地方整備局		270	884		2	2		
広島港湾・空港整備事務所								
広島県広島港湾振興事務所	1,480		896					
広島県西部建設事務所	60	324	171.5					
広島県西部建設事務所	540		810					
廿日市支所								
広島市 (広島市消防局)	300	360	94		1		1	
廿日市市消防本部	100		250		6		1	
江田島市消防本部		108	10		2			22t・1
坂町	20							
海田町			24					
社団法人広島県漁業協会			80			1		
出光興産 (株) 広島油槽所	400	630	151		3	1		2.44t・1 845 kg
東西オイルターミナル (株) 広島油槽所	300	1,440	400		1	1		2.0t・1 399 kg
EMGマツダのび 広島油槽所	740	700	1,000		3	2		4.0t・1 390 kg
昭和シェル石油 (株) 広島油槽所	420	738	204		1	1		5.6t・1 381 kg
綜合エナジー (株) 坂油槽所	300	576	260		1	1		3.6t・1 360 kg
庵川ターミナル (株)	3,640	4,878	1,956		11			23.6kl
広島ガス (株) 廿日市工場	500	540	176	10	27			4.5t・1 5,000 kg
マツダ (株)	740	580	680		2			0.36t・1
三菱重工業 (株) 広島製作所	100	1,073	2,264					
(株) 新末島字保どっく	90	100	50		3			
内外輸送 (株) 広島支店	300	630	102		1	1		3.5t・1 555 kg
中国興産株式会社								2.2t・1
(株)大野石油店	250	540	114					0.45t・1
ソーグニッカ(株)広島・大野ケミカルセンター			85					5 kg
日興産業 (株)	200	180	200					
広島・浜地区漁協総聯合								
内海漁船(株)広島事務所							2	
(株)シーゲートコーポレーション							2	
三洋海事(株)広島事務所							2	
江田島海運株式会社		90					2	
日本海事振興(株)徳山営業所							2	
日本造船(株)広島							3	
合 計	10,680	17,120	9,918.5	10	66	11	17	74.28kl 7,936 kg

修 正 前	
都市災害対策編 第3章 航空機災害対策 第2節 市域における飛行場施設等の現況	頁 337
3 広島ヘリポートにおける航空機の運航状況 (1) 離着陸回数 <u>5,727</u> 回（平成 <u>26</u> 年4月1日から平成 <u>27</u> 年3月31日まで） (2) 常駐する回転翼航空機（平成28年 <u>1</u> 月1日現在） 16機	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 数値の時点修正。
3 広島ヘリポートにおける航空機の運航状況 (1) 離着陸回数 <u>5,076</u> 回（平成 <u>27</u> 年4月1日から平成 <u>28</u> 年3月31日まで） (2) 常駐する回転翼航空機（平成28年 <u>11</u> 月1日現在） 16機

修 正 前	
都市災害対策編 第4章 鉄道災害対策 第2節 市域における鉄道施設等の現況	頁 343
<p>本市域内を通る鉄軌道は、西日本旅客鉄道（山陽新幹線、山陽本線、呉線、芸備線、可部線）と広島電鉄（市内線～軌道、宮島線～鉄道）及び広島高速交通（アストラムライン）により運行されている。これらの路線は、市内の主な通勤・通学のための交通手段となるとともに、沿線観光地への輸送手段となっている。</p> <p>このうち、大正元年に開業した広島電鉄の市内線（路面電車）は、順次、路線を拡大し、現在、延長距離19.0km、利用者数（一日平均）約10.5万人であり、バリアフリーの超低床電車を運行させるなど、市民生活に欠かせない交通手段となっている。</p> <p>また、平成6年に開業したアストラムラインは、広島市北西部の安川沿いにおける、昭和40年代からの急激な宅地開発による、人口の急増に伴う深刻な交通問題を解消するため建設され、延長距離18.4km、利用者数（一日平均）約5万人となっており、市民生活に定着している。</p> <p>鉄軌道施設の概要は、資料1のとおりである。</p>	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 平成26年度実績を平成27年度の実績に修正。
<p>本市域内を通る鉄軌道は、西日本旅客鉄道（山陽新幹線、山陽本線、呉線、芸備線、可部線）と広島電鉄（市内線～軌道、宮島線～鉄道）及び広島高速交通（アストラムライン）により運行されている。これらの路線は、市内の主な通勤・通学のための交通手段となるとともに、沿線観光地への輸送手段となっている。</p> <p>このうち、大正元年に開業した広島電鉄の市内線（路面電車）は、順次、路線を拡大し、現在、延長距離19.0km、利用者数（一日平均）約10.6万人であり、バリアフリーの超低床電車を運行させるなど、市民生活に欠かせない交通手段となっている。</p> <p>また、平成6年に開業したアストラムラインは、広島市北西部の安川沿いにおける、昭和40年代からの急激な宅地開発による、人口の急増に伴う深刻な交通問題を解消するため建設され、延長距離18.4km、利用者数（一日平均）約6万人となっており、市民生活に定着している。</p> <p>鉄軌道施設の概要は、資料1のとおりである。</p>

修正前						
都市災害対策編 第4章 鉄道災害対策 第2節 市域における鉄道施設等の現況	頁 348					
資料1						
鉄軌道施設の概要						
<ul style="list-style-type: none"> ○ 西日本旅客鉄道株式会社広島支社 (略) ○ 西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部 (略) ○ 日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店 <ul style="list-style-type: none"> ・ JR山陽本線にて運行(上下6.7本/日)している。 ・ (略) ○ 広島電鉄株式会社 						
区分	区間	駅数	運行距離	運行本数(往復)		
1号線	広島駅～紙屋町～広島港	27(重複27)	8.0km	244本		
2号線	広島駅～紙屋町～広電西広島	20(重複20)	5.4km	240本		
3号線	広島港～紙屋町～広電西広島	29(重複29)	9.2km	233本		
5号線	広島駅～比治山下～広島港	18(重複11)	6.0km	216本		
6号線	広島駅～紙屋町～江波	20(重複20)	6.1km	176本		
7号線	横川駅～紙屋町～広電本社前	15(重複15)	4.5km	160本		
8号線	横川駅～十日市～江波	12(重複7)	4.4km	182本		
9号線	八丁堀～白島	5	1.2km	240本		
宮島線	広電西広島～広電宮島口	21	16.1km (西広島～宮島口間)	273本		
※ 利用者数(一日平均)～市内線(105千人)、宮島線(47千人)【平成26年度実績】						
○ 広島高速交通株式会社						
区分	区間	駅数	線路延長	地下区間	高架区間	保有車両
広島高速交通1号線	本通駅～ 広域公園前駅	22	18.4km	1.9km	16.5km	144両24編成
※ 利用者数(一日平均)～54,860人【平成26年度実績】						

修正後						
修正理由 ○ 数値の時点修正。						
資料1						
鉄軌道施設の概要						
<ul style="list-style-type: none"> ○ 西日本旅客鉄道株式会社広島支社 (略) ○ 西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部 (略) ○ 日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店 <ul style="list-style-type: none"> ・ JR山陽本線にて運行(上下7.1本/日)している。 ・ (略) ○ 広島電鉄株式会社 						
区分	区間	駅数	運行距離	運行本数(往復)		
1号線	広島駅～紙屋町～広島港	27(重複27)	8.0km	246本		
2号線	広島駅～紙屋町～広電西広島	20(重複20)	5.4km	240本		
3号線	広島港～紙屋町～広電西広島	29(重複29)	9.2km	230本		
5号線	広島駅～比治山下～広島港	18(重複11)	6.0km	216本		
6号線	広島駅～紙屋町～江波	20(重複20)	6.1km	176本		
7号線	横川駅～紙屋町～広電本社前	15(重複15)	4.5km	160本		
8号線	横川駅～十日市～江波	12(重複7)	4.4km	182本		
9号線	八丁堀～白島	5	1.2km	238本		
宮島線	広電西広島～広電宮島口	21	16.1km (西広島～宮島口間)	274本		
※ 利用者数(一日平均)～市内線(106千人)、宮島線(48千人)【平成27年度実績】						
○ 広島高速交通株式会社						
区分	区間	駅数	線路延長	地下区間	高架区間	保有車両
広島高速交通1号線	本通駅～ 広域公園前駅	22	18.4km	1.9km	16.5km	144両24編成
※ 利用者数(一日平均)～60,778人【平成27年度実績】						

修正前	
都市災害対策編 第5章 道路災害対策	頁 355

高速道路等の概要

資料1

道路名	区間	管理者	交通量(1日)	設備機器等
山陽自動車道	安佐北区狩留家町～ 佐伯区屋代町	西日本高速道路㈱ 中国支社	<u>61,590</u> 台	非常電話設備、気象観測装置、 道路情報板、監視テレビ、 車両感知器、 トンネル防災設備、 ハイウェイラジオ
広島自動車道	安佐南区沼田町伴～ 安佐北区安佐町鈴張	〃	<u>21,431</u> 台	
中国自動車道	安佐北区安佐町鈴張～ 安佐北区安佐町小河内	〃	<u>18,623</u> 台	
広島呉道路	南区仁保沖町～ 呉市西中央五丁目	〃	<u>25,436</u> 台	
広島高速1号線 (安芸府中道路)	東区福田町～ 東区温品二丁目	広島高速道路公社	<u>46,802</u> 台	非常電話設備、気象観測装置、 道路情報板、監視テレビ、 車両感知器、 トンネル防災設備
広島高速2号線 (府中仁保道路)	東区温品町～ 南区仁保沖町	〃		
広島高速3号線 (広島南道路)	南区仁保沖町～ 西区観音新町四丁目	〃		
広島高速4号線 (広島西風新都線)	西区中広町一丁目～ 安佐南区沼田町大塚東町	〃		
広島熊野道路	安芸区矢野町	広島県道路公社	8,224台	道路情報板、監視テレビ、 トンネル防災設備

(注1) 西日本高速道路㈱の管理する高速道路等の交通量は、平成26年1月～平成26年12月実績である。

(注2) 広島高速道路公社の管理する高速道路等の交通量は、平成26年度実績である。

※ 国道、地方道等の主要箇所及びトンネルにも、道路情報板、トンネル防災設備がそれぞれ整備されている。

修正後	
修正理由 ○ 数値の時点修正。	

高速道路等の概要

資料1

道路名	区間	管理者	交通量(1日)	設備機器等
山陽自動車道	安佐北区狩留家町～ 佐伯区屋代町	西日本高速道路㈱ 中国支社	<u>61,439</u> 台	非常電話設備、気象観測装置、 道路情報板、監視テレビ、 車両感知器、 トンネル防災設備、 ハイウェイラジオ
広島自動車道	安佐南区沼田町伴～ 安佐北区安佐町鈴張	〃	<u>21,037</u> 台	
中国自動車道	安佐北区安佐町鈴張～ 安佐北区安佐町小河内	〃	<u>18,294</u> 台	
広島呉道路	南区仁保沖町～ 呉市西中央五丁目	〃	<u>25,234</u> 台	
広島高速1号線 (安芸府中道路)	東区福田町～ 東区温品二丁目	広島高速道路公社	<u>50,141</u> 台	非常電話設備、気象観測装置、 道路情報板、監視テレビ、 車両感知器、 トンネル防災設備
広島高速2号線 (府中仁保道路)	東区温品町～ 南区仁保沖町	〃		
広島高速3号線 (広島南道路)	南区仁保沖町～ 西区観音新町四丁目	〃		
広島高速4号線 (広島西風新都線)	西区中広町一丁目～ 安佐南区沼田町大塚東町	〃		
広島熊野道路	安芸区矢野町	広島県道路公社	8,224台	道路情報板、監視テレビ、 トンネル防災設備

(注1) 西日本高速道路㈱の管理する高速道路等の交通量は、平成27年1月～平成27年12月実績である。

(注2) 広島高速道路公社の管理する高速道路等の交通量は、平成27年度実績である。

※ 国道、地方道等の主要箇所及びトンネルにも、道路情報板、トンネル防災設備がそれぞれ整備されている。

修 正 前	
都市災害対策編 第5章 道路災害対策 資料3 一般国道トンネルの概要	頁 358
<u>資料3 一般国道トンネルの概要 (略)</u>	

修 正 後			
修 正 理 由 ○ 新たなトンネル開通による追加および記載項目の統一。			
一般道路トンネルの概要			資料3
(主なトンネルを掲載)		(平成28年11月現在)	
トンネル名	所在地	トンネル延長	設 備 機 器 等
鈴ヶ峯トンネル	国道2号西広島バイパス 西区鈴ヶ峰町	745 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 防火水槽 消火栓
<u>押手トンネル</u>	<u>国道2号東広島バイパス</u> 安芸区中野東	<u>246 m</u>	<u>非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置</u> <u>消火器</u>
<u>中野トンネル</u>	<u>国道2号東広島バイパス</u> 安芸区中野東	<u>568 m</u>	<u>非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置</u> <u>消火器 防火水槽 消火栓</u>
<u>屋代トンネル</u>	<u>国道2号西広島バイパス</u> 佐伯区三宅二丁目	<u>148 m</u>	<u>非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置</u> <u>消火器</u>
根ノ谷トンネル	国道54号 安佐北区可部町大林	616 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器
<u>大林トンネル</u>	<u>国道54号可部バイパス</u> 安佐北区大林町	<u>389 m</u>	<u>非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置</u> <u>消火器</u>
熊野トンネル	広島熊野道路 安芸区矢野町～	1,239 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 消火栓
行者山トンネル	草津沼田道路 西区田方一丁目	377 m	非常電話 押ボタン式通報装置 消火器 送水口
田中町トンネル	駅前吉島線 中区西平塚町～	394 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 警報表示板
比治山トンネル(上り)	比治山東雲線 南区比治山公園	259 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 防犯用押ボタン装置
比治山トンネル(下り)	比治山東雲線 南区比治山公園	259 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 防犯用押ボタン装置
幕の内トンネル	国道191号 安佐北区可部町勝木～	490 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置 消火器 誘導表示灯
飯室トンネル	国道261号 安佐北区安佐町飯室	325 m	非常電話 押ボタン式通報装置 非常警報装置
可部トンネル	国道54号(可部バイパス) 安佐北区可部町	400 m	非常電話 押ボタン式通報装置 <u>非常警報装置</u> <u>消火器</u>
南原トンネル	国道54号(可部バイパス) 安佐北区可部町	606 m	非常電話 押ボタン式通報装置 <u>非常警報装置</u> <u>消火器</u>
下町屋トンネル	国道54号(可部バイパス) 安佐北区可部町	123 m	非常電話 押ボタン式通報装置 <u>非常警報装置</u> <u>消火器</u>

修 正 前	
都市災害対策編 第6章 大規模火事災害対策 第2節 市域における大規模施設等の現況	頁 360
<p>1 施設等の概要《危機管理室、消防局予防課、経済観光局農林整備課》</p> <p>(1) 高層建築物 はしご消防車が届かないことから消防活動に制約がある高さ 50mを超える高層建築物は <u>113</u> 棟（平成 <u>27</u> 年 3 月末現在）で、その区別概況は別表 1 のとおりである。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 病院・社会福祉施設 避難困難者を多数収容する病院・社会福祉施設のうち、延床面積が 3,000 ㎡以上の大規模な施設は <u>166</u> 棟（平成 <u>27</u> 年 3 月末現在）で、その区別概況は別表 3 のとおりである。</p> <p>(4) 大規模店舗・ホテル等施設 避難経路等に不案内である不特定多数の者が利用する大規模店舗・ホテル等施設のうち、延床面積が 6,000 ㎡以上の大規模な施設は <u>313</u> 棟（平成 <u>27</u> 年 3 月末現在）で、その区別概況は別表 4 のとおりである。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 山林 本市の森林面積は、市域の 6 割以上を占める 60,501ha（平成 25 年 3 月末現在）となっており、このうち 9 割が約 3 万人の森林所有者によって経営される民有林である。また、林野火災時の消防活動に有効である林道の整備状況は 294 路線、総延長 <u>365,971</u>m（平成 <u>27</u> 年 4 月末現在）となっており、これら森林・林道の区別概況は別表 5 のとおりである。</p> <p>2 火災の発生状況《消防局 <u>警防課</u>》 本市における近年（過去 10 年間）の火災発生状況は別表 6 のとおり、年間平均約 <u>451</u> 件の火災が発生しており、その内訳は建物火災が概ね <u>57.7</u>%、林野火災が 2.8%、車両火災が <u>9.4</u>%、船舶火災が 0.1% 枯草の焼失などその他の火災が <u>30.0</u>% となっている。 なお、火災により年間約 15 人の死者が発生している。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 消防力の概要《消防局消防団室・施設課・職員課・警防課》 本市の消防体制は、本市の消防事務とあわせて、平成 19 年 4 月 1 日から安芸郡海田町・坂町・熊野町、山県郡安芸太田町及び廿日市市吉和の消防事務を受託している。 これにより、常備消防の職員は、広島市消防局 <u>1,347</u> 人（定数）で、ヘリコプター、消防艇を除く消防車両等については、344 台保有しており、非常備の消防団員は <u>2,674</u> 人（定数）で、157 台の消防車両と 292 台の小型動力ポンプを保有している。（資料編 消防計画参照） なお、消防機関及び関係機関における大規模火事災害への対応資機材（消防車両を除く。）の保有状況は、別表 7 のとおりである。</p>	

修 正 後	
<p>修 正 理 由</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 数値の時点修正。（施設等の概要、火災の発生状況、常備消防職員数） ○ 組織改正による所管課変更のため。（予防課） ○ 条例定数表記に改める。（消防団員数） 	
<p>1 施設等の概要《危機管理室、消防局予防課、経済観光局農林整備課》</p> <p>(1) 高層建築物 はしご消防車が届かないことから消防活動に制約がある高さ 50mを超える高層建築物は <u>117</u> 棟（平成 <u>28</u> 年 3 月末現在）で、その区別概況は別表 1 のとおりである。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 病院・社会福祉施設 避難困難者を多数収容する病院・社会福祉施設のうち、延床面積が 3,000 ㎡以上の大規模な施設は <u>186</u> 棟（平成 <u>28</u> 年 3 月末現在）で、その区別概況は別表 3 のとおりである。</p> <p>(4) 大規模店舗・ホテル等施設 避難経路等に不案内である不特定多数の者が利用する大規模店舗・ホテル等施設のうち、延床面積が 6,000 ㎡以上の大規模な施設は <u>320</u> 棟（平成 <u>28</u> 年 3 月末現在）で、その区別概況は別表 4 のとおりである。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 山林 本市の森林面積は、市域の 6 割以上を占める 60,501ha（平成 25 年 3 月末現在）となっており、このうち 9 割が約 3 万人の森林所有者によって経営される民有林である。また、林野火災時の消防活動に有効である林道の整備状況は 294 路線、総延長 <u>366,516</u>m（平成 <u>28</u> 年 4 月末現在）となっており、これら森林・林道の区別概況は別表 5 のとおりである。</p> <p>2 火災の発生状況《消防局 <u>予防課</u>》 本市における近年（過去 10 年間）の火災発生状況は別表 6 のとおり、年間平均約 <u>430</u> 件の火災が発生しており、その内訳は建物火災が概ね <u>58.3</u>%、林野火災が 2.8%、車両火災が <u>8.5</u>%、船舶火災が 0.1% 枯草の焼失などその他の火災が <u>30.4</u>% となっている。 なお、火災により年間約 15 人の死者が発生している。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 消防力の概要《消防局消防団室・施設課・職員課・警防課》 本市の消防体制は、本市の消防事務とあわせて、平成 19 年 4 月 1 日から安芸郡海田町・坂町・熊野町、山県郡安芸太田町及び廿日市市吉和の消防事務を受託している。 これにより、常備消防の職員は、広島市消防局 <u>1,328</u> 人（定数）で、ヘリコプター、消防艇を除く消防車両等については、344 台保有しており、非常備の消防団員は <u>2,753</u> 人（定数）で、157 台の消防車両と 292 台の小型動力ポンプを保有している。（資料編 消防計画参照） なお、消防機関及び関係機関における大規模火事災害への対応資機材（消防車両を除く。）の保有状況は、別表 7 のとおりである。</p>	

修正前

都市災害対策編

第6章 大規模火事災害対策

別表1 高さ50mを超える高層建築物の現況

頁

365

高さ50mを超える高層建築物の現況 別表1

(単位：棟 平成27年3月末現在)

区分	棟数	50m～	60m～	70m～	80m～	90m～	100m以上
中区	71	50	4	6	5	1	5
東区	7	4	1			1	1
南区	22	14	2	2	2	2	
西区	5	4			1		
安佐南区	5	2				3	
安佐北区							
安芸区							
佐伯区	3	2			1		
計	113	76	7	8	9	7	6

修正後

修正理由

- 数値の時点修正。
- 表中の高さ区分は「50m～」、「60m～」という表記にしていたが、「～」は「以上」とも解釈できる。しかし、表題は「50mを超える」とされており、表中の区分も該当数値を超えるものについて集計していることから、表題と表中の区分について混乱を防ぐため「～」を「超」に修正する。

高さ50mを超える高層建築物の現況 別表1

(単位：棟 平成28年3月末現在)

区分	棟数	50m超	60m超	70m超	80m超	90m超	100m超
中区	75	53	4	6	6	1	5
東区	7	4	1			1	1
南区	22	14	2	2	2	2	
西区	5	4			1		
安佐南区	5	2				3	
安佐北区							
安芸区							
佐伯区	3	2			1		
計	117	79	7	8	10	7	6

修正前

都市災害対策編 第6章 大規模火事災害対策 別表3及び別表4	頁 367
--------------------------------------	--------------

延床面積 3,000 m²以上の病院・社会福祉施設の現況 別表3
(単位:棟 平成27年3月末現在)

区分	棟数	3,000 m ² ～	5,000 m ² ～	10,000 m ² ～	20,000 m ² ～	30,000 m ² ～	40,000 m ² ～
中区	24	15	2	5	-		2
東区	25	16	8	1	-		
南区	27	11	9	3	1	1	2
西区	18	11	6	1			
安佐南区	20	13	4	2	1		
安佐北区	23	10	10	2		1	
安芸区	8	6	1	1			
佐伯区	21	10	8	2	1		
計	166	92	48	17	3	2	4

延床面積 6,000 m²以上の店舗・ホテル等の現況 別表4
(単位:棟 平成27年3月末現在)

区分	棟数	6,000 m ² ～	10,000 m ² ～	30,000 m ² ～	50,000 m ² ～	100,000 m ² ～	150,000 m ² ～
中区	115	48	54	6	5	1	1
東区	20	9	9	2			
南区	51	19	14	12	4	2	
西区	40	22	14	2	2		
安佐南区	38	21	14	1	2		
安佐北区	24	15	8	1			
安芸区	6	2	4				
佐伯区	19	12	6	1			
計	313	148	123	25	13	3	1

修正後

修正理由 ○ 数値の時点修正。

延床面積 3,000 m²以上の病院・社会福祉施設の現況 別表3
(単位:棟 平成28年3月末現在)

区分	棟数	3,000 m ² ～	5,000 m ² ～	10,000 m ² ～	20,000 m ² ～	30,000 m ² ～	40,000 m ² ～
中区	33	16	8	6	1		2
東区	27	18	8	-	1		
南区	27	11	10	2	1	1	2
西区	21	13	6	2			
安佐南区	24	15	6	2	1		
安佐北区	24	14	7	2		1	
安芸区	11	9	1	1			
佐伯区	19	10	6	2	1		
計	186	106	52	17	5	2	4

延床面積 6,000 m²以上の店舗・ホテル等の現況 別表4
(単位:棟 平成28年3月末現在)

区分	棟数	6,000 m ² ～	10,000 m ² ～	30,000 m ² ～	50,000 m ² ～	100,000 m ² ～	150,000 m ² ～
中区	118	49	55	7	5	1	1
東区	21	9	10	2			
南区	50	18	14	12	4	2	
西区	42	23	15	2	2		
安佐南区	39	22	14	1	2		
安佐北区	24	15	8	1			
安芸区	6	2	4				
佐伯区	20	13	6	1			
計	320	151	126	26	13	3	1

修 正 前				
都市災害対策編 第6章 大規模火事災害対策 第5節 災害応急対策			頁 368	
森 林 面 積 (略)				別表5
林 道 整 備 状 況 (平成27年4月1日現在)				
区 分	路線数	延長距離 (m)	舗装率 (%)	
東 区	12	19,185	67.6	
西 区	1	2,900	100.0	
安 佐 南 区	祇園地区	2	2,558	100.0
	安古市地区	3	500	100.0
	佐東地区	6	3,763	97.0
	沼田地区	62	51,837	63.3
	小 計	73	58,658	67.5
安 佐 北 区	高陽地区	24	23,696	41.7
	可部地区	17	22,895	47.0
	安佐地区	37	44,649	39.8
	白木地区	43	62,165	80.9
	小 計	121	153,405	57.8
安 芸 区	瀬野川地区	13	10,021	62.5
	矢野地区	2	1,166	100.0
	阿戸地区	13	23,009	53.6
	小 計	28	34,196	57.8
佐 伯 区	五日市地区	18	18,345	52.3
	湯来地区	41	79,282	68.0
	小 計	59	97,627	65.0
合 計	294	365,971	62.1	

修 正 後				
修 正 理 由 ○ 数値の時点修正。				
森 林 面 積 (略)				別表5
林 道 整 備 状 況 (平成28年4月1日現在)				
区 分	路線数	延長距離 (m)	舗装率 (%)	
東 区	12	19,185	67.6	
西 区	1	2,900	100.0	
安 佐 南 区	祇園地区	2	2,558	100.0
	安古市地区	3	500	100.0
	佐東地区	6	3,763	99.0
	沼田地区	62	51,837	63.3
	小 計	73	58,658	67.5
安 佐 北 区	高陽地区	24	23,696	41.7
	可部地区	17	22,895	47.0
	安佐地区	37	44,649	39.8
	白木地区	43	62,165	80.9
	小 計	121	153,405	57.8
安 芸 区	瀬野川地区	13	10,021	62.5
	矢野地区	2	1,166	100.0
	阿戸地区	13	23,009	53.6
	小 計	28	34,196	57.8
佐 伯 区	五日市地区	18	18,345	52.3
	湯来地区	41	79,827	68.2
	小 計	59	98,172	65.2
合 計	294	366,516	62.2	

修正前	
都市災害対策編 第6章 大規模災害対策 別表7 消防機関及び関係機関における大規模火事災害への主な対応用資機材（消防車両を除く。）の保有状況	頁 370
別表7 消防機関及び関係機関における大規模火事災害への主な対応用資機材（消防車両を除く。）の保有状況（略）	

修正後																																																																																																																																																																																																																																																																										
修正理由 ○ 数値の時点修正																																																																																																																																																																																																																																																																										
<p style="text-align: center;">別表7 消防機関及び関係機関における大規模火事災害への主な対応用資機材（消防車両を除く。）の保有状況 平成28年11月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>保管場所</th> <th>回 転 機 械 ※（消火・救助等）</th> <th>消1 救1</th> <th>消2 救2</th> <th>消3 救3</th> <th>消火薬劑（泡消火用）</th> <th>消火薬劑（林野火災用）</th> <th>空輪式水槽</th> <th>トレンチシャベル</th> <th>貯水槽</th> <th>火たたき</th> <th>動力草刈り機</th> <th>スコップ</th> <th>つるはし</th> <th>のこ・おの等</th> <th>腰なた・かま等</th> <th>組立式水槽</th> <th>背負式手動ポンプ</th> <th>発光電機</th> <th>投光器等</th> <th>チェンソー等</th> <th>エンジンカッター等</th> <th>赤外線カメラ・探査スコープ等</th> <th>救命索発射銃等</th> <th>消防艇等※（消火・救助等）</th> <th>回 転 機 械 ※（消火・救助等）</th> <th>消1 救1</th> <th>消2 救2</th> <th>消3 救3</th> <th>液217 (缶)</th> <th>液533 (缶)</th> <th>液40L (注)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島市消防局（広島市各消防団を含む。）</td> <td>8消防署、31出張所内等</td> <td></td> <td>11</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>220</td> <td></td> <td></td> <td>11</td> <td>2,492</td> <td>212</td> <td>680</td> <td>437</td> <td>163</td> <td>165</td> <td>268</td> <td>267</td> <td>51</td> <td>30</td> <td>22</td> <td></td> <td>11</td> <td>消1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広島県</td> <td>陸田海田市駐屯地、防災拠点施設、県消防学校の各倉庫</td> <td>消1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>800</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>528</td> <td>231</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広島県警察</td> <td>警備部機動隊等（広島中興・東・西・南、安佐南、安佐北、佐伯、海田警察署）</td> <td>救1</td> <td>14</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>23</td> <td>91</td> <td>73</td> <td>322</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広島森林管理署</td> <td>庁舎内倉庫</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第六海上保安本部</td> <td>広島海上保安部</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊第13旅団</td> <td>瀬田駐屯地（人命救助システム）</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>16</td> <td>8</td> <td>8</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海田市駐屯地</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※消：救助等及び消火活動可能なもの 救：放水、散水はせず救助・偵察等を行うもの</p>		区分	保管場所	回 転 機 械 ※（消火・救助等）	消1 救1	消2 救2	消3 救3	消火薬劑（泡消火用）	消火薬劑（林野火災用）	空輪式水槽	トレンチシャベル	貯水槽	火たたき	動力草刈り機	スコップ	つるはし	のこ・おの等	腰なた・かま等	組立式水槽	背負式手動ポンプ	発光電機	投光器等	チェンソー等	エンジンカッター等	赤外線カメラ・探査スコープ等	救命索発射銃等	消防艇等※（消火・救助等）	回 転 機 械 ※（消火・救助等）	消1 救1	消2 救2	消3 救3	液217 (缶)	液533 (缶)	液40L (注)	広島市消防局（広島市各消防団を含む。）	8消防署、31出張所内等		11					4	220			11	2,492	212	680	437	163	165	268	267	51	30	22		11	消1							広島県	陸田海田市駐屯地、防災拠点施設、県消防学校の各倉庫	消1									800				528	231						2											広島県警察	警備部機動隊等（広島中興・東・西・南、安佐南、安佐北、佐伯、海田警察署）	救1	14	2										23	91	73	322																広島森林管理署	庁舎内倉庫																																第六海上保安本部	広島海上保安部																																海上自衛隊第13旅団	瀬田駐屯地（人命救助システム）			4	16	8	8																										海田市駐屯地																																	
区分	保管場所	回 転 機 械 ※（消火・救助等）	消1 救1	消2 救2	消3 救3	消火薬劑（泡消火用）	消火薬劑（林野火災用）	空輪式水槽	トレンチシャベル	貯水槽	火たたき	動力草刈り機	スコップ	つるはし	のこ・おの等	腰なた・かま等	組立式水槽	背負式手動ポンプ	発光電機	投光器等	チェンソー等	エンジンカッター等	赤外線カメラ・探査スコープ等	救命索発射銃等	消防艇等※（消火・救助等）	回 転 機 械 ※（消火・救助等）	消1 救1	消2 救2	消3 救3	液217 (缶)	液533 (缶)	液40L (注)																																																																																																																																																																																																																																										
広島市消防局（広島市各消防団を含む。）	8消防署、31出張所内等		11					4	220			11	2,492	212	680	437	163	165	268	267	51	30	22		11	消1																																																																																																																																																																																																																																																
広島県	陸田海田市駐屯地、防災拠点施設、県消防学校の各倉庫	消1									800				528	231						2																																																																																																																																																																																																																																																				
広島県警察	警備部機動隊等（広島中興・東・西・南、安佐南、安佐北、佐伯、海田警察署）	救1	14	2										23	91	73	322																																																																																																																																																																																																																																																									
広島森林管理署	庁舎内倉庫																																																																																																																																																																																																																																																																									
第六海上保安本部	広島海上保安部																																																																																																																																																																																																																																																																									
海上自衛隊第13旅団	瀬田駐屯地（人命救助システム）			4	16	8	8																																																																																																																																																																																																																																																																			
海田市駐屯地																																																																																																																																																																																																																																																																										

修正前																					
都市災害対策編 第7章 危険物等災害対策 第2節 市域における危険物等施設の現況	頁 371																				
第2節 市域における危険物等施設の現況																					
<p>1 危険物施設の現況《消防局警防課・指導課》 危険物施設数は最近減少しており、平成27年3月末現在で <u>1,816</u> 施設「(資料編) 1-4-5 危険物施設の推移と分布状況」となっている。 このうち、特に注意すべき危険物施設（指定数量 1,000 倍以上を貯蔵）は 2 事業所である（別表 8 参照）。 なお、アルキルアルミニウム又はアルキルリチウム等（空気や水に接触すると発火する自然発火・禁水性物質）を運搬する場合は、あらかじめ消防機関に対して、経路その他の情報を提供することになっており、市内では年間 <u>140</u> 件程度である。</p>																					
<p>2 毒物劇物施設の現況 毒物劇物施設は、<u>886</u> 施設となっている。 (平成 <u>26</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">毒物劇物営業者</td> <td>製造業</td> <td><u>7</u></td> </tr> <tr> <td>輸入業</td> <td><u>0</u></td> </tr> <tr> <td>販売業</td> <td><u>863 (うち現物取扱 488)</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">業務上取扱者 (届出業者)</td> <td>電気メッキ業</td> <td><u>8</u></td> </tr> <tr> <td>金属熱処理業者</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>運送業</td> <td><u>3</u></td> </tr> <tr> <td>しろあり防除業者</td> <td><u>4</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>886</u></td> </tr> </tbody> </table>		区分	施設数	毒物劇物営業者	製造業	<u>7</u>	輸入業	<u>0</u>	販売業	<u>863 (うち現物取扱 488)</u>	業務上取扱者 (届出業者)	電気メッキ業	<u>8</u>	金属熱処理業者	1	運送業	<u>3</u>	しろあり防除業者	<u>4</u>	計	<u>886</u>
区分	施設数																				
毒物劇物営業者	製造業	<u>7</u>																			
	輸入業	<u>0</u>																			
	販売業	<u>863 (うち現物取扱 488)</u>																			
業務上取扱者 (届出業者)	電気メッキ業	<u>8</u>																			
	金属熱処理業者	1																			
	運送業	<u>3</u>																			
	しろあり防除業者	<u>4</u>																			
計	<u>886</u>																				

修正後																					
修正理由 ○ 施設数等の時点修正。																					
第2節 市域における危険物等施設の現況																					
<p>1 危険物施設の現況《消防局警防課・指導課》 危険物施設数は最近減少しており、平成28年3月末現在で <u>1,790</u> 施設「(資料編) 1-4-5 危険物施設の推移と分布状況」となっている。 このうち、特に注意すべき危険物施設（指定数量 1,000 倍以上を貯蔵）は 2 事業所である（別表 8 参照）。 なお、アルキルアルミニウム又はアルキルリチウム等（空気や水に接触すると発火する自然発火・禁水性物質）を運搬する場合は、あらかじめ消防機関に対して、経路その他の情報を提供することになっており、市内では年間 <u>170</u> 件程度である。</p>																					
<p>2 毒物劇物施設の現況 毒物劇物施設は、<u>760</u> 施設となっている。 (平成 <u>28</u> 年 <u>3</u> 月 <u>31</u> 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">毒物劇物営業者</td> <td>製造業</td> <td><u>9 (うち大臣登録 2)</u></td> </tr> <tr> <td>輸入業</td> <td><u>2 (うち大臣登録 2)</u></td> </tr> <tr> <td>販売業</td> <td><u>736 (うち現物取扱 389)</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">業務上取扱者 (届出業者)</td> <td>電気メッキ業</td> <td><u>7</u></td> </tr> <tr> <td>金属熱処理業者</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>運送業</td> <td><u>4</u></td> </tr> <tr> <td>しろあり防除業者</td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>760</u></td> </tr> </tbody> </table>		区分	施設数	毒物劇物営業者	製造業	<u>9 (うち大臣登録 2)</u>	輸入業	<u>2 (うち大臣登録 2)</u>	販売業	<u>736 (うち現物取扱 389)</u>	業務上取扱者 (届出業者)	電気メッキ業	<u>7</u>	金属熱処理業者	1	運送業	<u>4</u>	しろあり防除業者	<u>1</u>	計	<u>760</u>
区分	施設数																				
毒物劇物営業者	製造業	<u>9 (うち大臣登録 2)</u>																			
	輸入業	<u>2 (うち大臣登録 2)</u>																			
	販売業	<u>736 (うち現物取扱 389)</u>																			
業務上取扱者 (届出業者)	電気メッキ業	<u>7</u>																			
	金属熱処理業者	1																			
	運送業	<u>4</u>																			
	しろあり防除業者	<u>1</u>																			
計	<u>760</u>																				

修 正 前																							
都市災害対策編 第7章 危険物等災害対策 第2節 市域における危険物等施設の現況	頁 372																						
1、2（略） 3 火薬類施設の現況 《消防局指導課》 火薬類施設は、平成26年度末現在で51件となっている。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>施設件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火薬庫</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td>火薬庫外貯蔵所</td> <td style="text-align: center;">21</td> </tr> <tr> <td>火薬類販売営業所</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> <tr> <td>火薬類消費場所（碎石）</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">51</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	施設件数	火薬庫	8	火薬庫外貯蔵所	21	火薬類販売営業所	20	火薬類消費場所（碎石）	2	計	51										
区 分	施設件数																						
火薬庫	8																						
火薬庫外貯蔵所	21																						
火薬類販売営業所	20																						
火薬類消費場所（碎石）	2																						
計	51																						
4 ガス類施設の現況 《中国四国産業保安監督部保安課、県消防保安課、消防局指導課》 ガス類施設については次のとおりである。 なお、ガス類については、運搬に際しての情報提供等の制度はない。 <p>(1) ガス事業法で規定している施設（一般ガス事業、簡易ガス事業）は、「第9章 ライフライン 災害対策 第2節」中のガス施設で69件となっている。 このうち、特に注意すべきガス類施設（広島県地域防災計画）は3件である（別表8参照）。</p> <p>(2) 高圧ガス保安法で規定している施設は、平成26年度末現在で2,154件（事業所）となっている。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>事業所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製 造 所</td> <td style="text-align: center;">1,050</td> </tr> <tr> <td>貯 蔵 所</td> <td style="text-align: center;">99</td> </tr> <tr> <td>販 売 所</td> <td style="text-align: center;">955</td> </tr> <tr> <td>特 定 消 費 事 業 所</td> <td style="text-align: center;">34</td> </tr> <tr> <td>容 器 検 査 所</td> <td style="text-align: center;">16</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">2,154</td> </tr> </tbody> </table> <p>このうち、特に注意すべき高圧ガス施設（広島県地域防災計画）は8件である（別表8参照）</p> <p>(3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律で規定している施設は、平成26年度末現在で92件（事業所）となっている。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>事業所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販 売 所</td> <td style="text-align: center;">84</td> </tr> <tr> <td>液化石油ガス特定供給設備</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">92</td> </tr> </tbody> </table> <p>このうち、特に注意すべき施設はない。</p>		区 分	事業所数	製 造 所	1,050	貯 蔵 所	99	販 売 所	955	特 定 消 費 事 業 所	34	容 器 検 査 所	16	計	2,154	区 分	事業所数	販 売 所	84	液化石油ガス特定供給設備	8	計	92
区 分	事業所数																						
製 造 所	1,050																						
貯 蔵 所	99																						
販 売 所	955																						
特 定 消 費 事 業 所	34																						
容 器 検 査 所	16																						
計	2,154																						
区 分	事業所数																						
販 売 所	84																						
液化石油ガス特定供給設備	8																						
計	92																						

修 正 後																							
修 正 理 由 ○ 数値の時点修正及び文言の修正。																							
1、2（略） 3 火薬類施設の現況 《消防局指導課》 火薬類施設は、平成27年度末現在で55件となっている。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>施設件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火薬庫</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td>火薬庫外貯蔵所</td> <td style="text-align: center;">23</td> </tr> <tr> <td>火薬類販売営業所</td> <td style="text-align: center;">21</td> </tr> <tr> <td>火薬類消費場所（碎石）</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">55</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	施設件数	火薬庫	8	火薬庫外貯蔵所	23	火薬類販売営業所	21	火薬類消費場所（碎石）	3	計	55										
区 分	施設件数																						
火薬庫	8																						
火薬庫外貯蔵所	23																						
火薬類販売営業所	21																						
火薬類消費場所（碎石）	3																						
計	55																						
4 ガス類施設の現況 《中国四国産業保安監督部保安課、県消防保安課、消防局指導課》 ガス類施設については次のとおりである。 なお、ガス類については、運搬に際しての情報提供等の制度はない。 <p>(1) ガス事業法で規定している施設（一般ガス事業、簡易ガス事業）は、「第9章 ライフライン 災害対策 第2節」のとおりである。 このうち、特に注意すべきガス類施設（広島県地域防災計画）は3件である（別表8参照）。</p> <p>(2) 高圧ガス保安法で規定している施設は、平成27年度末現在で2,183件（事業所）となっている。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>事業所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製 造 所</td> <td style="text-align: center;">1,061</td> </tr> <tr> <td>貯 蔵 所</td> <td style="text-align: center;">101</td> </tr> <tr> <td>販 売 所</td> <td style="text-align: center;">975</td> </tr> <tr> <td>特 定 消 費 事 業 所</td> <td style="text-align: center;">32</td> </tr> <tr> <td>容 器 検 査 所</td> <td style="text-align: center;">14</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">2,183</td> </tr> </tbody> </table> <p>このうち、特に注意すべき高圧ガス施設（広島県地域防災計画）は8件である（別表8参照）</p> <p>(3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律で規定している施設は、平成27年度末現在で90件（事業所）となっている。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>事業所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販 売 所</td> <td style="text-align: center;">82</td> </tr> <tr> <td>液化石油ガス特定供給設備</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">90</td> </tr> </tbody> </table> <p>このうち、特に注意すべき施設はない。</p>		区 分	事業所数	製 造 所	1,061	貯 蔵 所	101	販 売 所	975	特 定 消 費 事 業 所	32	容 器 検 査 所	14	計	2,183	区 分	事業所数	販 売 所	82	液化石油ガス特定供給設備	8	計	90
区 分	事業所数																						
製 造 所	1,061																						
貯 蔵 所	101																						
販 売 所	975																						
特 定 消 費 事 業 所	32																						
容 器 検 査 所	14																						
計	2,183																						
区 分	事業所数																						
販 売 所	82																						
液化石油ガス特定供給設備	8																						
計	90																						

修正前				
都市災害対策編 第7章 危険物等災害対策 別表8		頁 379		
2 特に注意すべき毒物劇物施設				
区	事業所名称	所在地	主な取扱品目	特性等
中区	渡辺化学工業(株)	堺町二丁目 2-5	トルエン、ホルムアルデヒド	主な取扱品目の特性については、 別表9-1を参照
	中国電力(株)燃料部	小町 4-33	六弗化ウラン	
	西部ケミカル(株)	広瀬町 8-11	過酸化水素、水酸化カリウム	
	広島市医師会 臨床検査センター	千田町三丁目 8-6	ホルムアルデヒド	
南区	広島県製肥(株)	出島一丁目 32-82	過酸化水素	
	関西化成(有)	出島二丁目 19-16	硫酸	
	日本ペイント(株) 広島工場 (注)	仁保沖町 1-30	クロム酸ストロンチウム	
西区	クリタ分析センター(株) 広島事業所	井口五丁目 6-14	硝酸第二水銀、シュウ酸、水酸化カリウム、硫酸、アンモニア	
	中外テクノス(株)	横川新町 9-12	水酸化ナトリウム、硫酸	
安佐南区	(株)セブンリバー	伴西三丁目 5-1	水酸化ナトリウム	
安佐北区	協和物産(株)	大林一丁目 7-7	水酸化ナトリウム	
佐伯区	野地元薬品商会	三宅三丁目 8-20-6	塩化水素、水酸化ナトリウム	
	ラボテック(株)	五日市中央六丁目 9-25	塩化水素、シュウ酸ナトリウム、硫酸、水酸化ナトリウム	

修正後				
修正理由 ○ 取扱品目に変更が生じたため。				
2 特に注意すべき毒物劇物施設				
区	事業所名称	所在地	主な取扱品目	特性等
中区	渡辺化学工業(株)	堺町二丁目 2-5	トルエン、ホルムアルデヒド	主な取扱品目の特性については、 別表9-1を参照
	中国電力(株)燃料部	小町 4-33	六弗化ウラン	
	西部ケミカル(株)	広瀬町 8-11	過酸化水素、水酸化カリウム	
	広島市医師会 臨床検査センター	千田町三丁目 8-6	ホルムアルデヒド	
南区	広島県製肥(株)	出島一丁目 32-82	過酸化水素、 <u>水酸化カリウム</u>	
	関西化成(有)	出島二丁目 19-16	硫酸	
	日本ペイント(株) 広島工場 (注)	仁保沖町 1-30	クロム酸ストロンチウム	
西区	クリタ分析センター(株) 広島事業所	井口五丁目 6-14	硝酸第二水銀、シュウ酸、水酸化カリウム、硫酸、アンモニア	
	中外テクノス(株)	横川新町 9-12	水酸化ナトリウム、硫酸、 <u>酒石酸アンチモニカルカリウム</u>	
安佐南区	(株)セブンリバー	伴西三丁目 5-1	水酸化ナトリウム	
安佐北区	協和物産(株)	大林一丁目 7-7	水酸化ナトリウム	
佐伯区	野地元薬品商会	三宅三丁目 8-20-6	塩化水素、水酸化ナトリウム	
	ラボテック(株)	五日市中央六丁目 9-25	塩化水素、シュウ酸ナトリウム、硫酸、水酸化ナトリウム、 <u>酒石酸アンチモニカルカリウム、アンモニア</u>	

修 正 前

都市災害対策編 第7章 危険物等災害対策 別表9	頁 383
--------------------------------	--------------

区分	消火活動	性状	人体への影響	
			吸入	皮膚
シュウ酸 (劇物)	容器及び周囲に散水して冷却する。	一般には二水和物で、無色透明の結晶である。二水和物は100℃で結晶水を失う。水に溶けやすい。	鼻の粘膜を刺激する。	/
			皮膚	
			目 粘膜を刺激して炎症を起こす。	
_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____

修 正 後

修正理由 ○ 取扱品目に変更が生じ、物質の種類が増えたため。

区分	消火活動	性状	人体への影響	
			吸入	皮膚
シュウ酸 (劇物)	容器及び周囲に散水して冷却する。	一般には二水和物で、無色透明の結晶である。二水和物は100℃で結晶水を失う。水に溶けやすい。	鼻の粘膜を刺激する。	/
			皮膚	
			目 粘膜を刺激して炎症を起こす。	
<u>酒石酸アンチモニカルカリウム</u> (劇物)	<u>容器及び周囲に散水して冷却する。</u> <u>強熱すると燃焼し、有害な酸化アンチモン(Ⅲ)の煙霧を発生するので注意する。</u>	<u>空气中で風解する結晶または粉末。</u> <u>水に溶け(水溶液は弱酸性)、アルコールには溶けない。</u>	<u>鼻、のど、気管支を刺激し、粘膜が侵される。</u>	/
			<u>皮膚</u> <u>炎症を起こすことがある。</u>	
			<u>目</u> <u>粘膜を激しく刺激する。</u>	

修 正 前	
都市災害対策編 第 8 章 放射性物質災害対策 第 4 節 災害予防計画	頁 3 8 6
<p>第 1 放射性物質の安全規制《県医務課・薬務課、県公安委員会》</p> <p>1 放射性同位元素等の取扱については、放射線障害防止法に基づき放射性同位元素や放射線発生装置の使用・販売・廃棄に係る所要の規制が行われ、また、診療用放射線に関しては医療法により診療用器具の構造設備、診療用放射線の防護等について、放射線を放出する医薬品に関しては<u>薬事法等</u>により構造設備等についてそれぞれ規制が行われている。</p> <p>(略)</p>	

修 正 後
<p>修 正 理 由</p> <p>○ 法律の改正により名称が変更となったため。</p>
<p>第 1 放射性物質の安全規制《県医務課・薬務課、県公安委員会》</p> <p>1 放射性同位元素等の取扱については、放射線障害防止法に基づき放射性同位元素や放射線発生装置の使用・販売・廃棄に係る所要の規制が行われ、また、診療用放射線に関しては医療法により診療用器具の構造設備、診療用放射線の防護等について、放射線を放出する医薬品に関しては<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>により構造設備等についてそれぞれ規制が行われている。</p> <p>(略)</p>

修 正 前										
都市災害対策編 第8章 放射性物質災害対策 第5節 災害応急対策	頁 389、390									
第6 迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動 《消防局警防課、各消防署》 (略)										
【放射性同位元素等取扱施設関係者が不在の場合の放射線危険区域設定基準】 ～「原子力施設等における消防活動対策 ハンドブック (H16.3 総務省消防庁) 」より ① 0.1mSv/h以上の放射線が検出される区域 ② 火災等発生時に放射性物質の飛散が認められ又は予想される区域 ③ 煙、流水等で汚染が認められ又は予想される区域										
【輸送時の災害で状況把握ができない場合の放射線危険区域等の設定基準】 ～「原子力施設等における消防活動対策 ハンドブック (H16.3 総務省消防庁) 」より 1 放射線危険区域 ① <u>輸送物から半径15メートル以上の範囲</u> ② 0.1mSv/h以上の放射線が検出される区域 ③ 火災等発生時に放射性物質の飛散が認められ又は予想される区域 ④ 煙、流水等で汚染が認められ又は予想される区域 2 放射線準危険区域 <u>傷病者及び危険区域内においては、活動した隊員等の汚染検査及び除染を実施する区域で、放射線危険区域の外側に設定</u> 2 消防警戒区域 <u>輸送物から概ね半径100メートルの範囲</u>										
(略)										
第7 活動上の安全管理 《消防局警防課、各消防署》 (略)										
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">被ばく線量限度</th> <th style="width: 40%;">個人警報線量計警報設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人命救助等の緊急時活動</td> <td style="text-align: center;">100mSv</td> <td>30～50mSvの範囲で設定</td> </tr> <tr> <td>繰り返し活動を行う場合</td> <td>決められた5年間の総量が100mSv（ただし、任意の1年に50mSvを超えるべきでない。）</td> <td>左記の条件を確実に満たすよう設定</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	被ばく線量限度	個人警報線量計警報設定値	人命救助等の緊急時活動	100mSv	30～50mSvの範囲で設定	繰り返し活動を行う場合	決められた5年間の 総量 が100mSv（ただし、任意の1年に50mSvを超えるべきでない。）	左記の条件を確実に満たすよう設定	※「原子力施設等における消防活動対策 ハンドブック (H16.3 総務省消防庁) 」より (略)
区 分	被ばく線量限度	個人警報線量計警報設定値								
人命救助等の緊急時活動	100mSv	30～50mSvの範囲で設定								
繰り返し活動を行う場合	決められた5年間の 総量 が100mSv（ただし、任意の1年に50mSvを超えるべきでない。）	左記の条件を確実に満たすよう設定								

修 正 後										
修 正 理 由 ○ 「消防・救助技術の高度化検討会」において検討が行われ、従来のマニュアル類を整理統合し全面的に改定されたため。										
第6 迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動 《消防局警防課、各消防署》 (略)										
【放射性同位元素等取扱施設関係者が不在の場合の放射線危険区域設定基準】 ～「原子力施設等における消防活動対策 マニュアル (H26.3 総務省消防庁特殊災害室) 」より ① 0.1mSv/h以上の放射線が検出される区域 ② 火災等発生時に放射性物質の飛散が認められ又は予想される区域 ③ 煙、流水等で汚染が認められ又は予想される区域 <u>※ 放射線等の専門家が到着した後は、当該専門家と協議のうえ必要に応じて変更すること。</u>										
【輸送時の災害で状況把握ができない場合の放射線危険区域等の設定基準】 ～「原子力施設等における消防活動対策 マニュアル (H26.3 総務省消防庁特殊災害室) 」より 1 放射線危険区域 <u>削 除</u> ① 0.1mSv/h以上の放射線が検出される区域 ② 火災等発生時に放射性物質の飛散が認められ又は予想される区域 ③ 煙、流水等で汚染が認められ又は予想される区域 <u>※ 放射線等の専門家が到着した後は、当該専門家と協議のうえ必要に応じて変更すること。</u> 2 放射線準危険区域 <u>放射線危険区域内において活動した隊員及び使用した資機材、車両並びに傷病者等の汚染検査及び除染を行う区域</u> 2 消防警戒区域 <u>道路上</u> 輸送物から概ね半径100メートルの範囲										
(略)										
第7 活動上の安全管理 《消防局警防課、各消防署》 (略)										
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">被ばく線量限度</th> <th style="width: 40%;">個人警報線量計警報設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人命救助等の緊急時活動</td> <td style="text-align: center;">100mSv</td> <td>30～50mSvの範囲で設定</td> </tr> <tr> <td>繰り返し活動を行う場合</td> <td>決められた5年間の線量が100mSv（ただし、任意の1年に50mSvを超えるべきでない。）</td> <td>左記の条件を確実に満たすよう設定</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	被ばく線量限度	個人警報線量計警報設定値	人命救助等の緊急時活動	100mSv	30～50mSvの範囲で設定	繰り返し活動を行う場合	決められた5年間の 線量 が100mSv（ただし、任意の1年に50mSvを超えるべきでない。）	左記の条件を確実に満たすよう設定	※「原子力施設等における消防活動対策 マニュアル (H26.3 総務省消防庁特殊災害室) 」より (略)
区 分	被ばく線量限度	個人警報線量計警報設定値								
人命救助等の緊急時活動	100mSv	30～50mSvの範囲で設定								
繰り返し活動を行う場合	決められた5年間の 線量 が100mSv（ただし、任意の1年に50mSvを超えるべきでない。）	左記の条件を確実に満たすよう設定								

修 正 前																																		
都市災害対策編 第9章 ライフライン災害対策 第2節 市域におけるライフライン施設等の現況	頁 392, 393																																	
1 (略) 2 水道施設《水道局計画課》 平成27年3月末現在の給水区域内人口は、 <u>1,248,523</u> 人、給水人口は、 <u>1,222,788</u> 人で、水道の普及率は <u>97.9%</u> となっている。 浄・受水場の給水能力及び市域の主な給水区域は次のとおりである。 (平成27年3月末現在)																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>給水能力 (m)</th> <th>主 な 給 水 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">広島市水道事業</td> <td>牛田浄水場</td> <td>110,000 中区(一部)、東区(一部)、南区、安芸区(一部)</td> </tr> <tr> <td>緑井浄水場</td> <td>200,000 中区(一部)、西区、安佐南区(ほぼ全域)、安佐北区(一部)、佐伯区(一部)</td> </tr> <tr> <td>高陽浄水場</td> <td>200,000 東区(一部)、安佐南区(一部)、安佐北区(ほぼ全域)</td> </tr> <tr> <td>府中浄水場</td> <td>27,000 東区(一部)、安芸区(一部)</td> </tr> <tr> <td>北原浄水場(平成16年4月休止)</td> <td>6,800 ー</td> </tr> <tr> <td>瀬野川・矢野・阿戸受水場</td> <td>41,700 安芸区(一部)</td> </tr> <tr> <td>河内・北原・坪井受水場</td> <td><u>42,600</u> 佐伯区(湯来町を除くほぼ全域)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>628,100</u> 平成26年度一日最大給水量 <u>438,014</u> m³ 平成26年度一日平均給水量 <u>373,483</u> m³</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">広島市簡易水道等事業</td> <td>湯来水道ステーション</td> <td>1,150 佐伯区(湯来町の一部)</td> </tr> <tr> <td>椿谷浄水場</td> <td>225 佐伯区(湯来町の一部)</td> </tr> <tr> <td>欄浄水場</td> <td>297 佐伯区(湯来町の一部)</td> </tr> <tr> <td>大谷浄水場</td> <td>24 佐伯区(湯来町の一部)</td> </tr> <tr> <td>鹿ノ道浄水場</td> <td>30 佐伯区(湯来町の一部)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>平成26年度一日最大給水量 <u>721</u> m³ 平成26年度一日平均給水量 <u>525</u> m³</td> </tr> </tbody> </table>		名 称	給水能力 (m)	主 な 給 水 区 域	広島市水道事業	牛田浄水場	110,000 中区(一部)、東区(一部)、南区、安芸区(一部)	緑井浄水場	200,000 中区(一部)、西区、安佐南区(ほぼ全域)、安佐北区(一部)、佐伯区(一部)	高陽浄水場	200,000 東区(一部)、安佐南区(一部)、安佐北区(ほぼ全域)	府中浄水場	27,000 東区(一部)、安芸区(一部)	北原浄水場(平成16年4月休止)	6,800 ー	瀬野川・矢野・阿戸受水場	41,700 安芸区(一部)	河内・北原・坪井受水場	<u>42,600</u> 佐伯区(湯来町を除くほぼ全域)	計	<u>628,100</u> 平成26年度一日最大給水量 <u>438,014</u> m ³ 平成26年度一日平均給水量 <u>373,483</u> m ³	広島市簡易水道等事業	湯来水道ステーション	1,150 佐伯区(湯来町の一部)	椿谷浄水場	225 佐伯区(湯来町の一部)	欄浄水場	297 佐伯区(湯来町の一部)	大谷浄水場	24 佐伯区(湯来町の一部)	鹿ノ道浄水場	30 佐伯区(湯来町の一部)	計	平成26年度一日最大給水量 <u>721</u> m ³ 平成26年度一日平均給水量 <u>525</u> m ³
名 称	給水能力 (m)	主 な 給 水 区 域																																
広島市水道事業	牛田浄水場	110,000 中区(一部)、東区(一部)、南区、安芸区(一部)																																
	緑井浄水場	200,000 中区(一部)、西区、安佐南区(ほぼ全域)、安佐北区(一部)、佐伯区(一部)																																
	高陽浄水場	200,000 東区(一部)、安佐南区(一部)、安佐北区(ほぼ全域)																																
	府中浄水場	27,000 東区(一部)、安芸区(一部)																																
	北原浄水場(平成16年4月休止)	6,800 ー																																
	瀬野川・矢野・阿戸受水場	41,700 安芸区(一部)																																
	河内・北原・坪井受水場	<u>42,600</u> 佐伯区(湯来町を除くほぼ全域)																																
計	<u>628,100</u> 平成26年度一日最大給水量 <u>438,014</u> m ³ 平成26年度一日平均給水量 <u>373,483</u> m ³																																	
広島市簡易水道等事業	湯来水道ステーション	1,150 佐伯区(湯来町の一部)																																
	椿谷浄水場	225 佐伯区(湯来町の一部)																																
	欄浄水場	297 佐伯区(湯来町の一部)																																
	大谷浄水場	24 佐伯区(湯来町の一部)																																
	鹿ノ道浄水場	30 佐伯区(湯来町の一部)																																
	計	平成26年度一日最大給水量 <u>721</u> m ³ 平成26年度一日平均給水量 <u>525</u> m ³																																
3 (略) 4 (略) 5 ガス施設 (1) (略) (2) 簡易ガス事業 (15事業者)《中国四国産業保安監督部保安課》 市域における供給地点群(団地)は <u>68</u> 箇所、需要案件数は約3万 <u>3</u> 千戸である。 (平成27年3月末現在)																																		

修 正 後																																		
修正理由 ○ 数値の時点修正。																																		
1 (略) 2 水道施設《水道局計画課》 平成28年3月末現在の給水区域内人口は、 <u>1,251,520</u> 人、給水人口は、 <u>1,226,403</u> 人で、水道の普及率は <u>98.0%</u> となっている。 浄・受水場の給水能力及び市域の主な給水区域は次のとおりである。 (平成28年3月末現在)																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>給水能力 (m)</th> <th>主 な 給 水 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">広島市水道事業</td> <td>牛田浄水場</td> <td>110,000 中区(一部)、東区(一部)、南区、安芸区(一部)</td> </tr> <tr> <td>緑井浄水場</td> <td>200,000 中区(一部)、西区、安佐南区(ほぼ全域)、安佐北区(一部)、佐伯区(一部)</td> </tr> <tr> <td>高陽浄水場</td> <td>200,000 東区(一部)、安佐南区(一部)、安佐北区(ほぼ全域)</td> </tr> <tr> <td>府中浄水場</td> <td>27,000 東区(一部)、安芸区(一部)</td> </tr> <tr> <td>北原浄水場(平成16年4月休止)</td> <td>6,800 ー</td> </tr> <tr> <td>瀬野川・矢野・阿戸受水場</td> <td>41,700 安芸区(一部)</td> </tr> <tr> <td>河内・北原・坪井受水場</td> <td><u>39,000</u> 佐伯区(湯来町を除くほぼ全域)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>624,500</u> 平成27年度一日最大給水量 <u>417,276</u> m³ 平成27年度一日平均給水量 <u>371,504</u> m³</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">広島市簡易水道等事業</td> <td>湯来水道ステーション</td> <td>1,150 佐伯区(湯来町の一部)</td> </tr> <tr> <td>椿谷浄水場</td> <td>225 佐伯区(湯来町の一部)</td> </tr> <tr> <td>欄浄水場</td> <td>297 佐伯区(湯来町の一部)</td> </tr> <tr> <td>大谷浄水場</td> <td>24 佐伯区(湯来町の一部)</td> </tr> <tr> <td>鹿ノ道浄水場</td> <td>30 佐伯区(湯来町の一部)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>平成27年度一日最大給水量 <u>996</u> m³ 平成27年度一日平均給水量 <u>554</u> m³</td> </tr> </tbody> </table>		名 称	給水能力 (m)	主 な 給 水 区 域	広島市水道事業	牛田浄水場	110,000 中区(一部)、東区(一部)、南区、安芸区(一部)	緑井浄水場	200,000 中区(一部)、西区、安佐南区(ほぼ全域)、安佐北区(一部)、佐伯区(一部)	高陽浄水場	200,000 東区(一部)、安佐南区(一部)、安佐北区(ほぼ全域)	府中浄水場	27,000 東区(一部)、安芸区(一部)	北原浄水場(平成16年4月休止)	6,800 ー	瀬野川・矢野・阿戸受水場	41,700 安芸区(一部)	河内・北原・坪井受水場	<u>39,000</u> 佐伯区(湯来町を除くほぼ全域)	計	<u>624,500</u> 平成27年度一日最大給水量 <u>417,276</u> m ³ 平成27年度一日平均給水量 <u>371,504</u> m ³	広島市簡易水道等事業	湯来水道ステーション	1,150 佐伯区(湯来町の一部)	椿谷浄水場	225 佐伯区(湯来町の一部)	欄浄水場	297 佐伯区(湯来町の一部)	大谷浄水場	24 佐伯区(湯来町の一部)	鹿ノ道浄水場	30 佐伯区(湯来町の一部)	計	平成27年度一日最大給水量 <u>996</u> m ³ 平成27年度一日平均給水量 <u>554</u> m ³
名 称	給水能力 (m)	主 な 給 水 区 域																																
広島市水道事業	牛田浄水場	110,000 中区(一部)、東区(一部)、南区、安芸区(一部)																																
	緑井浄水場	200,000 中区(一部)、西区、安佐南区(ほぼ全域)、安佐北区(一部)、佐伯区(一部)																																
	高陽浄水場	200,000 東区(一部)、安佐南区(一部)、安佐北区(ほぼ全域)																																
	府中浄水場	27,000 東区(一部)、安芸区(一部)																																
	北原浄水場(平成16年4月休止)	6,800 ー																																
	瀬野川・矢野・阿戸受水場	41,700 安芸区(一部)																																
	河内・北原・坪井受水場	<u>39,000</u> 佐伯区(湯来町を除くほぼ全域)																																
計	<u>624,500</u> 平成27年度一日最大給水量 <u>417,276</u> m ³ 平成27年度一日平均給水量 <u>371,504</u> m ³																																	
広島市簡易水道等事業	湯来水道ステーション	1,150 佐伯区(湯来町の一部)																																
	椿谷浄水場	225 佐伯区(湯来町の一部)																																
	欄浄水場	297 佐伯区(湯来町の一部)																																
	大谷浄水場	24 佐伯区(湯来町の一部)																																
	鹿ノ道浄水場	30 佐伯区(湯来町の一部)																																
	計	平成27年度一日最大給水量 <u>996</u> m ³ 平成27年度一日平均給水量 <u>554</u> m ³																																
3 (略) 4 (略) 5 ガス施設 (1) (略) (2) 簡易ガス事業 (15事業者)《中国四国産業保安監督部保安課》 市域における供給地点群(団地)は <u>71</u> 箇所、需要案件数は約3万 <u>5</u> 千戸である。 (平成28年3月末現在)																																		

修 正 前	
水防計画 第3章 水防応急活動 第1節 水防要員の出動	頁 405
第1 出動の指令 《危機管理室、消防局警防課、各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》 (略)	
1 状況に応じた活動内容 (1)、(2) (略) (3) 土砂災害	
状況	活動内容
1 強い雨が降っているとき。	(略)
1 <u>警戒基準雨量に達するおそれがあるとき。</u>	(略)
1 <u>警戒基準雨量を超えたとき。</u>	(略)
1 <u>避難基準雨量を超えたとき。</u>	(略)
<hr/> <hr/> <hr/> (4) (略)	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 避難勧告等の発令判断の指標をメッシュ情報のみとするため、土砂災害警戒・避難基準雨量の記載を削除し、メッシュ情報等に修正する。	
第1 出動の指令 《危機管理室、消防局警防課、各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》 (略)	
1 状況に応じた活動内容 (1)、(2) (略) (3) 土砂災害	
状況	活動内容
1 強い雨が降っているとき。	(略)
1 <u>気象台と広島県から、土砂災害警戒情報が発表されていない場合で、土砂災害に関するメッシュ情報(※)に大雨警戒基準超過が表示されたとき。</u>	(略)
1 <u>気象台と広島県から、土砂災害警戒情報が発表されていない場合で、土砂災害に関するメッシュ情報(※)に危険度(2時間後又は1時間後に基準値を超過)が表示されたとき。</u>	(略)
1 <u>気象台と広島県から土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報(※)に危険度(1時間後又は実況で基準値を超過)が表示されたとき。</u>	(略)
※ 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報(危険度判定)(実況で基準値超過、1時間後に基準値超過、2時間後に基準値超過、3時間後に基準値超過を区分して表示)	
(4) (略)	

修 正 前	
水防計画 第4章 避難対策 第1節 注意喚起（自主避難の呼びかけ）	頁 410～412
<p>第1節 <u>注意喚起（自主避難の呼びかけ）</u></p> <p>第1 注意喚起（自主避難の呼びかけ）（略）</p> <p>第2 避難準備情報（略）</p> <p>第3 <u>注意喚起（自主避難の呼びかけ）及び避難準備情報の伝達の判断基準等</u></p> <p><u>注意喚起（自主避難の呼びかけ）及び避難準備情報の伝達を行う判断の基準は、</u> 本章第4節によるものとし、次の点に留意しつつ、今後の気象予測等を勘案するとともに、危険区域の巡視活動を行いながら対応する。</p> <p>なお、台風や津波などの災害に対して警戒する場合においては、気象庁が発表する台風の中心気圧・進路等の情報や津波に関する情報を勘案するほか、巡視活動による状況把握に努めながら、<u>注意喚起（自主避難の呼びかけ）及び避難準備情報</u>の伝達を段階的に行う。</p> <p>《今後の気象予測等を勘案する際の注意事項》</p> <p>ア 土砂災害を警戒する場合</p> <p>大雨注意報が発表された後、土砂災害の危険性を判断する際には、<u>基準雨量（実効雨量）表を作成するとともに、メッシュ情報※（危険度判定）</u>等を情報として活用し、市域に影響を及ぼす雨域の動き方や急激に発生する雨雲等に十分注意しつつ、気象庁が発表する降水短時間予報、広島地方気象台と広島県土木建築局砂防課が発表する土砂災害警戒情報並びに広島地方気象台等からの気象予測等の情報を踏まえる。</p> <p>また、局地的な大雨や集中豪雨の頻発を踏まえ、降雨の実況監視強化、雨域の発達、移動過程の観測を行うため、XバンドMPレーダを活用する。</p> <p>※ 広島県防災情報システムや広島県防災 Web のホームページ上などで表示される土砂災害の危険度に応じた5kmごとのメッシュ情報</p> <p>イ～エ（略）</p> <p>第2節 <u>避難の勧告・指示等</u>《各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室、各消防署》</p> <p>第1 避難の勧告・指示等（略）</p> <p>第2 <u>避難の勧告・指示等の発令の判断基準等</u></p> <p><u>避難の勧告・指示及び屋内での待避等の安全確保措置の指示（以下「避難の勧告・指示等」という。）を発令する判断の基準は、本章第4節によるものとし、次の点に留意しつつ、今後の気象予測等を勘案するとともに、危険区域の巡視活動を行いながら対応する。</u></p> <p>なお、台風や津波などの災害に対して警戒する場合においては、気象庁が発表する台風の中心気圧・進路等の情報や津波に関する情報を勘案するほか、巡視活動による状況把握に努めながら、<u>避難の勧告・指示等を行う。</u></p> <p>第3 避難の勧告・指示等の実施（略）</p>	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 土砂災害警戒・避難基準雨量の記載を削除すること及びその他所要の修正。
<p>第1節 <u>注意喚起（自主避難の呼びかけ）、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）</u></p> <p>第1 <u>注意喚起（自主避難の呼びかけ）、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の伝達の判断基準等</u></p> <p><u>注意喚起（自主避難の呼びかけ）、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の伝達を行う判断の基準は、</u>本章第4節によるものとし、次の点に留意しつつ、今後の気象予測等を勘案するとともに、危険区域の巡視活動を行いながら対応する。</p> <p>なお、台風や津波などの災害に対して警戒する場合においては、気象庁が発表する台風の中心気圧・進路等の情報や津波に関する情報を勘案するほか、巡視活動による状況把握に努めながら、<u>注意喚起（自主避難の呼びかけ）、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）</u>の伝達を段階的に行う。</p> <p>《今後の気象予測等を勘案する際の注意事項》</p> <p>ア 土砂災害を警戒する場合</p> <p>大雨注意報が発表された後、土砂災害の危険性を判断する際には、<u>土砂災害に関するメッシュ情報（※）</u>等を情報として活用し、市域に影響を及ぼす雨域の動き方や急激に発生する雨雲等に十分注意しつつ、気象庁が発表する降水短時間予報、広島地方気象台と広島県土木建築局砂防課が発表する土砂災害警戒情報並びに広島地方気象台等からの気象予測等の情報を踏まえる。</p> <p>また、局地的な大雨や集中豪雨の頻発を踏まえ、降雨の実況監視強化、雨域の発達、移動過程の観測を行うため、XバンドMPレーダを活用する。</p> <p><u>その他、大雨警報（土砂災害）発表後は、実効雨量（72時間半減期）を、本市が土砂災害の危険性を把握する土砂災害に関するメッシュ情報（※）の補完情報として参照する。</u></p> <p>※ 広島県防災情報システムや広島県防災 Web のホームページ上などで表示される土砂災害の危険度に応じた5kmごとのメッシュ情報</p> <p>イ～エ（略）</p> <p>第2 注意喚起（自主避難の呼びかけ）（略）</p> <p>第3 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>（略）</p> <p>第2節 <u>避難の勧告・指示等</u>（削除）</p> <p>第4 避難の勧告・指示等（略）</p> <p>第2（削除）</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>第5 避難の勧告・指示等の実施（略）</p>

修正前				
水防計画 第4章 避難対策 第4節 災害種別に応じた避難			頁 415、419、421、 426	
第1 洪水への対応 1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第3段階	【避難準備情報】 1 避難判断水位に到達し、河川管理者から「氾濫警戒情報」が通知された場合（岡ノ下川については洪水警報が発表されている場合に限る。） 2 河川管理者から漏水・侵食を発見したとの通報を受けた場合	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域(※1)に 避難準備情報 を発令する。 なお、危険が迫っている場合には、避難勧告を行うことがある。 2 原則として、小学校区に1箇所拠点的な指定緊急避難場所を開設する。	1 避難の準備を行う（持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など）。 2 要配慮者及び援助者は、避難行動を開始する。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた知人宅、地域が自主的に開設した避難場所、市が開設した指定避難場所に避難する。
第4段階	【避難勧告】 1 氾濫危険水位に到達し、河川管理者から「氾濫危険情報」が通知された場合（岡ノ下川については洪水警報が発表されている場合に限る。） 2 河川管理者から発表される洪水予報の水位予測において水位が堤防高（又は背後地盤高）を越えることが予想されている場合 3 河川管理者から異常な漏水・侵食を発見したとの通報があった場合 4 巡視や住民からの通報等により、漏水・侵食による堤防の決壊や越水・溢水の発生による浸水のおそれがあり、立ち退き避難が必要と判断した場合	【災害対策本部（第一次～四次）】	1 必要な区域(※1)に、避難勧告を行う。 危険が迫っている場合には、避難指示を行うことがある。 急激に気象が変化し、危険度が高まった場合は、指定緊急避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する 約1分 約5秒 約1分 【サイレン】 【休止】 【サイレン】 2 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。	1 直ちに避難する。 2 指定緊急避難場所等への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には、建物内の安全な場所(上階)に退避する。(※3) 状況が落ち着いた段階で、より安全な場所へ移動する。 3 人命に関わる緊急事態が発生した場合は119番通報をはじめあらゆる手段を用い、区役所又は消防署へ連絡する。
第5段階	【避難指示】 1 河川管理者から「氾濫発生情報」が通知された場合 2 河川管理者から異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとの通報があった場合 3 巡視や住民からの通報等により、浸水の発生を覚知し、立ち退き避難が必要と判断した場合	【災害対策本部（第一次～四次）】	1 必要な区域に 避難指示 を行う。 2 救助が必要となるときは、消防職員等が出動する。 3 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な指定緊急避難場所を開設するとともに、開設した指定緊急避難場所を周知する。	
※1 洪水浸水想定区域を目安とし、基準を超過した水位観測所の受持ち区間内からの浸水が想定される区域を対象とする。 ※2 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。 ※3 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。 また、洪水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく				
2～3 (略)				

修正後				
修正理由 ○ 災害対策本部を現行の4段階の体制を廃止することに伴い、本市の体制を修正する。 ○ 「避難準備情報」が「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」が「避難指示（緊急）」に変更になったことから、文言の修正を行う。 ○ 土砂災害に対する災害警戒本部及び災害対策本部の現在の設置基準は、「実効雨量」と「土砂災害に関するメッシュ情報」を併用しているが、「土砂災害に関するメッシュ情報」のみとすることから、「土砂災害への対応」における「実効雨量」に係る設置基準を削除する。				
第1 洪水への対応 1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第3段階	【避難準備・高齢者等避難開始】 1 (同左) 2 (同左)	(同左)	1 防災行政無線等により、必要な区域(※1)に 避難準備・高齢者等避難開始 を発令する。 なお、危険が迫っている場合には、避難勧告を行うことがある。 2 (同左)	1 (同左) 2 (同左) 3 (同左)
第4段階	【避難勧告】 1 (同左) 2 (同左) 3 (同左) 4 (同左)	【災害対策本部（削除）】	1 (同左) 2 (同左)	1 (同左) 2 (同左) 3 (同左)
第5段階	【避難指示（緊急）】 1 (同左) 2 (同左) 3 (同左)	【災害対策本部（削除）】	1 必要な区域に 避難指示（緊急） を行う。 2 (同左) 3 (同左)	
※1 (同左) ※2 (同左) ※3 (同左)				
2～3 (略)				

修正前

第2 高潮への対応

1 段階に応じた対応

段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第3段階	<p>【避難準備情報】</p> <p>1 気象台が高潮警報を発表し、本市の全部又は一部が台風暴風域内に入ることが確実であると予測され、災害の発生のおそれがあるとき。</p> <p>2 気象台が開催する台風説明会の内容を踏まえる。</p> <p>2 堤防から水があふれる(越水)危険や堤防の決壊(破堤)の危険を感じた場合(※2)</p>	【災害警戒本部】	<p>1 防災行政無線等により、必要な区域(※3)に対し「避難準備情報」を発令する。</p> <p>なお、危険が迫っている場合には、避難勧告を行うことがある。</p> <p>2 原則として、小学校区に1箇所、拠点的な指定緊急避難場所を開設する。</p>	<p>1 避難の準備を行う(持つていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など。)</p> <p>2 要配慮者及び援助者は、非難行動を開始する。</p> <p>3 状況に応じ、あらかじめ決め手おいた知人宅や地域が自主的に開設した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。(※1)</p>
第4段階	<p>【避難勧告】</p> <p>1 気象台が高潮警報を発表し、本市の全部又は一部が台風暴風域内に入ることが確実であると予測され、重大な被害が発生するおそれがあるとき。</p> <p>2 巡視等により堤防から水があふれる(越水)おそれや堤防の決壊(破堤)のおそれがあると判断した場合(※2)</p>	【災害対策本部(第一次~四次)】	<p>1 必要な区域(※3)に避難勧告を行う。</p> <p>危険が迫っている場合には、避難指示を行うことがある。</p> <p>約1分 約5秒 約1分</p> <p>【サイレン】【休止】【サイレン】</p> <p>2 被害の程度、避難者の人数等を勘案のうえ、順次必要な指定緊急避難場所を開設するとともに、開設した指定緊急避難場所を周知する。</p>	<p>1 直ちに避難する。</p> <p>2 指定緊急避難場所等への移動中に、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険が伴う場合には、建物内の安全な場所(上階)に待避する。状況が落ち着くのを待って、より安全な場所へ移動する。(※4)</p> <p>3 人命に関わる緊急事態が発生した場合は、119番通報をはじめあらゆる手段を用い、区役所又は消防署へ連絡する。</p>
第5段階	<p>【避難指示】</p> <p>1 気象台から高潮特別警報が発表された場合</p> <p>2 浸水被害が発生した場合</p>	【災害対策本部(第一次~四次)】	<p>1 必要な区域に「避難指示」を行う。</p> <p>2 救助が必要ときは、消防職員等が出動する。</p> <p>3 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な指定緊急避難場所を開設するとともに、開設した指定緊急避難場所を周知する。</p>	
<p>※1 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。</p> <p>※2 洪水等に関する用語は、「洪水等に関する防災情報体系の見直し実施要領(国土交通省)」に基づき見直しを行い、()は従前の用語を併記している。</p> <p>※3 高潮浸水想定区域を基本とし、必要に応じ自主防災組織など地域住民とあらかじめ協議して設定する区域とする。</p> <p>※4 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。また、洪水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。</p>				

2 (略)

修正後

第2 高潮への対応

1 段階に応じた対応

段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第3段階	<p>【避難準備・高齢者等避難開始】</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 (同左)</p>	(同左)	<p>1 防災行政無線等により、必要な区域(※3)に対し「避難準備・高齢者等避難開始」を発令する。</p> <p>なお、危険が迫っている場合には、避難勧告を行うことがある。</p> <p>2 (同左)</p>	<p>1 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 (同左)</p>
第4段階	<p>【避難勧告】</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 (同左)</p>	【災害対策本部(削除)】	<p>1 (同左)</p> <p>2 (同左)</p>	<p>1 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 (同左)</p>
第5段階	<p>【避難指示(緊急)】</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 (同左)</p>	【災害対策本部(削除)】	<p>1 必要な区域に「避難指示(緊急)」を行う。</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 (同左)</p>	
<p>※1 (同左)</p> <p>※2 (同左)</p> <p>※3 (同左)</p> <p>※4 (同左)</p>				

2 (略)

修正前

第3 土砂災害への対応

1 段階に応じた対応

段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第3段階	<p>【避難準備情報】</p> <p>1 土砂災害警戒基準雨量に達した場合</p> <p>2 気象台と広島県から、土砂災害警戒情報が発表されていない場合で、メッシュ情報(危険度判定)(※3)に危険度(2時間後又は1時間後に基準値を超過)が表示された場合</p>	【災害警戒本部】	<p>1 防災行政無線等により、必要な区域(※1)に対し避難準備情報を発令する。</p> <p>なお、危険が迫っている場合には、避難勧告等を行う。</p> <p>2 原則として、小学校区に1箇所の拠点的な指定緊急避難場所を開設する。</p> <p>3 市域に初めて避難準備情報を発令した際には、再度、全市域に注意喚起(自主避難の呼びかけ)を発信する。</p>	<p>1 避難の準備を行う(持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など)。</p> <p>2 要配慮者及び援助者は、避難行動を開始する。</p> <p>3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた知人宅、地域が自主的に開設した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。(※2)</p>
第4段階	<p>【避難勧告】</p> <p>1 土砂災害避難基準雨量に達した場合</p> <p>2 気象台と広島県から土砂災害警戒情報が発表され、メッシュ情報(危険度判定)(※3)に危険度(1時間後又は実況で基準値を超過)が表示された場合</p> <p>3 土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等)が発見された場合</p> <p>4 土砂災害緊急情報が通知された場合</p>	【災害対策本部(第一次~四次)】	<p>1 必要な区域(※1)に避難勧告を行う。</p> <p>危険が迫っている場合には、避難指示を行うことがある。</p> <p>急激に気象が変化し、危険が高まった場合は、指定緊急避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する。</p> <p>約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】</p> <p>2 土砂災害警戒情報が発表され、避難勧告が発令されていない地域(全市域の危険区域)に対し、避難準備情報を伝達する。</p> <p>3 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。</p>	<p>1 直ちに避難する。</p> <p>2 指定緊急避難場所への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には建物内の安全な場所(上階)に待避する。</p> <p>3 状況が落ち着いた段階で、より安全な場所へ移動する。(※4)</p> <p>人命に関わる緊急事態が発生した場合は、119 番通報をはじめあらゆる手段を用い、区役所又は消防署へ連絡する。</p>
第5段階	<p>【避難指示】</p> <p>1 気象台から大雨特別警報が発表された場合</p> <p>2 気象台から記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>3 がけ崩れや土石流が発生した場合</p>	【災害対策本部(第一次~四次)】	<p>1 避難勧告が発令されている地域に避難指示を行う。</p> <p>2 被害の程度、避難者の人数等を勘案のうえ、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。</p> <p>3 救助が必要なときは、消防職員等が出動する。</p>	

※1 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域とし、土砂災害危険箇所図に示す危険区域は自主防災組織などとあらかじめ協議して設定する区域とする。

※2 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。

※3 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報(危険度判定)(実況で基準値超過、1時間後に基準値超過、2時間後に基準値超過、3時間後に基準値超過を区分して表示)

※4 屋外の移動に危険が伴う場合は、①堅固な建築物の上階に移動する、②木造建築物でも上階のしかも山の反対側のほうに移動することにより、少しでも危険性が低くなる。

なお、土砂災害ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の土砂災害危険箇所や避難所等、避難経路等を確認しておく。

※5 第3段階及び第4段階は、原則として、気象台から大雨警報(土砂災害)が発表されている場合とする。

2~4 (略)

修正後

第3 土砂災害への対応

1 段階に応じた対応

段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第3段階	<p>【避難準備・高齢者等避難開始(削除)】</p> <p>2 気象台と広島県から、土砂災害警戒情報が発表されていない場合で、土砂災害に関するメッシュ情報(※3)に危険度(2時間後又は1時間後に基準値を超過)が表示された場合</p> <p>3 土砂災害警戒情報が発表された場合で、土砂災害に関するメッシュ情報(※3)に危険度(大雨基準超過、2時間後基準値超過)が表示された場合</p>	(同左)	<p>1 防災行政無線等により、必要な区域(※1)に対し避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</p> <p>なお、危険が迫っている場合には、避難勧告等を行う。</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 市域に初めて避難準備・高齢者等避難開始を発令した際には、再度、全市域に注意喚起(自主避難の呼びかけ)を発信する。</p>	<p>1 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 (同左)</p>
第4段階	<p>【避難勧告(削除)】</p> <p>2 気象台と広島県から土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報(※3)に危険度(1時間後又は実況で基準値を超過)が表示された場合</p> <p>3 (同左)</p> <p>4 (同左)</p>	【災害対策本部(削除)】	<p>1 必要な区域(※1)に避難勧告を行う。</p> <p>危険が迫っている場合には、避難指示(緊急)を行うことがある。</p> <p>急激に気象が変化し、危険が高まった場合は、指定緊急避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する。</p> <p>約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】</p> <p>2 状況の1により避難勧告を発令した行政区内の避難勧告対象区域以外の危険区域に対し、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</p> <p>3 (同左)</p>	<p>1 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 (同左)</p>
第5段階	<p>【避難指示(緊急)】</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 (同左)</p>	【災害対策本部(削除)】	<p>1 避難勧告が発令されている地域に避難指示(緊急)を行う。</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 (同左)</p>	

※1 (同左)

※2 (同左)

※3 (同左)

※4 (同左)

(削除)

※5 大雨警報(土砂災害)発表後は、実効雨量(7.2時間半減期)を、本市が土砂災害の危険性を把握する土砂災害に関するメッシュ情報の補完情報として参照する。

2~4 (略)

修正前

第4 津波への対応

1 段階に応じた対応

状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動(※5)
気象台から津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合(※1)	津波注意報が発表された場合 【災害対策本部(一次)】 津波警報・大津波警報が発表された場合 【災害対策本部(四次)】	1 必要な区域(※3)に 避難指示 を発令する(※4)。 約1分 約5秒 約1分【サイレン】【休止】【サイレン】 2 必要な指定緊急避難場所を開設するとともに、開設した指定緊急避難場所を周知する。	1 直ちに避難する。 2 指定緊急避難場所等への移動中に、目前急迫の浸水危険にさらされ、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険が伴う場合には、建物内の安全な場所(上階)に待避する。(※6) 状況が落ち着くのを待って、より安全な場所へ移動する。 3 人命に関わる緊急事態が発生した場合は、119番通報をはじめあらゆる手段を用い、区役所又は消防署へ連絡する。
国外での地震による津波の影響を「遠地地震に関する情報」として発表された場合	【必要に応じた体制】(※2)	1 津波に関する気象情報等を収集・把握する。 2 必要に応じ、防災行政無線等により、沿岸部の住民に津波に対する注意喚起を促す。	テレビ・ラジオ等を通じて津波等の情報に注意する。

※1 停電、通信途絶等により、津波警報等を通時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くても1分程度以上の長い揺れを感じた場合も同様とする。
 ※2 津波注意報等が発表された場合は、原則として上記と同様の対応を行う。
 ※3 津波注意報、津波警報が発表された場合ごとに定めた区域とする。
 ※4 河川・海岸管理者等から構造物の機能支障等の通報を受けた場合は、必要な区域に避難情報を発信・発令する。
 ※5 住民の行動は、震災対策編第4章第3節の津波災害の予防対策を参考にする。
 ※6 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。
 また、津波浸水想定区域図等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認の上、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や付近の堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。

2 (略)

修正後

第4 津波への対応

1 段階に応じた対応

状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動(※5)
(同左)	津波注意報が発表された場合 【災害対策本部(削除)】 津波警報・大津波警報が発表された場合 【災害対策本部(削除)】	1 必要な区域(※3)に 避難指示(緊急) を発令する(※4)。 約1分 約5秒 約1分【サイレン】【休止】【サイレン】 2 (同左)	1 (同左) 2 (同左) 3 (同左)
(同左)	(同左)	1 (同左) 2 (同左)	(同左)

※1 (同左)
 ※2 (同左)
 ※3 (同左)
 ※4 (同左)
 ※5 (同左)
 ※6 (同左)

2 (略)

修 正 前	
水防計画 第4章 避難対策 第4節 災害種別に応じた避難	頁 423、424

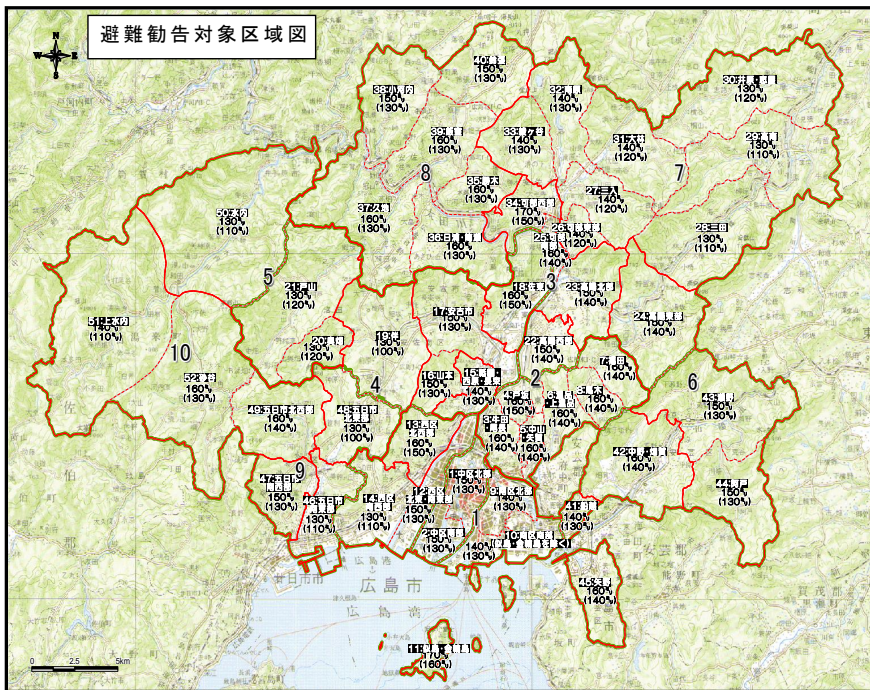
修 正 後
修 正 理 由 ○ 避難勧告等の発令判断の指標をメッシュ情報のみとするため、土砂災害警戒・避難基準雨量の記載を削除する。

3 土砂災害に対する警戒基準及び避難基準

行政区	避難勧告対象区域	警戒基準雨量	避難基準雨量	雨量観測所	
				所管	観測所
中 区	中区北部	130mm	150mm	市	中消防署
	中区南部			県砂防	江波
東 区	牛田・尾長	140mm	160mm	〃	牛田早稲田
	戸坂	150mm		〃	中山新町
	中山・矢賀	140mm		〃	〃
	温品・上温品			市	温品出張所
	福田			県砂防	福木
馬木	〃		〃		
南 区	南区北部	130mm	140mm	県水防	西部建設
	南区南部	〃	〃	県砂防	楠那
西 区	似島・金輪島	160mm	170mm	市	似島消防出張所
	西区北東・南東部	130mm	150mm	〃	西消防署
	西区北西部	150mm	160mm	県砂防	己斐
	西区南西部	110mm	130mm	〃	井口台
安佐南区	祇園・西原・長束	130mm	140mm	市	祇園消防出張所
	山本		150mm	県砂防	祇園山本
	安古市	150mm	160mm	市	上安消防出張所
	佐東		〃	安佐南消防署	
	伴		100mm	〃	沼田消防出張所
	奥畑		130mm	県砂防	奥畑
戸山	120mm	〃	市	戸山分団阿戸車庫	
安佐北区	高陽西部	140mm	150mm	〃	口田分団矢口車庫
	高陽北部			〃	高陽消防出張所
	高陽東部			〃	狩小川分団湯坂車庫
	可部南部			160mm	県砂防
	可部東部	120mm	140mm	〃	〃
	三人	110mm	130mm	市	三人分団桐原車庫
	三田			〃	三田分団畑車庫
	高南	120mm	140mm	県砂防	白木
	井原・志屋			市	志屋分団梶名車庫
	大林			〃	大林分団大杉車庫
	南原			県砂防	堂免橋
	綾ヶ谷	150mm	170mm	市	亀山分団大畑車庫
	可部西部			〃	亀山分団亀山車庫
	勝木			〃	亀山分団亀山西車庫
	日浦・筒瀬			160mm	県砂防
	久地	130mm	150mm	市	久地分団久地車庫
小河内	〃			小河内分団本郷車庫	
飯室	160mm			〃	安佐消防出張所
鈴張	150mm			〃	鈴張分団鈴張西車庫
安 芸 区	船越	130mm	140mm	〃	安芸区役所
	中野・畑賀	140mm	160mm	〃	安芸区中野出張所
	瀬野	130mm	150mm	〃	瀬野分団中原車庫
	阿戸			〃	安芸区阿戸出張所
	矢野			〃	安芸区矢野出張所
佐 伯 区	五日市南東部	110mm	130mm	〃	佐伯消防署
	五日市南西部	130mm	150mm	県砂防	五日市観音
	五日市北東部	100mm	130mm	〃	五月が丘
	五日市北西部	140mm	160mm	〃	彩が丘
	水内	110mm	130mm	市	水内分団堂原車庫
上水内	130mm	160mm	県砂防	菅沢	
砂谷			〃	杉並台	

(削除)

修正前



修正後

(削除)

修正前				
水防計画 別表第1 水位・潮位・及び雨量の観測場所	頁 437			
3 雨量の観測場所 (1) 広島市雨量観測所《各消防署》				
行政区	観測所名	種別	観測場所	通信方法
安佐北区	口田分団矢口車庫	自記	安佐北区口田南七丁目 18-22	テレメーター
	安佐北消防署高陽出張所	自記	安佐北区真亀一丁目 3-6	テレメーター
	狩小川分団湯坂車庫	自記	安佐北区狩留家町 625-1	テレメーター
	三入分団桐原車庫	自記	安佐北区可部町大字桐原 759-3	テレメーター
	三田分団畑車庫	自記	安佐北区白木町大字三田字畑 7184-4	テレメーター
	志屋分団梶名車庫	自記	安佐北区白木町大字志路字栄堂 5512-1	テレメーター
	大林分団大杉車庫	自記	安佐北区大林三丁目 10-4	テレメーター
	亀山分団大畑車庫	自記	安佐北区可部町大字綾ヶ谷字久保河原 2636-1	テレメーター
	亀山分団亀山車庫	自記	安佐北区亀山南三丁目 33-1	テレメーター
	亀山分団亀山西車庫	自記	安佐北区亀山西二丁目 3-1	テレメーター
	久地分団久地車庫	自記	安佐北区安佐町大字久地字城下 4492	テレメーター
	小河内分団本郷車庫	自記	安佐北区安佐町大字小河内字堂原 4578	テレメーター
	安佐北消防署安佐出張所	自記	安佐北区安佐町大字飯室 3052-1	テレメーター
	鈴張分団鈴張西車庫	自記	安佐北区安佐町大字鈴張字平石 4366-4	テレメーター

修正後				
修正理由 ○ 移転建替えに伴う住所変更。				
3 雨量の観測場所 (1) 広島市雨量観測所《各消防署》				
行政区	観測所名	種別	観測場所	通信方法
安佐北区	口田分団矢口車庫	自記	安佐北区口田南七丁目 18-22	テレメーター
	安佐北消防署高陽出張所	自記	安佐北区真亀一丁目 3-6	テレメーター
	狩小川分団湯坂車庫	自記	安佐北区狩留家町 625-1	テレメーター
	三入分団桐原車庫	自記	安佐北区可部町大字桐原 759-3	テレメーター
	三田分団畑車庫	自記	安佐北区白木町大字三田字畑 7184-4	テレメーター
	志屋分団梶名車庫	自記	安佐北区白木町大字志路字栄堂 5512-1	テレメーター
	大林分団大杉車庫	自記	安佐北区大林三丁目 10-4	テレメーター
	亀山分団大畑車庫	自記	安佐北区可部町大字綾ヶ谷字久保河原 2636-1	テレメーター
	亀山分団亀山車庫	自記	安佐北区亀山南三丁目 33-1	テレメーター
	亀山分団亀山西車庫	自記	安佐北区亀山西二丁目 3-1	テレメーター
	久地分団久地車庫	自記	安佐北区安佐町大字久地字城下 4492	テレメーター
	小河内分団本郷車庫	自記	安佐北区安佐町大字小河内字上本郷 3424-4	テレメーター
	安佐北消防署安佐出張所	自記	安佐北区安佐町大字飯室 3052-1	テレメーター
	鈴張分団鈴張西車庫	自記	安佐北区安佐町大字鈴張字平石 4366-4	テレメーター

修正前					
水防計画 別表第1 水位・潮位及び雨量の観測場所			頁 440		
1、2 (略)					
3 雨量の観測場所					
(1)~(4) (略)					
(5) 広島地方気象台雨量観測施設《広島地方気象台》					
河川名	観測所名	情報入手先	種類	位置	通信連絡先
沿岸部	広島		気象台	中区上八丁堀 6-30 広島地方気象台	223-3951
根谷川	三入		地域気象 (雨量) 観測所	安佐北区三入	
太田川	加計	気象庁ホームページ		山県郡安芸太田町加計字神田	
滝山川 (太田川)	王泊	国土交通省ホームページ		山県郡北広島町細見	
柴木川 (太田川)	内黒山	広島県防災情報システム		山県郡安芸太田町大字横川字横川東平	
〃	八幡			山県郡北広島町東八幡原	
関川 (太田川)	志和			東広島市志和町志和堀	
水内川 (太田川)	佐伯湯来	気象庁ホームページ		佐伯区湯来町大字和田字中須賀	
西宗川 (太田川)	都志見	国土交通省ホームページ		山県郡北広島町都志見	

修正後					
修正理由 ○ 情報入手先の修正。					
1、2 (略)					
3 雨量の観測場所					
(1)~(4) (略)					
(5) 広島地方気象台雨量観測施設《広島地方気象台》					
河川名	観測所名	情報入手先	種類	位置	通信連絡先
沿岸部	広島		気象台	中区上八丁堀 6-30 広島地方気象台	223-3951
根谷川	三入		地域気象 (雨量) 観測所	安佐北区三入	
太田川	加計	気象庁ホームページ		山県郡安芸太田町加計字神田	
滝山川 (太田川)	王泊	国土交通省ホームページ		山県郡北広島町細見	
柴木川 (太田川)	内黒山	国土交通省ホームページ		山県郡安芸太田町大字横川字横川東平	
〃	八幡	広島県防災情報システム		山県郡北広島町東八幡原	
関川 (太田川)	志和			東広島市志和町志和堀	
水内川 (太田川)	佐伯湯来			佐伯区湯来町大字和田字中須賀	
西宗川 (太田川)	都志見			山県郡北広島町都志見	

修正前			
水防計画 別表第11 水防信号施設等 2 水防信号施設等		頁 483	
(安芸区)			
設置場所		災害種別	
		防災行政無線 (屋外)	サイレン
瀬野川中学校	中野四丁目24-1	○	
畑賀分団為角車庫	畑賀町3183-4	—	○
上大山集会所	上瀬野139-8	—	○
瀬野分団中原車庫	上瀬野一丁目18-14	—	○
みどり坂団地第8公園	瀬野西三丁目25番	—	○
安芸区役所矢野出張所	矢野東五丁目7-18	—	○
県立安芸南高校	矢野西二丁目15-1	○	
安芸区役所	船越南三丁目4-36	○	
安芸区役所阿戸出張所	阿戸町6257-2	—	○
阿戸生活改善センター	阿戸町4020-1	—	○
寺屋敷団地自治会倉庫敷地	矢野町752-747	—	○
阿戸町弓張松	阿戸町字弓張松1933番地1地先	○	
計	12か所	<u>4</u>	8

修正後			
修正理由 ○ 移設及び遠隔化により操作可能となるため。			
(安芸区)			
設置場所		災害種別	
		防災行政無線 (屋外)	サイレン
瀬野川中学校	中野四丁目24-1	○	
畑賀小学校	畑賀三丁目28-16	○	○
上大山集会所	上瀬野139-8	<u>○</u>	○
瀬野分団中原車庫	上瀬野一丁目18-14	<u>○</u>	○
みどり坂団地第8公園	瀬野西三丁目25番	<u>○</u>	○
安芸区役所矢野出張所	矢野東五丁目7-18	<u>○</u>	○
県立安芸南高校	矢野西二丁目15-1	○	
安芸区役所	船越南三丁目4-36	○	
安芸区役所阿戸出張所	阿戸町6257-2	<u>○</u>	○
阿戸生活改善センター	阿戸町4020-1	<u>○</u>	○
寺屋敷団地自治会倉庫敷地	矢野町752-747	<u>○</u>	○
阿戸町弓張松	阿戸町字弓張松1933番地1地先	○	
計	12か所	<u>12</u>	8